

第3次府中市環境基本計画

(案)

令和4年7月

目次

| | |
|--|-----|
| 第1章 計画策定の背景..... | 1 |
| 1. 国外の社会的動向..... | 1 |
| 2. 前計画の振り返り..... | 2 |
| 3. 改定の方針..... | 3 |
| 4. 市の概況..... | 5 |
| 第2章 計画の基本的事項..... | 10 |
| 1. 計画の位置づけ..... | 10 |
| 2. 計画の期間..... | 11 |
| 3. 計画の対象とする範囲..... | 11 |
| 第3章 環境像と施策体系..... | 12 |
| 1. 環境像..... | 12 |
| 2. 基本方針..... | 13 |
| 3. 施策体系..... | 14 |
| 第4章 施策の展開..... | 15 |
| 基本方針1 脱炭素型のまちを目指します（地球温暖化・気候変動への対応）..... | 16 |
| 基本方針2 人と自然が調和し豊かなめぐみを得られるまちを目指します..... | 40 |
| 基本方針3 循環型のまちを目指します（資源循環・廃棄物）..... | 70 |
| 基本方針4 安全・安心・快適に暮らせる文化的なまちを目指します..... | 84 |
| 基本方針5 協働・連携のための環境が整ったまちを目指します..... | 98 |
| 第5章 重点プロジェクト..... | 109 |
| 1. 重点プロジェクトの位置づけ..... | 109 |
| 2. 重点プロジェクトに必要な視点..... | 109 |
| 3. 重点プロジェクト..... | 109 |
| 第6章 計画の推進..... | 115 |
| 1. 計画の推進体制及び進行管理..... | 115 |
| 2. 進捗管理指標..... | 117 |
| 資料編..... | 120 |
| 1. 持続可能な開発目標（SDGs）と本計画の関係..... | 120 |
| 2. 温室効果ガス排出量の推計結果..... | 124 |
| 3. 生物多様性地域戦略策定の経緯..... | 128 |
| 4. 計画関連データ..... | 140 |

第1章 計画策定の背景

1. 国外の社会的動向

前計画以降、国外における環境政策を取り巻く状況は大きく変化しています。

2015（平成 27）年に開催された国連サミットでは、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標として、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」が掲げられました。SDGs は、社会、経済、環境における課題を統合的に解決する考え方が示されるとともに、17 の目標（図 1-1 参照）とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されています。その中では、国際社会全体が将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。

地球温暖化対策に関する動向として、2015（平成 27）年にフランス・パリで行われた国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）では、2020（令和 2）年以降の地球温暖化対策の新たな法的枠組である「パリ協定」が採択されました。世界全体の目標として、産業革命前からの世界の気温上昇を 2 より十分低く保つとともに、1.5 未満に抑えるための努力を追求することが示され、日本を含むすべての条約加盟国が温室効果ガス排出削減の枠組を強化することが必要とされています。

生物多様性に関する動向としては、2010 年の生物多様性条約締約国会議（COP10）で採択された愛知目標の科学的評価及び達成状況を踏まえ、新たな枠組について各国間の交渉が続いています。その中で、2022（令和 4）年 12 月にカナダで開催される COP15 第二部において新たな国際目標である「ポスト 2020 生物多様性枠組」が採択される予定です。

また、EU では、新型コロナウイルス感染症からの経済復興に当たり、環境や社会にも配慮した復興として「グリーンリカバリー」が提唱されており、日本でも同様の考え方を取り入れる動きが広まろうとしています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター HP

図 1-1 持続可能な開発目標（SDGs）17 のゴールのロゴ

2. 前計画の振り返り

第2次環境基本計画では、5つの基本方針を基に個別目標を定め、個別目標に向けた取組を推進してきました。さらに、多種多様にわたる環境課題の解決には、各取組を個別に実施するのではなく、大きな目的に向けて連携する「横断的な取組」が必要なことから、重要性、緊急性が高く、府中市の環境の特性を活かしていくための軸となる施策を「3つの重点プロジェクト」として設定しています。

また、「3つの重点プロジェクト」に関連する指標を参考指標として設定し、推進を図ってきました。23指標（26指標のうち3指標はデータ不足等により評価不可）の参考指標に対し、2021（令和3）年度時点での達成度は1/4程度となります。

2.1 基本方針1 水と緑が豊かにあるまちをめざします

主要な取組

緑の保全と活用について、保存樹木に対する奨励金の交付や、公共花壇や市民花壇の「地域の庭」としての緑化などに取り組みました。また、生物多様性の取組については、東京農工大学の協力による市内の植生に関する科学的な調査と保全活動の検討、第1次府中市生物多様性地域戦略の策定等により、生物多様性の保全を推進することができました。

評価

指標の一つである「生産緑地の面積」は目標を達成する見込みですが、「市の面積に対する緑地の割合」はほぼ横ばいで推移しており、目標達成は困難な状況です。

2.2 基本方針2 安全・安心に健康で暮らせるまちを目指します

主要な取組

大気環境について国や都などの関係機関と連携し、取組や対応を進め、また市民への不安解消のために現状値を年一回「府中の環境」で公表しています。

水質については、多摩川の水質合同調査などにより水質は改善傾向にあります。

評価

総合計画の指標でもある「騒音・大気汚染などの公害に悩まされている市民の割合」は年によって増減を繰り返していますが、2019（令和元）年度と2020（令和2）年度は目標を達成しました。「市民1,000人当たりの公害苦情件数」については、2018（平成30）年度は目標値を達成しましたが、2019（令和元）年度は再び大きく増加しています。工場、指定作業場からの公害に関する苦情は減少していますが、近隣関係の相談が増加しています。

2.3 基本方針 3 文化的で快適なまちを目指します

主要な取組

浅間山周辺景観形成推進地区指定による浅間山に配慮した土地利用の誘導、防災に関するセミナーやワークショップの実施、歴史講座の開講などに取り組みました。

評価

関連する参考となる指標の設定がなく評価が困難ですが、関連する事業は概ね目標どおり順調に進捗しています。

2.4 基本方針 4 低炭素型・循環型のまちを目指します

主要な取組

太陽光発電設備や LED 照明の導入支援、自転車駐車場の整備等により、地球温暖化対策に取り組みました。

また、全戸配布しているごみの情報紙「府中のごみ」の発行、マイバッグコンクールの実施、消滅型生ごみ処理機（キエーロ）の検証事業の実施等により、リサイクル・ごみ減量化を推進しました。

評価

2019（令和元）年度の二酸化炭素排出量は、929 千 t-CO₂ となっており、2019（令和元）年度時点で目標を上回る削減率となっています。一方、「市民一人当たりのごみ・資源の排出量」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による在宅時間の増加により 2019（令和元）年度以降増加に転じており、目標達成には困難な状況です。

2.5 基本方針 5 環境パートナーシップの育つまちを目指します

主要な取組

親子かんきょう塾、自然散策講座の実施、自然環境調査員会議による武蔵台緑地の継続的な動植物調査の実施、環境保全活動センターだよりの発行、環境図書等の収集と公開などの市民の意識を高める取組等を実施しました。

評価

「府中市環境保全活動センターの認知度」、「府中市環境保全活動センターサポーターの登録人数」などの指標について上昇傾向ではありましたが未達成となっており、府中市環境保全活動センターの周知や運営方法について見直しや検討が必要です。また、環境イベントなどが新型コロナウイルス感染症への対応により中止となったことから、新たな啓発等の活動手法の検討が必要です。

3. 改定の方針

本計画の改定の方針を以下に示します。

3.1 SDGs や地域循環共生圏の考え方の反映

前計画の策定後の 2015（平成 27）年に SDGs が採択され、2030（令和 12）年までに持続可能でよりよい世界を目指すことが求められています。地方公共団体においても SDGs の理念を踏まえ、持続可能な地域づくりに向けて、地域の企業や市民と協働して、目標達成に寄与する施策を積極的に推進することが求められています。

2018（平成30）年4月に閣議決定した第五次環境基本計画では、SDGs（持続可能な開発目標）やパリ協定といった世界を巻き込む国際的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方も活用した「地域循環共生圏」が提唱されました。

現行計画では、SDGs や地域循環共生圏の考え方を取り入れ、環境のみならず経済・社会の統合的な向上を目指す計画とします。

3.2 脱炭素社会を見据えた施策や目標値の設定

近年、世界的に脱炭素社会を目指す動きが加速しています。府中市においても2021（令和3）年11月24日に2050年二酸化炭素実質排出ゼロを目指すゼロカーボンシティを表明しました。こうした状況を踏まえて本計画においても2050年脱炭素社会を見据えた温室効果ガス排出量の削減目標を定め、脱炭素社会を見据えた施策の体系とします。また、気候変動適応の考え方も取り入れた計画とします。

3.3 環境政策の一体的な推進

前計画の計画期間においては、環境基本計画の関連計画として2015（平成27）年度に府中市生物多様性地域戦略を策定、2017（平成29）年1月に府中市地球温暖化対策地域推進計画の中間見直しを実施し、それぞれの計画に基づいて生物多様性や地球温暖化対策などに取り組んできました。

本計画からは、実効性の高い推進体制の構築を行うため、生物多様性地域戦略を基本方針2に、地球温暖化対策地域推進計画を基本方針1に位置付け、環境政策の一体的な推進を図る計画とします。

4. 市の概況

4.1 地勢

府中市は、島しょを除いた東京都のほぼ中央に位置し、新宿から西方約 22km の距離にあります。東は調布市、西は国立市と日野市、南は多摩市と稲城市、北は小金井市と国分寺市に隣接しています。

面積は 29.43km² で、東京都の面積の 1.3%、多摩地域の 2.5% を占めており、多摩地域で 7 番目の広さです。

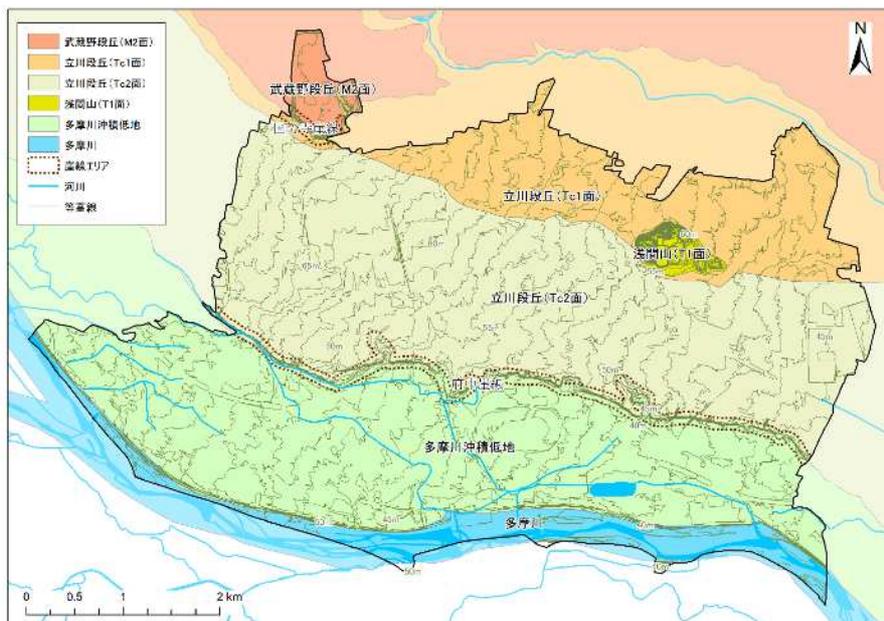


出典：国土数値情報等から作成

図 1-2 府中市の位置図

4.2 地形

府中市は、南端に多摩川が流れ、多摩川から北へ約 1.7km にわたって平坦な多摩川沖積低地が広がります。多摩川沖積低地の先には、東西に走る高さ約 6～7m の府中崖線を経て北方約 2.5km にわたって立川段丘が広がります。さらに、国分寺崖線を経て武蔵野段丘に及ぶ地域もあります。



出典：国土数値情報、基盤地図情報、地理院地図地形分類から作成

図 1-3 府中市付近の地形・地質

4.3 気候

府中市の気候要素（気温、降水量、日照時間）は夏の高温多湿と冬の少雨乾燥が特徴です。気温は8月が最も高く、平均気温が26.8、日最高気温は31.6です。最も気温が低くなるのは1月で、平均気温が4.5、日最低気温は-0.7です。

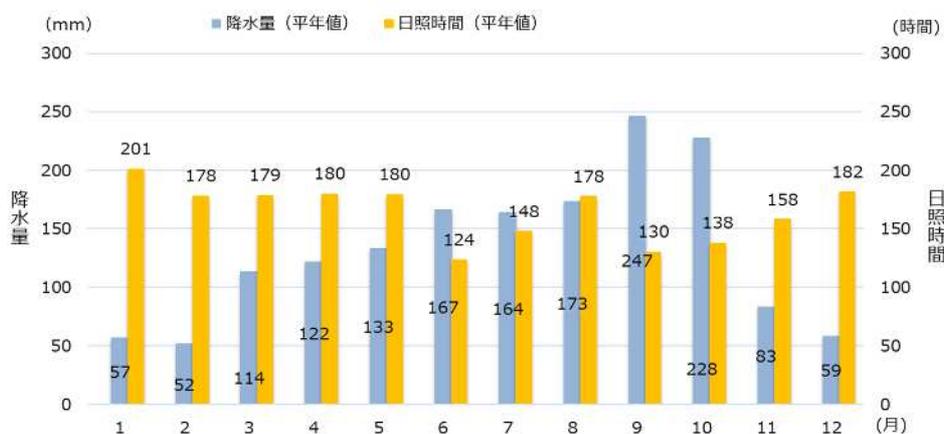
降水量は、秋雨や台風の影響で9～10月が多く、12～2月の冬季は少なくなっています。

日照時間は、梅雨の影響がある6～7月や、秋雨や台風の影響がある9～10月は日照時間が小さくなっています。



出典：気象庁データ（府中観測所）

図 1-4 府中の平均気温・最高気温・最低気温の月別平年値（1991（平成3）～2020（令和2）年の平年値）



出典：気象庁データ（府中観測所）

図 1-5 降水量および日照時間の月別平年値（1991（平成3）～2020（令和2）年の平年値）

4.4 人口・世帯数

府中市の人口は、2022（令和4）年1月1日時点では、総人口が260,253人、世帯数が127,939世帯となっています。人口および世帯数は増加傾向にある一方、1世帯当たりの人口は、減少傾向にあります。

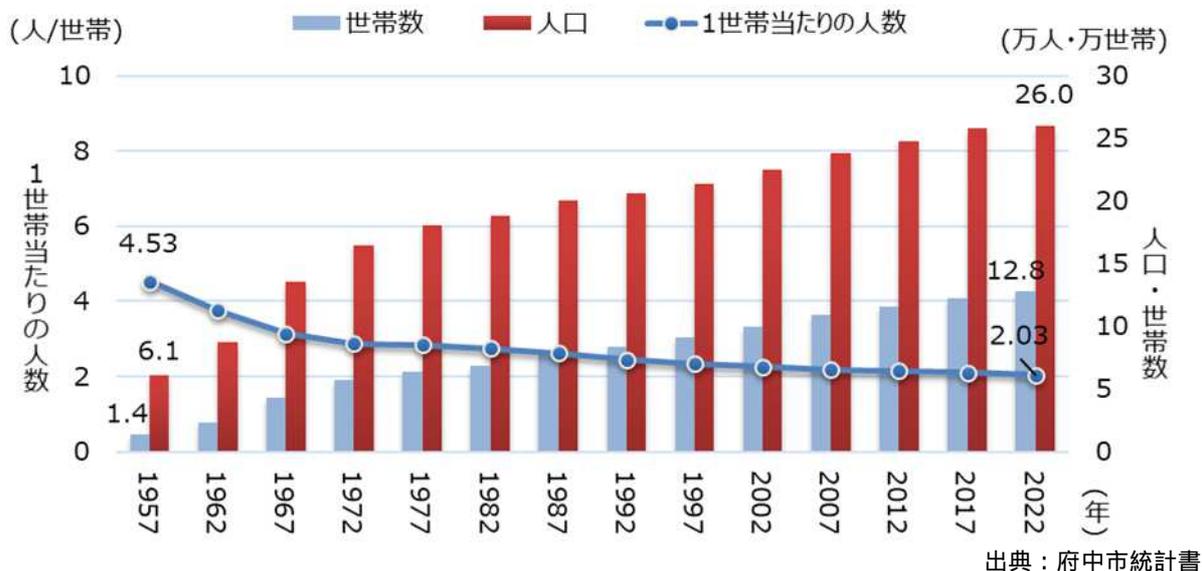


図 1-6 人口・世帯数の推移

4.5 土地利用

2017（平成29）年度における土地利用は、住宅用地が全体の32.1%と最も多く、2002（平成14）年度から増加傾向であるのに対し、農業用地の割合は2002（平成14）年度の7.4%から、2017（平成29）年度には5.0%に減少しています。

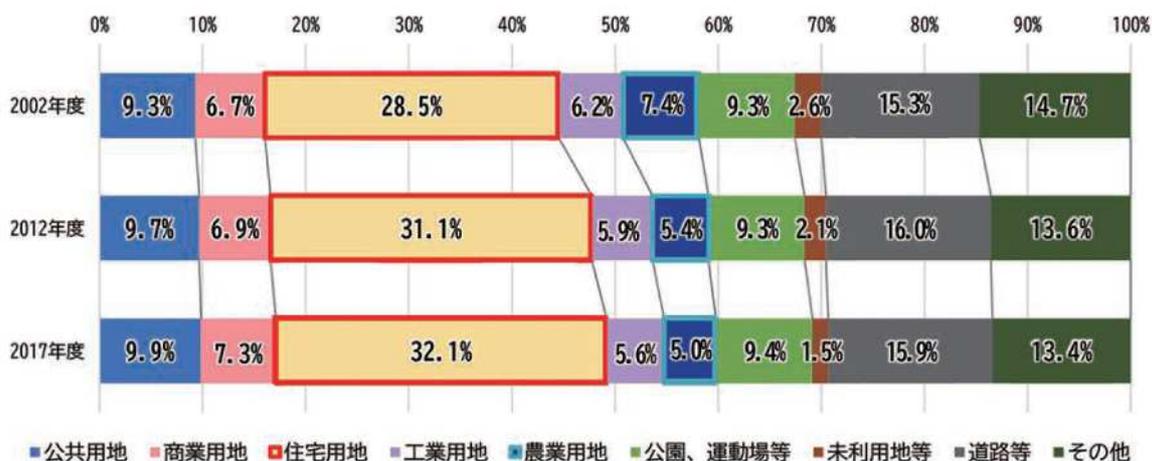


図 1-7 地目別土地面積の割合の推移

4.6 産業

産業別就業者数を見ると、第3次産業が最も多く、続いて第2次産業となっています。

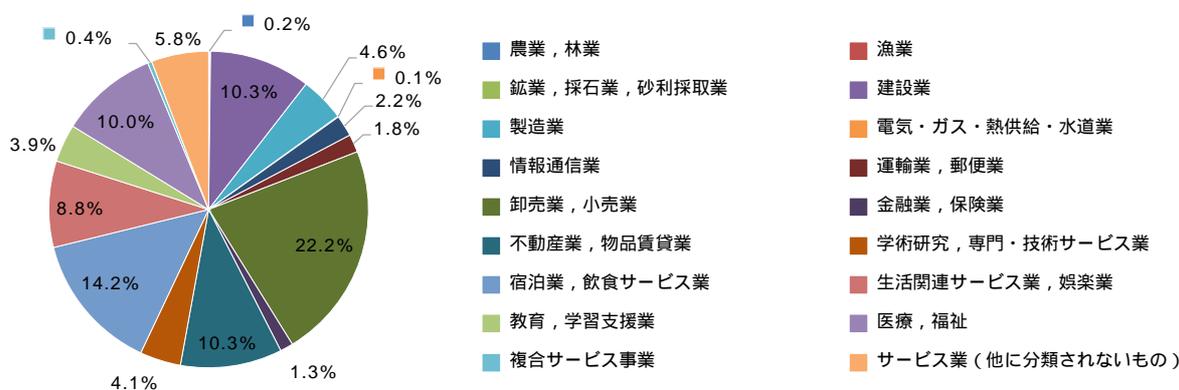
1995（平成7）年から2015（平成27）年までの産業別種の推移をみると、第2次産業は減少傾向にあり、第3次産業は増加傾向です。

2016（平成28）年における産業分類別事業所数の割合を見ると、「卸売業，小売業」が22.2%と最も高く、「宿泊業，飲食サービス業」（14.2%）、「建設業」「不動産業，物品賃貸業」（10.3%）と続いています。「製造業」の事業所数の割合は4.6%ですが、東芝やNEC、サントリーなどの大規模工場があるのが特徴です。



出典：国勢調査

図 1-8 産業別就業者数の推移



| 産業大分類 | 事業所数 | 割合 |
|-----------------|-------|-------|
| A 農業・林業 | 12 | 0.2% |
| B 漁業 | 1 | 0.0% |
| C 鉱業，採石業，砂利採取業 | 1 | 0.0% |
| D 建設業 | 752 | 10.3% |
| E 製造業 | 334 | 4.6% |
| F 電気・ガス・熱供給・水道業 | 5 | 0.1% |
| G 情報通信業 | 158 | 2.2% |
| H 運輸業，郵便業 | 133 | 1.8% |
| I 卸売業，小売業 | 1,624 | 22.2% |

| 産業大分類 | 事業所数 | 割合 |
|---------------------|-------|--------|
| J 金融業，保険業 | 96 | 1.3% |
| K 不動産業，物品賃貸業 | 755 | 10.3% |
| L 学術研究，専門・技術サービス業 | 302 | 4.1% |
| M 宿泊業，飲食サービス業 | 1,038 | 14.2% |
| N 生活関連サービス業，娯楽業 | 645 | 8.8% |
| O 教育，学習支援業 | 283 | 3.9% |
| P 医療，福祉 | 730 | 10.0% |
| Q 複合サービス事業 | 31 | 0.4% |
| R サービス業(他に分類されないもの) | 425 | 5.8% |
| 全産業計 | 7,325 | 100.0% |

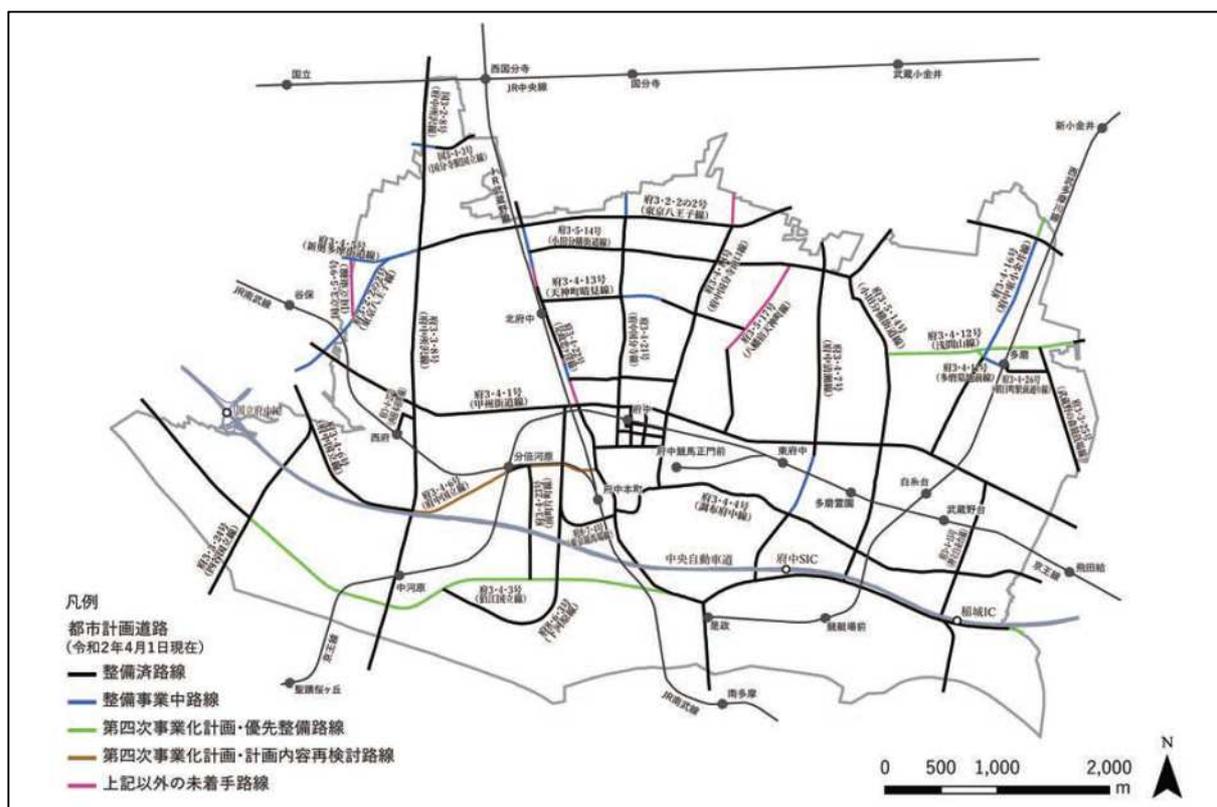
出典：平成28年経済センサス-活動調査

図 1-9 産業分類別事業所数内訳

4.7 交通

市の東西を横断する鉄道として京王線、南北を縦断する鉄道として JR 南武線、JR 武蔵野線及び西武多摩川線が敷設されています。市内 14 駅では 1 日平均の乗車人員は約 23 万 6 千人となっています。また、コミュニティバスの路線拡大により、路線バスと併せてバス交通ネットワークが形成され、市内全域において公共交通の利用環境が整い、公共交通不便地域はおおむね解消された状況にあります。

利便性の高い公共交通とともに、積極的な道路基盤の整備により、市の東西を横断する道路として、東八道路、甲州街道、中央自動車道等、南北を縦断する道路として、新小金井街道、府中街道、新府中街道等の整備が進むなど、都市計画道路は 8 割以上整備が完了し、道路ネットワークについてもおおむね形成されています。



出典：府中市都市計画に関する基本的な方針

図 1-10 幹線交通網

第2章 計画の基本的事項

1. 計画の位置づけ

本計画は、本市における環境保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを定める「府中市環境基本条例」に基づくものであるとともに、「第7次府中市総合計画」に示された施策を環境面から具体化し、支えていくものです。

また本計画は、府中市の環境施策を取り巻く社会動向の変化や、地域における環境課題に対応するため、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、温対法という。）の第21条に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（旧 府中市地球温暖化対策地域推進計画）、生物多様性基本法の第13条に基づく「生物多様性地域戦略」（旧 府中市生物多様性地域戦略）の2つの計画を包含した、実効性も併せ持った計画とします。なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第6条に基づく「府中市一般廃棄物処理基本計画」とも整合を図ります。

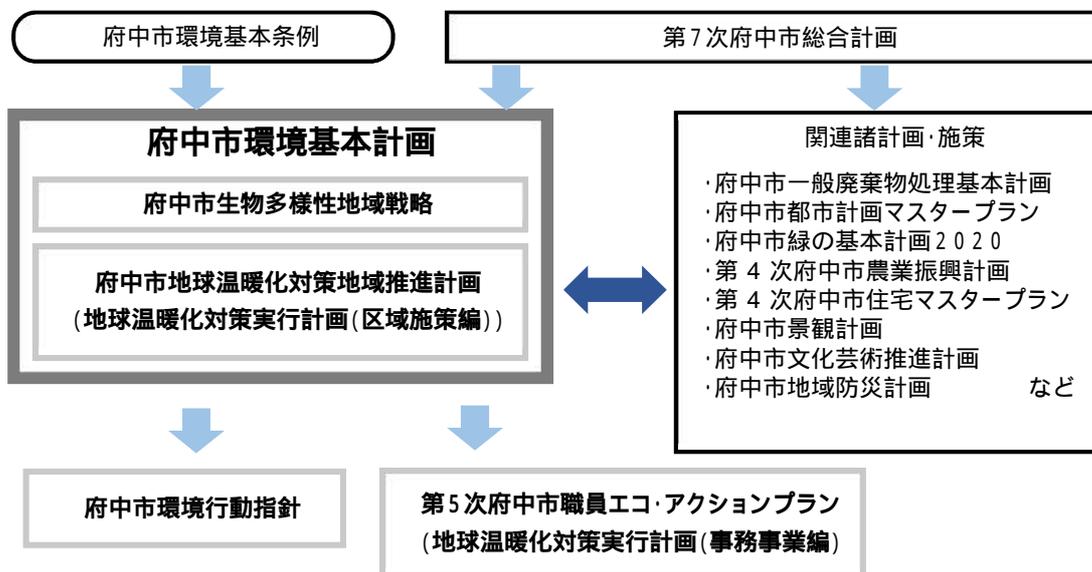


図 2-1 計画の位置づけ

2. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 5 年度から令和 12 年度までの 8 年間とします。なお、第 7 次府中市総合計画 前期基本計画の終了と後期基本計画の開始を目途に適宜必要に応じて見直しを行います。



図 2-2 計画期間

3. 計画の対象とする範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、次のとおりとします。

表 2-1 計画の対象とする範囲

| 分野 | 対象とする項目 |
|------------|-----------------------------|
| 地球温暖化対策 | 省エネルギー、再生可能エネルギー、気候変動への適応 等 |
| 自然 | 水辺、みどり、生きもの 等 |
| 廃棄物・資源循環 | ごみ、資源循環、適切処理 等 |
| 生活環境 | 大気質、水質、騒音・振動、悪臭、化学物質 等 |
| 歴史・文化 | 景観、歴史的・文化的環境 等 |
| 環境パートナーシップ | 環境教育・環境学習、環境活動、主体間連携、地域連携 等 |

第3章 環境像と施策体系

1. 環境像

本計画では、「府中市環境基本条例」で定める基本理念に基づき、総合的かつ計画的に環境施策を推進するため、市民や事業者等の様々な活動主体と目指すべき望ましい姿を共有するため、環境像として「地域から地球へ みんなで創る 持続可能なまち 府中」を掲げます。

地域から地球へ みんなで創る 持続可能なまち 府中

世界規模での脱炭素社会の実現や生物多様性の保全等に向けた取組を、基礎自治体の府中市から何ができるかを考え、行動していくことが重要だと考えます。また、ひとりひとりの行動が地域の環境を変え、地球の環境を守ることにつながるという意識を持つことが大切です。

一方で、市民、事業者、行政が連携し、地域一体となった取組が、環境課題の解決を促進することから、「みんなで」というキーワードも大切です。さらに、府中市は大規模事業者や大学が立地し、環境に関する知の集積があることから、連携を深め、その強みを生かしていきます。

また、SDGsの基本的な理念である「誰ひとり取り残さない」のもと、経済、社会、環境の3つの側面のバランスのとれた、持続可能なまちを目指します。

都市としての快適さを保ちながら、社会に優しく環境に配慮した、未来につながるまちを様々なパートナーシップで実現していきます。



*「府中市緑の基本計画 2020」の「緑育のまちづくりのイメージ」を参照

図 3-1 環境像のイメージ

2. 基本方針

本計画では環境像を実現するための目標として、本市の現状を踏まえ下記の5つの基本方針を設定します。

基本方針1 脱炭素型のまちを目指します

○地球温暖化への具体的な対策を推進することで、温室効果ガスを削減するとともに、気候変動による影響に適応したまちづくりを進めます。

基本方針2 人と自然が調和し豊かなめぐみを得られるまちを目指します

○自然との共生を図るため、水辺・緑の保全と活用、身近な自然の維持、生物多様性の理解促進等を進めます。

基本方針3 循環型社会の形成・循環型のまちを目指します

○循環型社会の構築を目指し、さらなるごみの排出量の抑制、再利用の促進、再資源化の促進等を進めます。

基本方針4 安全・安心・快適に暮らせる文化的なまちを目指します

○安全・安心で快適に暮らせるまちを目指して、大気、水質、土壌の保全、化学物質の適正管理、快適できれいなまちづくり、市の特長の一つである歴史的・文化的環境の保全等を進めます。

基本方針5 協働・連携のための環境が整ったまちを目指します

○環境に係る共通基盤づくりのため、環境教育・環境イベント等の推進、事業者・大学との連携による新たな取組の創出、環境保全活動を支援するネットワークの構築等を進めます。

3. 施策体系



図 3-2 施策体系図

第4章 施策の展開

本章の構成

本章は、基本方針ごとに次の内容により構成しています。

内容修正中

現状と課題

各分野の環境に関するデータや市の取組、市民・事業者の意識などの現状と、これらを踏まえた課題を示します。

施策の方向性（施策体系）

現状と課題を踏まえ、今後市が取り組む施策を一覧にして示します。

| 基本方針 | 基本施策 | 個別施策 |
|-----------------------|----------------|--|
| 基本方針1 脱炭素型の手続きを目指す | 省エネルギーの推進 | ① 省エネルギー活動の普及促進 ② 省エネルギー設備の導入支援 ③ 市施設の省エネルギー化 |
| | 再生可能エネルギー導入促進 | ① 再生可能エネルギーの導入支援 ② エネルギーの地産地消の促進 ③ 市施設への再生可能エネルギーの導入 |
| | 新技術の普及促進 | ① 水素エネルギーの理解促進 ② 家庭への新エネルギーの普及促進 |
| | 環境に配慮したまちづくり行動 | ① 脱炭素型を目指すまちづくりの推進 ② 人と環境にやさしい交通手段の構築 ③ 都市における緑地の確保 ④ 子どもたちの学習機会の提供 |
| | 気候変動への地域対応 | ① 水害対策の推進 ② 熱中症対策の推進 |

計画の推進にあたって参考となる指標の整理

計画の進捗状況を把握するため、具体的に数値目標を定めた指標を示します。また、現状値から目標値までの達成割合を示します。

5. 計画の推進にあたって参考となる指標の整理

基本方針1の進捗状況を把握するため、次の指標を設定します。

【成果指標】

| 成果指標 | 現状値 (2013年度) | 目標値 (2030年度) | 目標達成割合 (2030年度) |
|-------------------------------|---------------------------|--------------------------|--------------------|
| 市内の温室効果ガス排出量 (2030年-2050年) | 1210.2 千t-CO ₂ | 629.3 千t-CO ₂ | 48% |
| 市内のエネルギー消費量 | 11935 TJ | 8354.5 TJ | 30% |
| 家庭部門のエネルギー消費量 | 3787 TJ | 2726.6 TJ | 28% |

施策の展開

今後市が取り組むべき個別の施策を、市、市民・市民団体、事業者の区分で示します。また、コラムや写真を入れて取組内容を補足します。

6. 施策の展開

基本施策1 省エネルギーの推進

各主体による日常生活や事業活動における省エネルギー活動の推進や、省エネルギー型の商品・設備の使用等の取組により、温室効果ガスの削減を図ります。

個別施策1 省エネルギー活動の普及促進

市の取組

- 市庁舎・市民団体や事業者の省エネルギー活動の推進を目的とした普及啓発活動の取組を図ります。
- 市民団体、事業者が取り組む省エネルギー活動の推進を支援する取組を行います。
- アイドリングストップ等の燃費改善活動や、エコドライブに関する取組を推進します。また、自動車を発着しない短時間待機を推進し、公共施設等での利用を呼びかけたりして、燃費削減の促進を図ります。
- 1層半築造成りや「建築省エネコンクール」などの取組を目的とした省エネルギー活動の推進を図ります。



図 3-7 市民団体の取組

市民・市民団体の取組

- エコドライブや省エネルギー活動を推進する取組を行います。
- 省エネイベントや省エネ講座に参加します。

事業者の取組

- 省エネ型エコドライブや省エネ型機器の使用などの取組を推進する取組を行います。
- 省エネイベントを従業員へ周知するとともに、事業者として協力します。

基本方針 1 脱炭素型のまちを目指します（地球温暖化・気候変動への対応）

【府中市地球温暖化対策地域推進計画】



（SDGsゴール：7、8、9、11、12、13、17）

1 . 府中市地球温暖化対策地域推進計画としての位置づけ

基本方針 1 は地球温暖化対策推進法第 19 条第 2 項に基づく「府中市地球温暖化対策地域推進計画」として位置づけるものとなります。

計画期間

2023（令和 5）年度～2030 年（令和 12）年度

基準年度及び目標年度は、国の地球温暖化対策計画と整合を図り、基準年度を 2013（平成 25）年度、目標年度を 2030（令和 12）年度と設定します。

2 . 地球温暖化・気候変動に関する背景

CO₂ 等の温室効果ガスの影響により産業革命以前より世界の平均気温が約 1℃ 上昇しており、地球規模で温暖化が進み、各地で異常気象による災害が頻発しています。

このまま温室効果ガスを放出し続けると、さらなる災害や動植物の減少・絶滅など、地球の自然環境に取り返しのつかない影響をもたらす恐れがあります。

2015（平成 27）年度に合意されたパリ協定を皮切りに、世界的に脱炭素社会に向けた動きが加速しています。そのような中、国は 2050（令和 32）年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを宣言し、また、東京都は 2050（令和 32）年度に CO₂ 排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言しています。

こうした動向を踏まえ、府中市でも脱炭素社会に向けた取組をさらに推進するため、2021（令和 3）年度 11 月 24 日に 2050（令和 32）年 CO₂（二酸化炭素）実質排出ゼロを目指すゼロカーボンシティ¹を表明しました。

その後、2021（令和 3）年度 12 月に、「府中市における 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロに向けた協働に関する地域協定」を 4 事業者、1 大学と締結しました。

引き続き市民団体・事業者・市が一体となって、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を進めていきます。

¹ ゼロカーボンシティ：2050（令和 32）年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体のこと

府中市における2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けた協働に関する地域協定書

株式会社東芝府中事業所、サントリービール株式会社武蔵野ビール工場、日本電気株式会社府中事業場、キュービー株式会社中河原工場、国立大学法人東京農工大学及び府中市は、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指すため、次の事項に掲げることについて、協働していくことを確認します。

- 1 脱炭素化、省エネルギー化に関すること
- 2 エネルギーの地産地消やレジリエンス強化に関すること
- 3 ゼロカーボンの実現に向けた取組の推進及び普及啓発に関すること
- 4 再生可能エネルギーの導入拡大や利活用に関すること
- 5 プラスチックのサステナブルな利用に関すること
- 6 生物多様性など自然環境の持つ多様な機能の維持・向上に関すること
- 7 自然と共に生きがいを感じるまちづくりに関すること
- 8 上記の事項に限らず、ゼロカーボンの推進に関すること

令和3年12月10日

| | | |
|---------------------|---------------------------|--------------------------------|
| 株式会社東芝 府中事業所長 | サントリービール株式会社 武蔵野ビール工場長 | 日本電気株式会社 執行役員兼サステナビリティ推進本部長 |
| <u>辻 浩介</u> | <u>桂田 州啓</u> | <u>清水 茂樹</u> |
| キュービー株式会社 中河原工場長 | 国立大学法人 東京農工大学学長 | 府中市長 |
| <u>野末 暁弘</u> | <u>千葉 一裕</u> | <u>高野 律雄</u> |

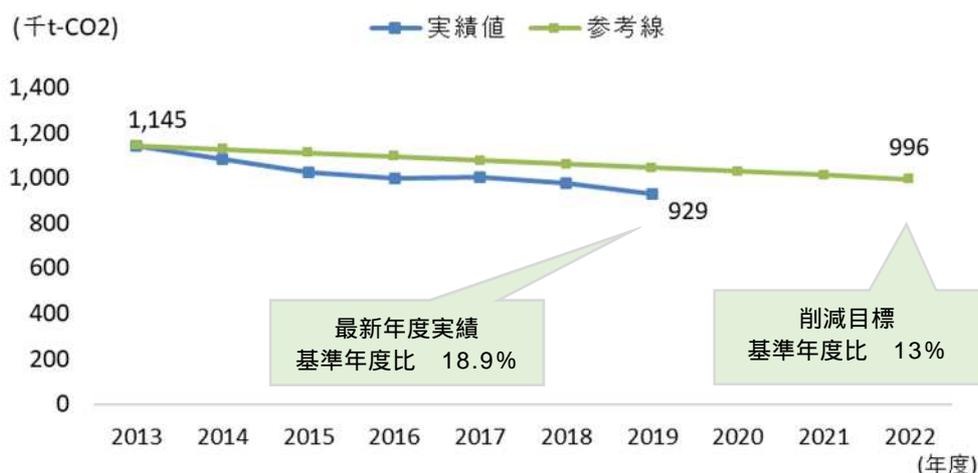
図 4-1 府中市における2050（令和32）年二酸化炭素排出実質ゼロに向けた協働に関する地域協定書

3. 府中市の地球温暖化・気候変動に関する現況

1) 温室効果ガス排出量の目標達成状況

本計画の前計画となる、2017（平成 29）年に策定した「府中市地球温暖化対策地域推進計画（中間見直し）」では、CO₂削減目標を「2022（平成 34）年度までに2013（平成 25）年度比で二酸化炭素排出量を13%の削減」と設定しました。

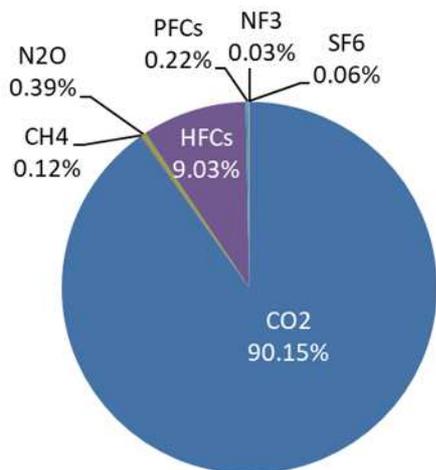
2019（令和元）年度の二酸化炭素排出量は、929 千 t-CO₂（基準年度比で18.9%減）となっており、2019（令和元）年度時点で目標を上回る削減率となっています。



出典：「オール東京 62 市区町村共同事業」提供データより作成

図 4-2 削減目標と削減実績（その他 6 ガスを含まない、二酸化炭素のみの排出量）

なお、前計画における削減目標は、温室効果ガス排出量のうち約 9 割を占める二酸化炭素排出量のみを対象としています。



| | |
|--------|-----------------------------------|
| 温室効果ガス | 二酸化炭素 (CO ₂) |
| | メタン (CH ₄) |
| | 一酸化二窒素 (N ₂ O) |
| | ハイドロフルオロカーボン類 (HFC _s) |
| | パーフルオロカーボン類 (PFC _s) |
| | 六ふっ化硫黄 (SF ₆) |
| | 三ふっ化窒素 (NF ₃) |

出典：「オール東京 62 市区町村共同事業」提供データより作成

図 4-3 温室効果ガス排出量の内訳（2019 年度）と温室効果ガスの種類

課題

1. 市・市民団体・事業者等の取組により、削減目標を達成する見込みであることの共有（情報発信）を図っていく。ただし、国内外の機運の高まりもあり、2050（令和 32）年度脱炭素社会の実現に向けて地域として貢献していくためには、これまで以上の取組が必要
2. 前計画は二酸化炭素排出量のみを対象としており、国の地球温暖化対策計画を踏まえ、対象ガスの見直しが必要

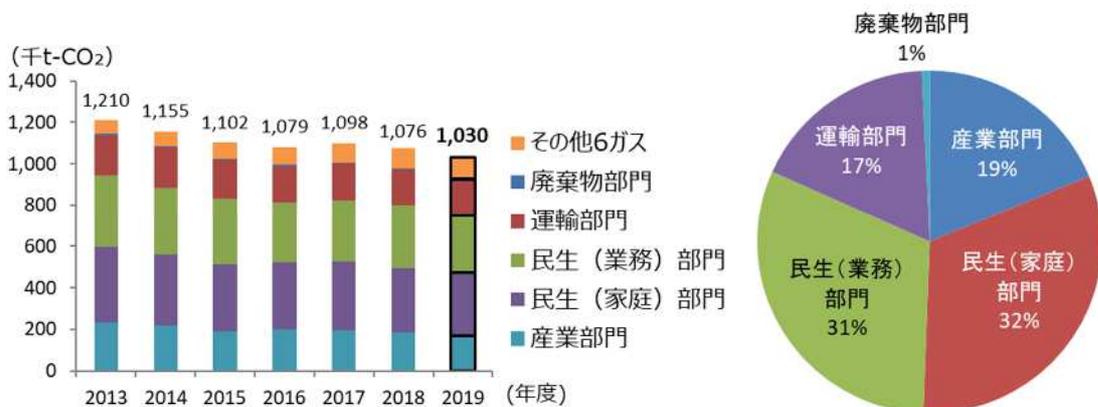
2) 部門別の温室効果ガス排出量

部門別にみると、産業、民生（家庭）、民生（業務）、運輸の4部門については、2013（平成25）年度比で減少している一方、廃棄物部門とその他6ガス²は増加しています。

排出量が減少している4部門について、電力の二酸化炭素排出係数の低減に加えて、産業部門は生産量（製造品出荷額）の減少、民生（家庭）部門は世帯当たりのエネルギー消費量の減少、民生（業務）部門は床面積当たりのエネルギー消費量の減少、運輸部門は自動車の燃費向上が、各部門において排出量が減少した主な要因と考えられます。

一方で、その他6ガスは代替フロンへの切替えに伴い2013（平成25）年度以降増加傾向となっています。

なお、その他6ガスを除いた二酸化炭素排出量の内訳を見ると民生（家庭）部門が32%と最も高く、次いで民生（業務）部門が31%で高くなっています。



出典：「オール東京 62 市区町村共同事業」提供データより作成

図 4-4 温室効果ガス排出量の推移 二酸化炭素排出量部門別割合（2019（令和元）年度）

課題

二酸化炭素排出量のうち 32%を占める家庭部門と、31%を占める民生業務部門からの温室効果ガス排出量削減の取組が重要

コラム

代替フロンとは

代替フロンとは、モントリオール議定書で規制の対象とされた特定フロン（CFC（クロロフルオロカーボン）及び HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン））を代替するために開発された物質のことです。

フロンは冷蔵庫・冷凍庫の冷媒や断熱材の発泡剤として使われている物質です。

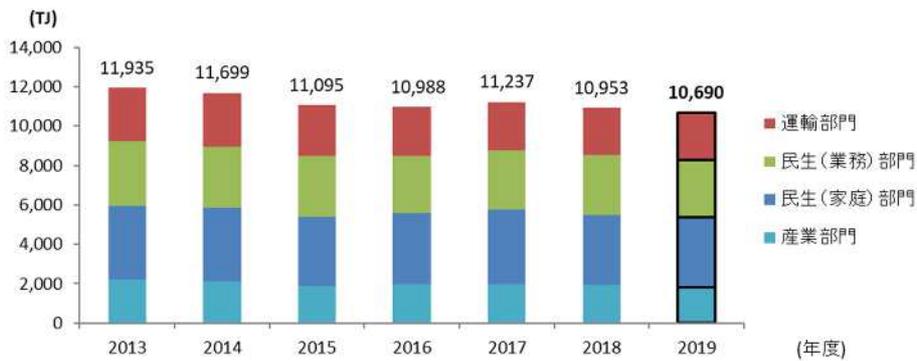
しかしフロンがオゾン層を破壊する物質だと分かり、フロンと同等の性質を持ち、オゾン層の破壊能が低いあるいは全くない代替フロン（HFC（ハイドロフルオロカーボン）など）が開発され、近年その使用が大幅に増加しています。代替フロンは、オゾン層を破壊することはないという意味で「環境配慮型」と称されてきましたが、強力な温室効果ガスとしての性質を有しており、地球温暖化対策として削減が必要です。

² その他 6 ガスの構成は、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素である

3) 部門別のエネルギー推移

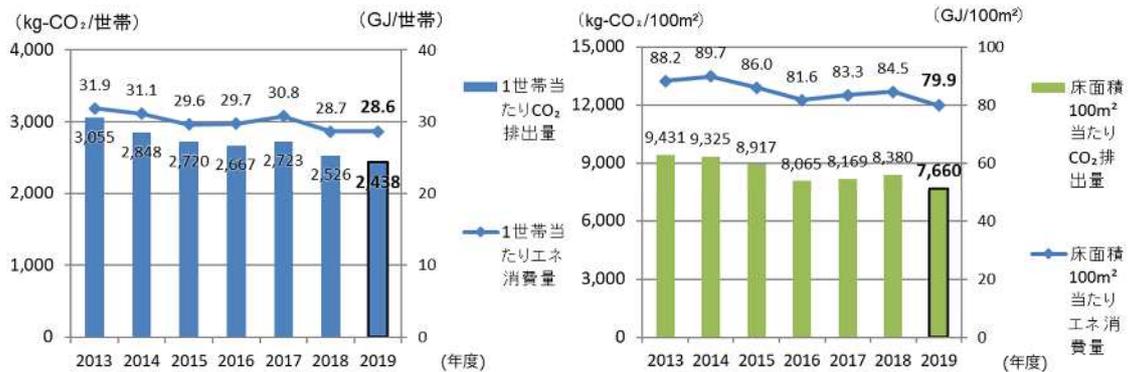
エネルギー消費量全体としては、2013（平成 25）年度から 8%の削減となっています。

民生（家庭）部門と民生（業務）部門のエネルギー消費原単位³については、2013（平成 25）年度以降の推移をみると両部門とも改善傾向にあります。府中市では、世帯数が増加しているのに対して、1世帯当たりのエネルギー消費量が減少しています。これは省エネ機器の性能向上や省エネ行動の促進、また1世帯当たりの人数の減少等と考えられます。



出典：「オール東京 62 市区町村共同事業」提供データより作成

図 4-5 府中市におけるエネルギー消費量の推移



出典：「オール東京 62 市区町村共同事業」提供データより作成

図 4-6 原単位の推移 (左：民生家庭部門、右：民生業務部門)

課題

両部門とも 2013（平成 25）年度以降のエネルギー消費効率には改善傾向にあるものの、民生業務部門は 2016（平成 28）年度以降増加しており、さらなる省エネルギーの対策が必要

³民生（家庭）部門は世帯当たりのエネルギー消費量、民生（業務）部門は延べ床面積当たりのエネルギー消費量のこと。

4) 目指すべき姿

先述で整理した課題等を踏まえ、府中市の目指すべき姿は以下のとおりとします。

目指すべき姿

1. 市・市民団体・事業者間の環境パートナーシップを推進し、市民一人ひとりや事業者等の各主体が環境に対する意識を高め、正確な知識を持ち、積極的に気候変動に対応したカーボンニュートラルに寄与する環境保全活動などに取り組みます。
2. 市民団体・事業者と協働し、再生可能エネルギーの地域内での循環や地産地消に取り組むとともに、環境にやさしく災害に強いまちづくりを推進します。

5) 協働により推進したい取組

府中市の目指すべき姿に向けて以下の取組を協働して推進していきます。

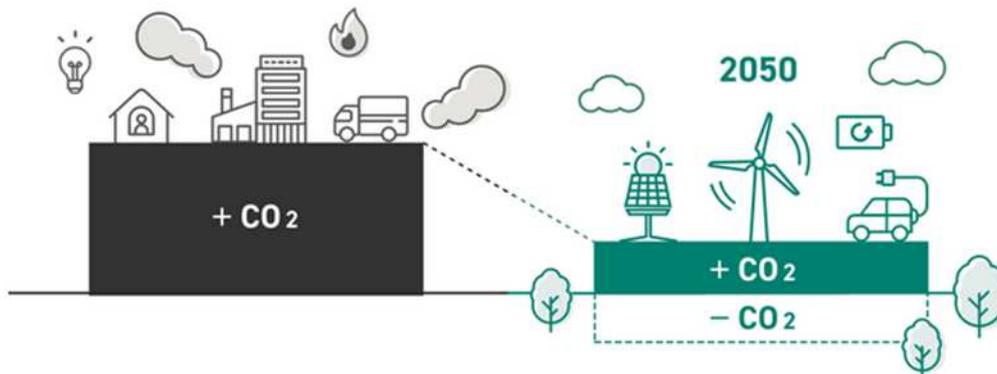
- ・環境にまつわるイベントや講座を協働で企画、運営すること。
- ・環境に配慮した行動を一緒に学び、実践すること。
- ・事業者に向けた情報発信や講座を企画し、脱炭素型の経営を促進すること。

コラム

カーボンニュートラルとは

カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることです。

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。
人為的なもの



出典：脱炭素ポータル HP（環境省）

6) 削減目標

府中市の温室効果ガス削減目標を以下のとおり設定します。

計画目標は、2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比48%の削減とします。

また、長期目標は、ゼロカーボンシティを表明していることから2050（令和32）年度に温室効果ガス排出量実質ゼロとします。

内容修正中

< 府中市の温室効果ガス削減目標 >

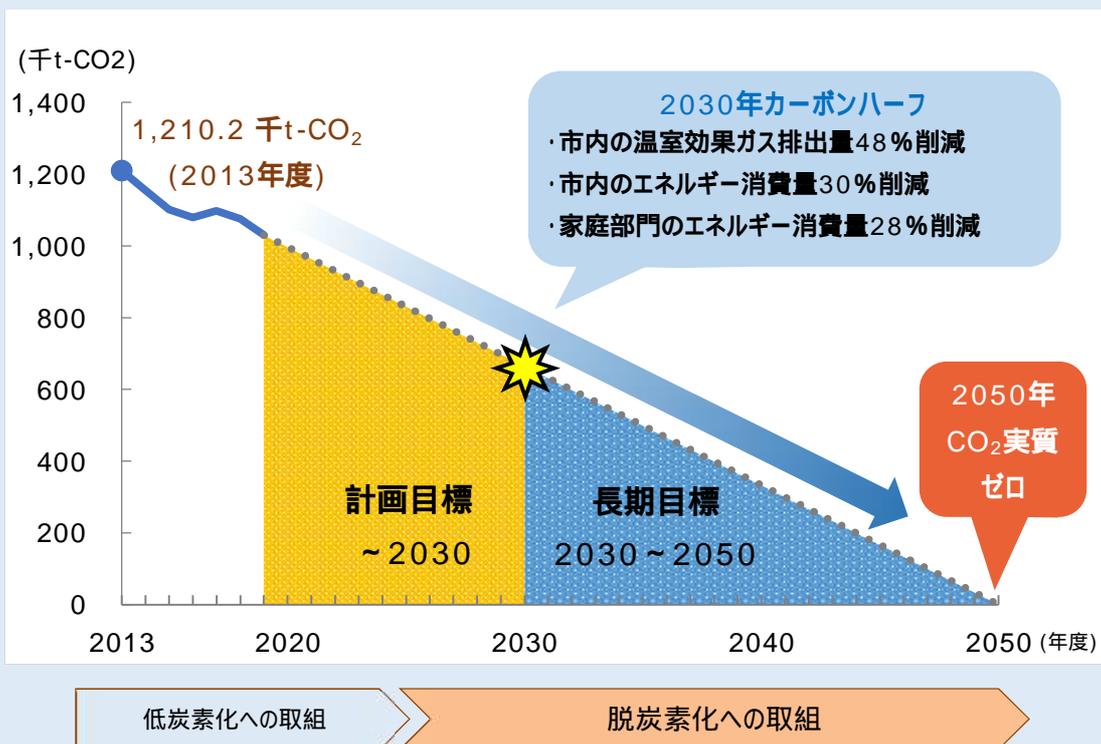
（計画目標）温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比48%削減

意欲的に対策を進めることによって実現できる見通しがある。

また、国及び東京都の目標と同程度の目標値となっている。

（長期目標）2050年度に温室効果ガス排出量実質ゼロ

府中市のゼロカーボンシティ表明と整合を図る。



4 . 施策の方向性（施策体系）

次の体系に基づき、目指すべき姿に向けて施策を展開します。

| 基本方針 | 基本施策 | 個別施策 |
|------------------------|-----------------|---------------------|
| 基本方針① 脱炭素型のまちを目指します | 省エネルギーの推進 | 省エネルギー活動の普及促進 |
| | | 省エネルギー設備の導入支援 |
| | | 市施設の省エネルギー化 |
| | 再生可能エネルギー導入促進 | 再生可能エネルギーの導入支援 |
| | | エネルギーの地産地消の促進 |
| | | 市施設への再生可能エネルギーの導入 |
| | 新技術の普及促進 | 水素エネルギーの理解促進 |
| | | 家庭への新しい技術による製品の普及促進 |
| | 環境に配慮したまちづくりと行動 | 脱炭素型を目指したまちづくりの推進 |
| | | 人と環境にやさしい交通手段の構築 |
| | | 都市における緑地の確保 |
| | | 子どもたちへの学習機会の提供 |
| | 気候変動への地域対応 | 水害対策の推進 |
| | | 熱中症対策の推進 |

コラム

「適応策」と「緩和策」

地球温暖化への対策として、「緩和策」と「適応策」の2つの対策を実施していく必要があります。

「緩和策」とは、地球温暖化そのものを抑えることを目的に、温室効果ガスの排出を減少させる対策のことです。

「適応策」とは、気温上昇に伴う熱中症のリスク増加や降水量増加による土砂災害のリスク増加に備えるために実施する対策のことです。

地球温暖化への対策を考えるうえでは、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制を図る「緩和策」を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や将来避けることのできない影響への「適応策」を実施していくことが重要です。



出典：気候変動と適応（気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT））

5 . 計画の推進にあたって参考となる指標の整理

基本方針 1 の進捗状況を把握するため、次の指標を設定します。

【成果指標】

| 成果指標 | 現状値 (2013 年度) | 目標値 (2030 年度) | 目標削減割合 (2030 年度) |
|---------------------------------|-----------------------------|----------------------------|---------------------|
| 市内の温室効果ガス排出量 (2030 年・2050 年) | 1,210.2 千 t-CO ₂ | 629.3 千 t- CO ₂ | 48% |
| 市内のエネルギー消費量 | 11,935 TJ | 8,354.5 TJ | 30% |
| 家庭部門のエネルギー消費量 | 3,787 TJ | 2,726.6 TJ | 28% |

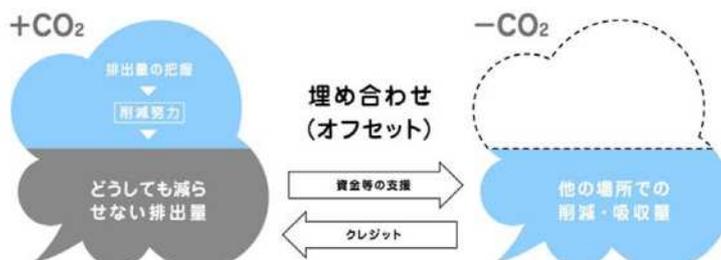
【参考指標・取組指標】

| 参考指標・取組指標 | 現状値 (2021 年度) | 目標値 (2030 年度) |
|--|-----------------------------|-----------------------------|
| 高効率給湯器（エネファーム、エコキュート） の補助件数（累計） | 1562 件 | 2280 件 |
| 太陽光発電システムの補助件数（累計） | 1359 件 | 1900 件 |
| 蓄電池補助件数（累計） | 173 件 | 800 件 |
| 既設窓の断熱改修補助件数（累計） | 59 件 | 330 件 |
| カーボンオフセット事業 CO ₂ 吸収量 (複数年認証含む) | 84.2 (t-CO ₂ /年) | 1000 (t-CO ₂ /年) |

コラム

カーボンオフセット

カーボンオフセットとは、私たちの活動により排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの排出をまずできるだけ減らすように努力をした上で、それでも排出してしまう温室効果ガスの排出量を、他の場所での削減・吸収活動（削減・吸収量）により埋め合わせようという考え方。府中市では、姉妹都市である佐久穂町で 2011（平成 23）年度より森林の間伐を行い、現在は植林を実施しています。



出典：平成 28 年度カーボン・オフセットレポート（環境省）

6 . 施策の展開

基本施策 1 省エネルギーの推進

各主体による日常生活や事業活動における省エネルギー行動の実践や、省エネ型の製品・設備の使用等の促進により、温室効果ガスの削減を図ります。

個別施策 1 省エネルギー活動の普及促進

市の取組 市民・市民団体や事業者の省エネルギー活動を促進するための普及啓発に取り組みます。

- 市民団体、事業者が取り組める具体的な行動を示す環境行動指針を作成します。
- アイドリング・ストップ等の意識啓発に努め、エコドライブ⁴に資する取組を推奨します。
- 「府中環境まつり」や「環境ポスターコンクール」、「打ち水日和イベント」を実施して、省エネ行動の取組を啓発し、ひとり一人の環境配慮行動のきっかけをつくります。



図 4-7 環境まつりでの巣箱づくり様子

市民・市民団体の取組

- エコドライブや省エネ行動を実践します。
- 府中環境まつりなどの環境イベントに家族と参加します。

事業者の取組

- 従業員にエコドライブや省エネ行動を実践するように働きかけ、実践しているか把握します。
- 環境イベントをに、事業者としてするとともに従業員へ参加を呼びかけます。

⁴ エコドライブ：エコドライブとは、燃料消費量やCO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心がけのこと。エコドライブは、交通事故の削減や燃料費削減にもつながる。警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省で構成するエコドライブ普及連絡会では、エコドライブの普及・推進において統一的に用いられるエコドライブ10のすすめを策定している。

【参考】省エネルギー行動による CO₂ 削減効果

| リビング | CO ₂ 削減量 (年間) | 電気削減量 (年間) | 節約額 (年間) |
|--|-----------------------------|---------------|-------------|
| テレビを見ないときは消す 1日1時間テレビ(32V型)を見る時間を減らした場合 | 8.2 kg | 16.79 kWh | 約 450 円 |
| テレビ画面は明るすぎないように調節する テレビ(32V型)の画面の輝度を最適(最大 中間)にした場合 | 13.2 kg | 27.10 kWh | 約 730 円 |
| パソコンを使わない時は、電源を切る デスクトップ型で1日1時間利用時間を短縮した場合 | 15.4 kg | 31.57 kWh | 約 850 円 |
| 夏の冷房は冷やしすぎに注意し、無理のない範囲で室内温度を上げる 熱中症にならないようご注意ください 外気温度31の時、エアコン(2.2kW)の冷房設定温度を27から1上げた場合(使用時間:9時間/日) | 14.8 kg | 30.24 kWh | 約 820 円 |
| 冬の暖房時の室温は20に調節する 外気温度6の時、エアコン(2.2kW)の暖房設定温度を21から20にした場合(使用時間:9時間/日) | 25.9 kg | 53.08 kWh | 約 1,430 円 |
| エアコンのフィルターをこまめに掃除する フィルターが目詰まりしているエアコン(2.2kW)とフィルターを清掃した場合の比較 | 15.6 kg | 31.95 kWh | 約 860 円 |
| キッチン | CO ₂ 削減量 (年間) | 電気削減量 (年間) | 節約額 (年間) |
| 冷蔵庫には、ものをつめ込みすぎない 詰め込んだ場合と、半分にした場合との比較 | 21.4 kg | 43.84 kWh | 約 1,180 円 |
| 冷蔵庫の設定温度を適切にする 周囲温度22で、設定温度を「強」から「中」にした場合 | 30.1 kg | 61.72 kWh | 約 1,670 円 |
| 野菜の下ごしらえに電子レンジを活用する 葉菜(ほうれん草、キャベツ)100gを、ガスコンロで1Lの水(27程度)に入れ沸騰させて煮る場合から、電子レンジに変えた場合の比較 | 12.2 kg | - | 約 990 円 |
| ガスコンロ使用時は、炎がなべ底からはみ出さないように調節 1Lの水(20程度)を沸騰させる時、強火から中火にした場合(3回/1日) | 5.3 kg | - | 約 390 円 |
| 水回りやお風呂・洗面所など | CO ₂ 削減量 (年間) | 電気削減量 (年間) | 節約額 (年間) |
| シャワーを不必要に流したままにしない 45のお湯を流す時間を1分間短縮した場合、ガスと水道合計の節約 | 28.7 kg | - | 約 3,210 円 |
| 入浴は間隔をあげずに、追い焚きを減らす 2時間放置により4.5低下した湯(200L)を追い焚きする場合(1回/日) | 85.7 kg | - | 約 6,190 円 |
| 温水洗浄便座を使わないときはフタを閉める フタを閉めた場合と、開けっ放しの場合との比較(貯湯式) | 17.0 kg | 34.90 kWh | 約 940 円 |
| 買い替えで省エネ | CO ₂ 削減量 (年間) | 電気削減量 (年間) | 節約額 (年間) |
| 白熱電球からLED電球に買い替える 54Wの白熱電球から9Wの電球形LEDランプに交換、年間2000時間(1日約5.5時間)点灯した場合 | 43.9 kg | 90.00 kWh | 約 2,430 円 |

府中市における1世帯あたりの年間CO₂排出量は2,438kg-CO₂です(2019年度、出典:「オール東京62市区町村共同事業」提供データ)

個別施策 2 省エネルギー設備の導入支援

市の取組 家庭及び事業所に対する省エネルギー設備導入促進のため支援を行います。

- 住宅に設置される高効率型給湯器、既設窓の断熱化工事の費用を一部補助し、導入を支援します。
- 省エネ手法等の情報提供、国や東京都等の省エネ診断、省エネセミナー等の活用・PRにより、中小規模事業者における省エネ活動を支援します。
- 国や東京都で実施されている、省エネルギー機器の導入に対する補助制度等について、情報提供を行い、省エネルギー機器の導入を支援します。

市民・市民団体の取組

- 省エネルギー機器導入による効果や支援事業といった情報を積極的に入手し、省エネルギー機器の導入を検討します。

事業者の取組

- 省エネ診断によりエネルギーを見える化し、エネルギーの効率化や従業員の意識啓発を図ります。

コラム

サプライチェーンにおける脱炭素

事業者自らの排出だけでなく、原材料調達・製造・物流・販売・廃棄など、一連の流れ全体から発生する温室効果ガス排出量をサプライチェーン排出量と言います。

サプライチェーン排出量 = Scope 1 排出量 + Scope 2 排出量 + Scope 3 排出量



Scope 1 : 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出 (燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope 2 : 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope 3 : Scope 1、Scope 2 以外の間接排出 (事業者の活動に関連する他社の排出)

(出典：環境省)

パリ協定において企業等の非政府主体における排出削減が求められたことから、グローバルに活動を行う大企業を中心にサプライチェーン全体の脱炭素化に向けた取組が広がり、国内でもサプライチェーン排出量の算定及び削減に取り組む企業が増えてきています。

個別施策 3 市施設の省エネルギー化

市の取組 市民や市内事業所の模範となるべく、市が率先して省エネルギーに取り組みます。

- タブレット端末、無線 LAN 対応の端末を活用することで、全庁においてペーパーレス会議の推進等に取り組みます。
- 今後、新築や大規模改築を行う学校や市の建築物においては、省エネルギー化を進めるとともに、ライフサイクルコスト⁵を考慮しながら、施設の ZEB 化を推進します。
- 雨水利用による省資源対策を図るため、公共施設を新築、改築する際には、雨水の貯水タンクや貯水槽の設置を検討します。
- 公用車に環境負荷の少ないハイブリッド車や電気自動車、燃料電池自動車などの電動車を積極的に導入します。

市民・市民団体の取組

- 市の公共施設への省エネルギー設備の導入を理解し、協力します。

事業者の取組

- 市の率先的な取組を参考に設備や施設の省エネルギー化に取り組みます。

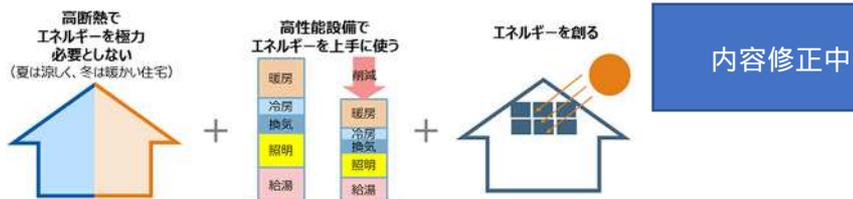
コラム

ZEH（ゼッチ）と ZEB（ゼブ）

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）も ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）も、省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにする建築物です。

我が国ではエネルギー基本計画において「2030年までに新築住宅の平均で ZEH の実現を目指す」とする政策目標を設定していますが、目標達成にはさらなる努力が必要です。

このため、普及に向けて、経済産業省、国土交通省、環境省が連携して情報提供を行うほか、各種補助事業も行われています。



出典：ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）に関する情報公開について（平成 30 年 3 月）

⁵ ライフサイクルコスト（LCC）：計画・設計・施工から建物の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額のこと

基本施策 2 再生可能エネルギー導入促進

情報発信や助成制度の検討により、市民・市民団体や事業者による再生可能エネルギーの導入を促進します。また、公共施設における太陽光発電システムの導入を推進します。

個別施策 1 再生可能エネルギーの導入支援

市の取組 家庭や事業所の再生可能エネルギー利用を促進するため、設備導入支援や支援に関する情報提供を行います。

- 市民・市民団体や事業者に対し、国や東京都における補助制度等を周知し、また再生可能エネルギーに関する情報提供やセミナー等の活用・PR により、再生可能エネルギー設備の導入を支援します。
- 住宅に設置される太陽光発電システムや蓄電池システムの費用の一部を補助し、導入を支援します。

市民・市民団体の取組

- 補助制度などの情報を積極的に収集し、太陽光発電システムや蓄電池システムの導入を検討します。

事業者の取組

- 補助制度などの情報を積極的に収集し、太陽光発電システムや蓄電池システムの導入を検討します。

コラム

エコハウス設備設置補助金

市では、個人住宅の環境に配慮した住宅設備（エコハウス設備）の設置に要する費用の一部を助成しています。

家庭において、エネルギーを「減らす」「創る」「賢く使う」ため、また防災のために補助金を活用してエコハウス設備の導入を検討してみませんか。

補助対象機器等

太陽光発電システム
太陽熱高度利用システム
二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム

家庭用蓄電池システム
既設窓の断熱改修
雨水浸透施設
雨水貯留槽

補助対象機器は 2022 年 7 月時点

詳細は市の HP をご確認ください。

個別施策 2 エネルギーの地産地消の促進

市の取組 太陽光発電などにより、電気を市内で創る（創エネ）ことに取り組み、地域経済の活性化を図るとともに、蓄電設備の導入（蓄エネ）により、災害時のレジリエンス⁶を強化や地域経済活性化に貢献するエネルギーの地産地消のため再生可能エネルギーの利用し、エネルギーの地産地消を促進します。

- 市内大規模事業者や大学等と連携して、再生可能エネルギーの導入促進を図ります。
- 市の公共施設や市域における再生可能エネルギー利用の可能性調査を実施し、さらなる再生可能エネルギーや蓄電設備の導入可能性を検討します。
- バイオマス発電について、ゼロカーボンシティ実現に向けた地域連携協定を活用しながら、導入に向けた検討を行います。

市民・市民団体の取組

- 地域で創られた再生可能エネルギーを利用するとともに、蓄電設備を導入する等エネルギーの地産地消に取り組みます。

事業者の取組

- 周囲の自然や住環境に配慮したうえで、再生可能エネルギー発電設備の設置を推進します。

エネルギーの地産
地消のコラムに差し
替えを検討



図 4-8 再生可能エネルギー由来の電気を使用したけやき並木の竹あかり

⁶ レジリエンス：防災分野や環境分野で想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さを意味する。一般用語としては、「困難などに負けない」「困難などに遭遇した時に回復・復元する」という意味をもつが、心理学などの分野ではストレス・逆境に遭遇した時の克服力を指す用語として使われてきた。

個別施策 3 市施設への再生可能エネルギーの導入

市の取組 率先して太陽光発電及び蓄電池システムを導入し、太陽光発電以外の再生可能エネルギーについても導入の検討を行います。

- 再生可能エネルギーのポテンシャルやライフサイクルコスト、施設の使用用途なども総合的に考慮したうえで、学校や市の建築物には、太陽光発電システム等の設置を進めます。
- 市の公共施設を活用し、発電事業者が太陽光発電設備により発電を行う P P A を検討します。
- 市の公共施設への電力として、再生可能エネルギー由来の電力購入に努めます。

市民・市民団体の取組

- 市が導入している再生可能エネルギーに関心を持ちます。

事業者の取組

- 市の率先的な取組を参考に、再生可能エネルギーの導入を検討します。

コラム

PPA（第三者所有モデル）

PPA とは Power Purchase Agreement（電力購入契約）の略称で、第三者所有モデルとも言われます。発電事業者が太陽光発電設備等を設置し、その発電された電気を需要家に販売する電力購入契約です。

需要家は太陽光発電設備導入を初期投資ゼロで行えるといったメリットがあります。



オンサイト PPA モデルイメージ

出典：「初期投資 0 での自家消費型太陽光発電設備の導入について」（環境省）

基本施策 3 新技術の普及促進

温室効果ガス排出量の削減に効果的な再生可能エネルギー由来の水素について普及啓発するとともに、その利活用について検討を進めます。また、燃料電池システムや蓄電池システムの普及を促進します。

個別施策 1 水素エネルギーの理解促進

市の取組 カーボンニュートラル実現に向けた鍵となる水素エネルギーの利活用に向け、府中市内での利用を検討します。

- 水素エネルギーの普及に向けた官民両輪によるムーブメントを醸成する「Tokyo スイソ推進チーム⁷」を通じて、水素エネルギーの理解促進に努めます。
- 水素エネルギーや燃料電池技術について、国や東京都における取組や補助制度について情報提供を行い、水素関連技術の普及、啓発を支援します。
- 公用車に燃料電池自動車（FCV）の導入を検討します。

市民・市民団体の取組

- 水素エネルギーについて興味・関心を持ち理解を深め、燃料電池自動車（FCV）や家庭用燃料電池の導入を検討します。

事業者の取組

- 燃料電池自動車（FCV）や燃料電池バス（FC バス）、燃料電池フォークリフトなどの導入を検討します。

コラム

イラストの挿入

ガスの脱炭素化（ガスのカーボンニュートラル化）

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、ガスについても脱炭素化の動きが加速しています。

「エネルギーの脱炭素化」と聞くと、化石燃料を使用しない発電（再エネによる発電）や、自動車の電動化をイメージする人は多いでしょう。しかし実際は、日本における消費エネルギーの約6割は、工場など「産業部門」における蒸気加熱、家庭や業務など「民生部門」における給湯や暖房といった「熱需要」が占めており、この熱需要を脱炭素化することも重要な課題です。

ガスの脱炭素化技術にはいくつか選択肢がありますが、もっとも有望視されているのは、水素（ H_2 ）と二酸化炭素（ CO_2 ）を反応させ、天然ガスの主な成分であるメタン（ CH_4 ）を合成する「メタネーション」です。メタンは燃焼時に CO_2 を排出しますが、メタネーションをおこなう際の原料として、発電所や工場などから回収した CO_2 を利用すれば、燃焼時に排出された CO_2 は回収した CO_2 と相殺されるため、大気中の CO_2 量は増加しません。

また、都市ガスの原料である天然ガスの主成分はメタンです。よって天然ガスを合成メタンに置き換えても、都市ガス導管やガス消費機器などの既存のインフラ・設備は引き続き活用できることから、コストを抑えてスムーズに脱炭素化を推進できると見込まれています。

⁷ Tokyo スイソ推進チーム：水素エネルギーの普及に向け、官民両輪によるムーブメントを醸成するため、民間企業や都内自治体、東京都などが発足させた。水素エネルギーの普及に向けた取組を広く展開する。

個別施策 2 家庭への新しい技術による製品の普及促進

市の取組 レジリエンスの強化や温室効果ガス排出量削減が期待できる家庭用燃料電池や蓄電池システムの導入促進に取り組みます。

- 国や東京都において実施される家庭向けの燃料電池システムや、蓄電池システムに関する補助制度について情報提供を行い、家庭への新エネルギーの普及を支援します。
- 住宅に設置される家庭用燃料電池コージェネレーションシステム費用の一部を補助し、導入を支援します。
- 住宅に設置される太陽光発電システムや蓄電池システムの費用の一部を補助し、導入を支援します。

市民・市民団体の取組

- 家庭用燃料電池や蓄電池の導入を進めます。

事業者の取組

- 国や東京都の水素の動向を収集し、自社として関連してできないか検討します。

コラム

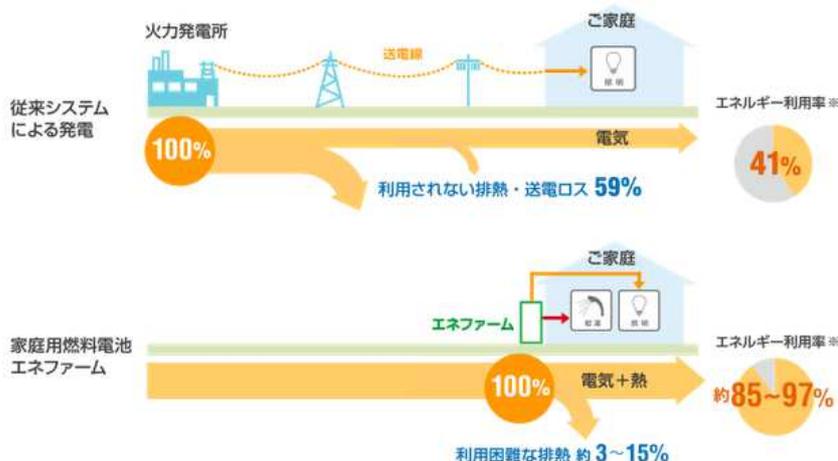
家庭用燃料電池（エネファーム）の設置メリット

エネルギーの効率的利用

発電所で発電した電力は、発電所から各戸まで送られる間に送電ロスが発生するとともに、火力発電の場合は、石油等が有するエネルギーを燃焼させてタービンを回し、電気エネルギーに変換しますが、変換できずに熱エネルギーのまま捨てざるを得ない部分があります。

家庭用燃料電池の場合は、エネルギーを使う場所（家庭）で発電・発熱を行うため、送電ロスや熱の廃棄が抑えられ、高い効率でエネルギー利用が可能であり、CO₂ 排出量の削減に寄与します。

また、家庭内で電気と熱の効率的な利用が可能となるため、家庭の光熱費の削減にも役立ちます。



LHV(高位発熱量：燃料を燃焼させたときに生成する水蒸気の凝縮潜熱を発熱量に含めない発熱量)基準。エネファーム製造メーカー公表値より。エネファームの数値は、機種によって異なります。

出典：エネファームパートナーズHP「エネファームって？」

基本施策 4 環境に配慮したまちづくりと行動

適切な土地利用の誘導や環境に配慮した道路や公園の整備、公共交通機関や自転車を利用しやすい環境整備を促進します。

個別施策 1 脱炭素型を目指したまちづくりの推進

市の取組 道路や建築物などのまちづくりの面から脱炭素化を推進します。

- 府中基地跡地留保地においては、再生可能エネルギーの活用や新しい環境配慮技術の実証、エネルギーの融通が行えるまちづくりを検討します。
- 歩道等の整備に際しては、透水性舗装等を実施します。また、一部道路には遮熱性舗装による整備を検討します。
- 国や東京都の補助制度を周知し、電気自動車の充電施設の整備を支援します。
- 一定規模以上の開発やマンション等を建設する事業者に対しては、高効率型給湯器や太陽光発電システムなどの設置を働きかけ、環境負荷の低減を図ります。
- 長期優良住宅認定制度、低炭素建築物認定制度、建築物省エネ法の規制・誘導措置を通して、建築物の長寿命化や省エネルギー化、低炭素化に係る制度の普及・啓発を進め、環境に配慮した建築物の確保を推進します。



図 4-9 無電柱化されたスタジアム通り

市民・市民団体の取組

- 適切な土地利用など、市のまちづくりに協力します。

事業者の取組

- 電気自動車（EV）導入に向けて、インフラ整備を進めます。

個別施策 2 人と環境にやさしい交通手段の構築

市の取組 公共交通機関などモビリティの面から温室効果ガス排出量削減に取り組みます。

- 地域公共交通計画の策定など、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ります。
- MaaS などの新たなモビリティサービスや自動運転などの新たな技術を活用した新交通システムを調査研究します。
- 地域住民のニーズや市街地の変化にあわせた、路線バスやコミュニティバス（ちゅうバス）の利便性の向上に努めます。
- 歩行者優先の交通安全対策を進めるとともに、駐輪場の適切な配置や、自転車ナビマーク・ラインの設置などにより、徒歩や自転車での移動がしやすい道路の整備を推進します。
- 自動車運転免許証の返納者を含め、広く公共交通機関の利用を呼びかけていくことや、安全に自転車を利用するための啓発を行うことで、環境負荷の少ない交通手段の普及を図ります。
- 電気自動車の購入や充電設備の設置費用に対する補助、公共施設への充電設備の導入を検討し、電気自動車の利用環境の整備を推進します。

市民・市民団体の取組

- 徒歩や自転車での移動及びシェアサイクルや公共交通機関の利用を心がけます。
- 電気自動車の購入を検討します。

事業者の取組

- 従業員へ公共交通機関の利用や徒歩を励行します。
- 社用車への電気自動車導入を検討します。

コラム

MaaS（マース：Mobility as a Service）

MaaS は、地域住民や旅行者一人一人の移動ニーズに対応して、公共交通やそれ以外の移動サービス等を IT を用いて最適に組み合わせることで人々が効率よく、かつ便利に使えるようにする仕組みです。

【予想される MaaS による社会・個人への影響（一例）】

- | | |
|---------------|-----------------------|
| ・ 都市部での渋滞の解消 | ・ 公共交通機関の運営効率の向上 |
| ・ 環境への影響 | ・ 検索、予約、乗車、決済のワンストップ化 |
| ・ 地方での交通手段の維持 | ・ 家計への影響 |
| ・ 公共交通機関の収入増加 | ・ 交通費精算の簡易化 |

個別施策 3 都市における緑地の確保

市の取組 温室効果ガス吸収源対策や熱環境改善に寄与する緑地を確保します。

- 公園や既存の緑地を、レクリエーション活動や災害時における避難空間としての機能のほか、自然環境の保全や気温上昇の抑制に資するグリーンインフラとしてとらえ、適切な管理を推進します。
- 一定規模の開発行為においては、事業者に対して法に基づき整備された公園・緑地等の提供を求めます。
- 都市の緑として地域の環境保全に寄与する農地については、府中市農業振興計画に基づき、農地の保全や農業の担い手の確保・育成を図ります。また、農地の持つ多面的機能（生産・生態系の保全・気温上昇の抑制・教育・防災等）の活用や低農薬・減化学肥料による環境にやさしい循環型農業を支援するなど、地域と共存した農業を推進します。

市民・市民団体の取組

- 都市における緑地や農地がもつ多面的機能を理解し、保全します。
- 家庭に緑を創出します。

事業者の取組

- 敷地内に緑地を整備します。
- 緑の保全活動を実施・開催します。
- 開発の際にはグリーンインフラの考え方を取り入れます。

コラム

グリーンインフラ

グリーンインフラは、自然環境が有する多様な機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする新しいインフラの考え方です。

今後、全国的にインフラの老朽化に伴う維持管理費の増大や人口減少に伴う厳しい財政状況が想定されます。その中で、府中市でも河川の護岸整備、また屋上に緑化施設を整備するなど、防災・減災、地域振興、環境といった各種機能を活用した取組が期待されます。



グリーンインフラの事例

出典：「【導入編】なぜ、今グリーンインフラなのか」（環境省）
「緑地政策におけるグリーンインフラの実装に向けた検討会」（国土交通省）

個別施策 4 子どもたちへの学習機会の提供

市の取組 次世代を担う子どもたちへ、地球温暖化や脱炭素社会への理解を深めてもらう取組を推進します。

- 市内の小・中学生が地球温暖化対策や気候変動といった地球規模の課題について学習する機会が得られるよう、総合的な学習の時間等を活用した持続可能な開発のための教育（ESD）等の充実に取り組みます。
- 環境学習の教材づくりを検討します。
- 姉妹都市である佐久穂町とのカーボンオフセット事業を通じて、子供たちに森林間伐体験等の環境学習事業を実施し、森林の有効活用や地球温暖化対策について考えるきっかけづくりを行います。
- ナッジ理論（人々が自発的に望ましい行動を選択するよう促す仕掛けや手法）等を用いた環境教育やイベントの実施を検討します。

市民・市民団体の取組

- 家庭内で子どもと持続可能な開発のための教育（ESD）で学んだことについて話し合います。
- 環境学習開催の情報を収集し、積極的に参加します。

事業者の取組

- 環境学習事業へ協力（場所や人材の提供など）します。

コラム

府中市のカーボンオフセット事業

府中市は姉妹都市である長野県佐久穂町と2011（平成23）年7月に締結した「府中市と佐久穂町との地球環境保全のための連携に関する協定」、「長野県の森林の里親促進事業森林整備協定」に基づき、2015（平成27）年度までの5年間、家庭ごみの市指定有料袋の焼却をはじめとする市民生活から排出される二酸化炭素相当量の一部を、佐久穂町の町有林を間伐により整備することで相殺させるカーボンオフセット事業を行ってきました。

2020（令和2）年度は、新たに20.70haの森林整備を行い、1年間あたり14.3t-CO₂の二酸化炭素吸収量が認められました。



図 4-10 森林間伐体験事業の様子

基本施策 5 気候変動への地域対応

市内における気候変動による影響について、情報収集等により実態を把握し、内水氾濫⁸を含む水害対策、熱中症対策等の適切な対応を検討・実施します。

個別施策 1 水害対策の推進

市の取組 近年増加傾向にある、地球温暖化に伴う水害（内水氾濫を含む）に備えるための取組を推進します。

- 想定される浸水の区域や程度、避難路や避難場所等の情報を分かりやすく図示した「水害ハザードマップ」を公表し、事前に市民・市民団体へ周知を行います。
- 住民に対して、水害の危険性や対策の必要性をパンフレット等の配布やインターネット等への掲載を通じて広めます。
- 「多摩川水系河川整備計画」に基づき、国や他自治体と連携し、礫河原（れきがわら）の再生等による河川環境の保全に配慮した河道の土砂掘削や樹木伐採、洪水の流下阻害要因となっている大丸用水堰の改築等の治水対策を促進します。
- 災害避難場所や災害時に拠点となる施設においては、非常時にも活用できる多様なエネルギーの確保に努めます。



写真の差し替え

図 4-11 電柱を活用した避難所案内

市民・市民団体の取組

- 水害ハザードマップを確認し、水害対策に備えます。
- 水害時に必要となる物資やエネルギーを備蓄します。

事業者の取組

- 社員に水害ハザードマップを周知します。
- 水害に対応した BCP(事業継続計画)を策定します。

⁸ 内水氾濫：市街地に排水能力を超える多量の雨が降り、排水が雨量に追い付かず建物や土地が水につかる現象

個別施策 2 熱中症対策の推進

市の取組 熱中症予防の取組を推進します。

- 熱中症を予防するため、各種広報媒体等を駆使した情報発信による啓発活動を推進します。
- 高齢者の熱中症予防を目的とした見守り活動や、啓発チラシの作成など、高齢者の熱中症予防や対策を呼びかけます。
- 市民・市民団体に対して、夏の暑さをやわらげる緑のカーテンづくり、打ち水の実施や日影の利用などにより、熱中症の予防を呼びかけます。



図 4-12 打ち水の様子

市民・市民団体の取組

- 緑のカーテンや打ち水、水分補給や適切な服装などできることから熱中症対策に取り組みます。
- 親族や近所の高齢者に対して、健康状態や対策を気にかけるようにします。

事業者の取組

- 従業員の熱中症対策を推進します。
- 暑さ指数（WBGT）⁹を周知し、熱中症の危険性を呼びかけます。

⁹ 暑さ指数（WBGT）：Wet Bulb Globe Temperature）は、熱中症を予防することを目的として1954年にアメリカで提案された指標のこと。気温とは異なり人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標となっている。日本生気象学会では、日常生活において28以上31未満を嚴重警戒、31以上を危険としている。

基本方針 2 人と自然が調和し豊かなめぐみを得られるまちを目指します

【府中市生物多様性地域戦略】



※例示

(SDGs ゴール案 : 4、6、11、14、15、17)

1 . 府中市生物多様性地域戦略としての位置づけ

本計画では、基本方針 2 を生物多様性基本法の第 13 条に基づき、「生物多様性地域戦略」として位置づけます。

計画区域

府中市全域

計画期間

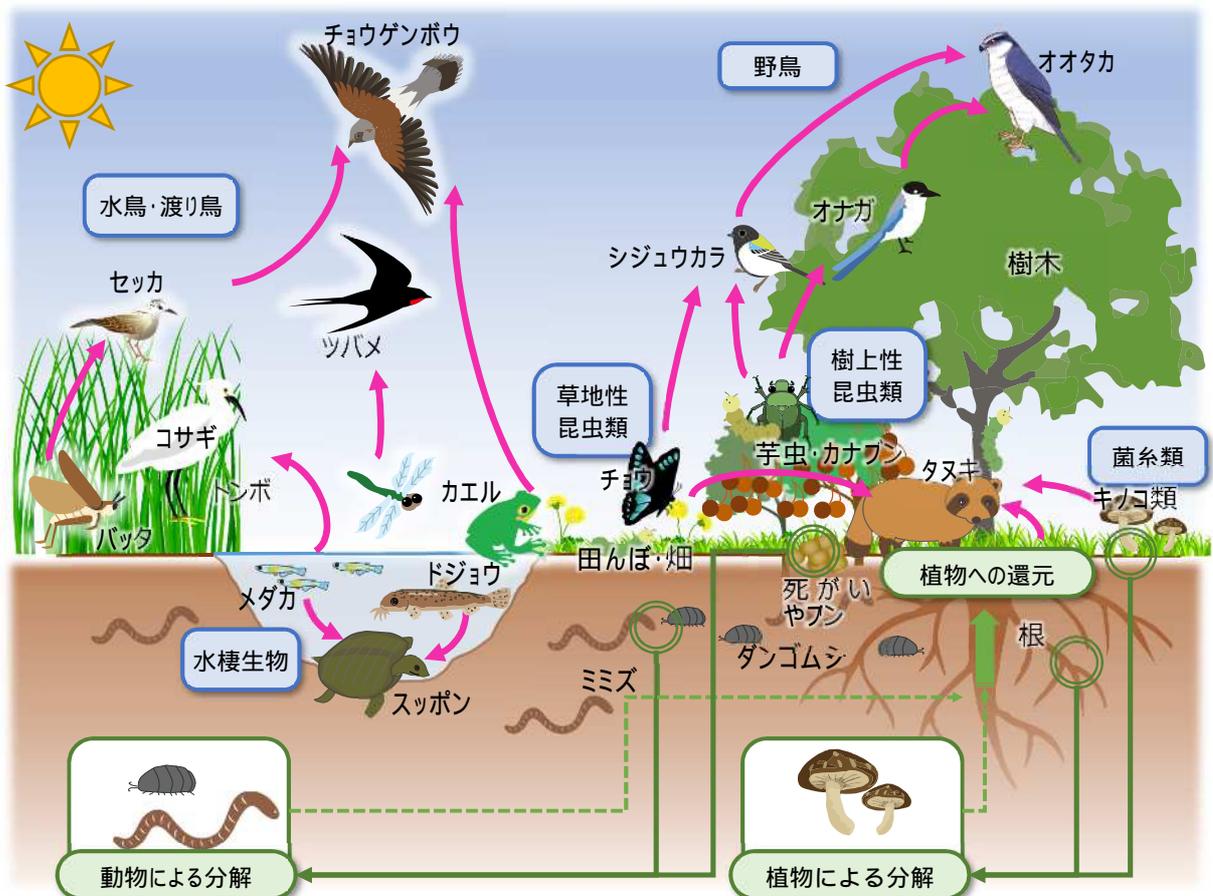
令和 5 年度～令和 12 年度（8 年間）
環境基本計画と同様とします。

2 . 生物多様性とは

地球上には 3,000 万種類もの生きものがいると言われています。これら多くの生きものは全て単独で生きているのではなく、生命誕生以来の長い時間経過の中で、お互いに関わりあい、つながりあってこの世界に生きており、たった一つの生き物が絶滅し、そのつながりが失われれば、生きていくための手段や存在そのものを失うかもしれないという、大変重要なバランスをもって存在しています。このあらゆる生き物の深い関係性を「生物多様性」と呼んでおり、私たち人類もこの生物多様性の一員なのです。

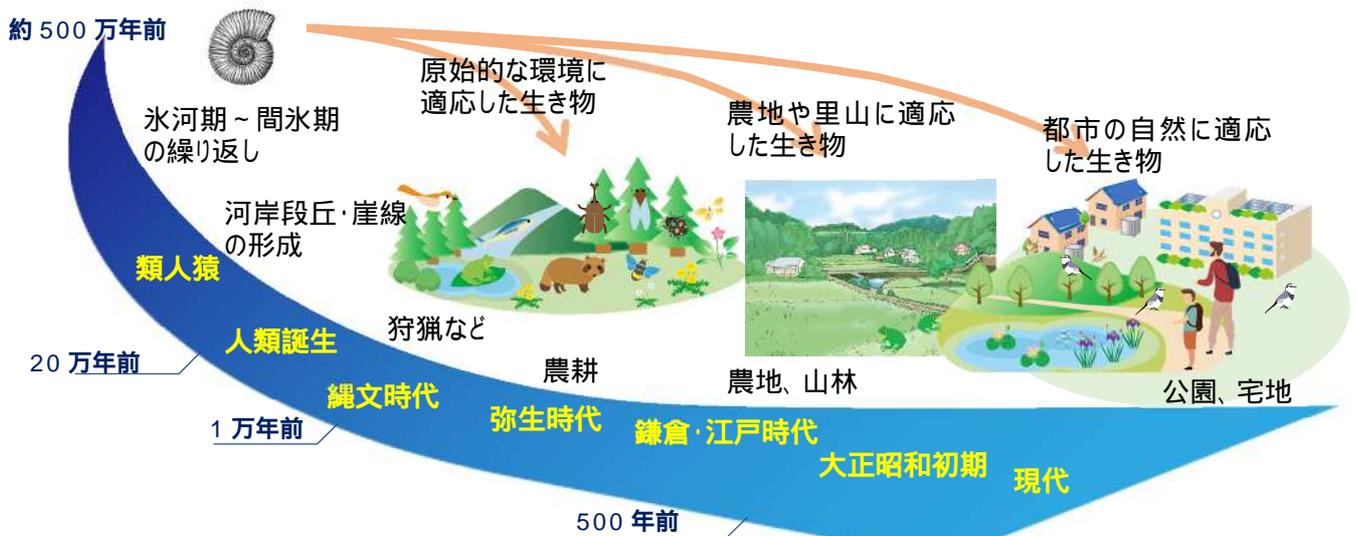
【生き物同士のつながり】

捕食関係



生き物は、食べる・食べられる、競いあう、寄生する、共生するなど生き物同士の複雑な関わりあい、つながりあいによって成り立っています。

【生き物と人間のつながり】



生き物は、気候変動や地殻変動などの長い時間スケールでの環境変化による影響を受けながら進化・適応を繰り返してきました。人類誕生以降は、人間活動の影響を受けながらも、地域に固有の生物多様性が形成されてきました。

1) 生物多様性の3つのレベル

生物多様性には、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルの多様性があると言われています。

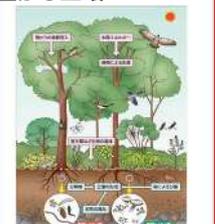
| 3つのレベル | 内容 |
|---------|--|
| 生態系の多様性 | いろいろなタイプの自然が、それぞれの地域に形成されていることです。 日本にも干潟、サンゴ礁、森林、湿原、河川等多様な自然があります。 |
| 種の多様性 | いろいろな動物・植物や菌類、バクテリア等が生息・生育していることです。 地球上には3,000万種、日本だけでも9万種を超える生きものが存在すると推定されています。 |
| 遺伝子の多様性 | 同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルでは違いがあることです。 例えばアサリの貝殻の模様が千差万別であること等です。 |

2) 4つの生態系サービス

生物多様性は生きものが生きていくために必要な様々な恩恵を相互にもたらしています。このような恩恵のことを「生態系サービス」と呼んでいます。

生物多様性の一員である私たち人類も、日々の暮らしの中で、安全で快適に生きていくために必要な、あるいは生きていくことを豊かにしてくれる様々な生態系サービスを、当然のことのように受け取っています。

しかしこれらの生態系サービスは、地球規模の生物多様性が成立していることで初めて得られているものであり、生物多様性が低下したり、失われれば当たり前のことではなくなってしまう、とても貴重な恩恵なのです。

| | |
|--|--|
| <p>生きものがうみだす 大気と水 (基盤サービス)</p> | <p>水、酸素、土など生きていくうえで絶対的に不可欠な生命の生存基盤は多くの生きものの営みがあるからこそ得ることができています。</p> |
| | <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: 30%;"> <p>水や栄養塩の循環</p>  <p>森から川へ、川から海へ、鳥・人により陸へ</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: 30%;"> <p>酸素の供給</p>  <p>植物の光合成による二酸化炭素(温室効果ガス)の吸収、酸素の生成</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: 30%;"> <p>豊かな土壌</p>  <p>植物残渣の分解、植物の根による岩石風化</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">市内にもたらされる生態系の基盤サービスの例</p> |

毎日の食事や生活資材などは生きものの恩恵そのものです。また、他の生きものが持つ形態や能力なども人類は参考にして、豊かな生活に利用しています。

暮らしの基礎
(供給サービス)

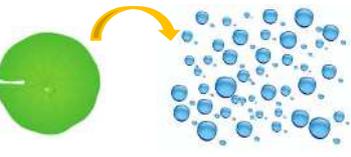
食べ物の供給
世界の海洋からの水産資源、穀倉地帯からの小麦やコーン、畜産物の輸入



木材の供給
主に熱帯雨林や北方林から調達される建設用・紙パルプ用の木材



技術のヒント
生き物の体型、色、機能、行動などを模倣して活用(生物模倣)



遺伝資源の恩恵
医薬品や品種改良といった新たな開発のために欠かせない遺伝子の材料



市内にもたらされる生態系の供給サービスの例

海に囲まれ、南北に長い国土と季節の変化に富む日本では、地域ごとに異なる自然と生き物が一体となって、地域色豊かな伝統文化が育まれてきました。

文化の多様性を支える
(文化的サービス)

文化・歴史の礎



伝統行事、郷土文化、郷土料理、文学などにおける感性や美意識の醸成

癒しや野外のレクリエーション



釣り、キャンプ、登山、海水浴などの野外レクリエーションの機会の提供

市内にもたらされる生態系の文化的サービスの例

豊かな森林や河川の保全は安全な水の確保や、山地災害の軽減、土壌流出防止など、私たちに安心して暮らせる環境を提供してくれています。

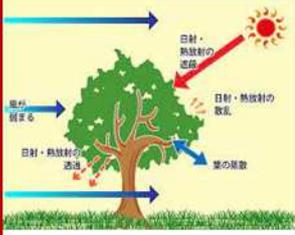
自然に守られる私たちの暮らし
(調整サービス)

災害の防止



山地災害、土壌流出の軽減

気候の調整



植物被覆によるヒートアイランド現象の緩和、木陰の創出による昇温抑制

病虫害のコントロール



有害生物や病気の大発生の抑制

市内にもたらされる生態系の調整サービスの例

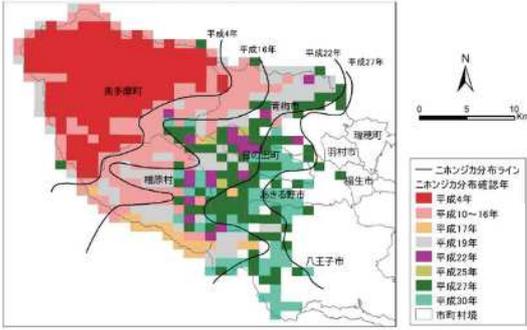
43

3) 生物多様性に迫る4つの危機

人類を含む地球上の生きものにとって極めて重要なこの生物多様性は今危機にさらされています。

生物多様性の低下や喪失は、私たちが現在当たり前享受着いる安定した豊かな暮らしを失うことにとどまらず、長期的には人類の存続にもつながる重大な問題です。

生物多様性には具体的に次の4つの危機が差し迫っています。

| 日本の生物多様性の危機 | 内容 |
|--------------|---|
| <p>第1の危機</p> | <p>➤ 開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少 鑑賞や商業利用のための乱獲、過剰な採取や埋め立てなどの開発によって生きものの生息環境を悪化・破壊するなど、人間活動が直接的に生物多様性を破壊しています。</p>  <p>出典：東京都</p> <p>森林開発のイメージ</p> |
| <p>第2の危機</p> | <p>➤ 自然と人間の関わりが薄れたことによる自然の質の低下 人間も生態系の一部ですが、雑木林など人間が生活に利用することによって成立していた自然が、生活スタイルの変化により利用されなくなったことで、生態系のバランスが崩れ、そこに暮らす生きものたちの存続が脅かされています。また、シカやイノシシなど一部の生きものの数だけが増えていることなども、地域の生態系に大きな影響を与えています。</p>  <p>出典：東京都生物多様性地域戦略改定に関する答申素案（東京都）</p> <p>東京におけるシカ分布域の拡大</p>  <p>管理不足で荒廃した雑木林（武蔵台緑地）</p>  <p>適切に管理された雑木林の明るい林床で生育するイチヤクソウ（浅間山） （荒廃した雑木林では生息できない）</p> |

第 3 の危機

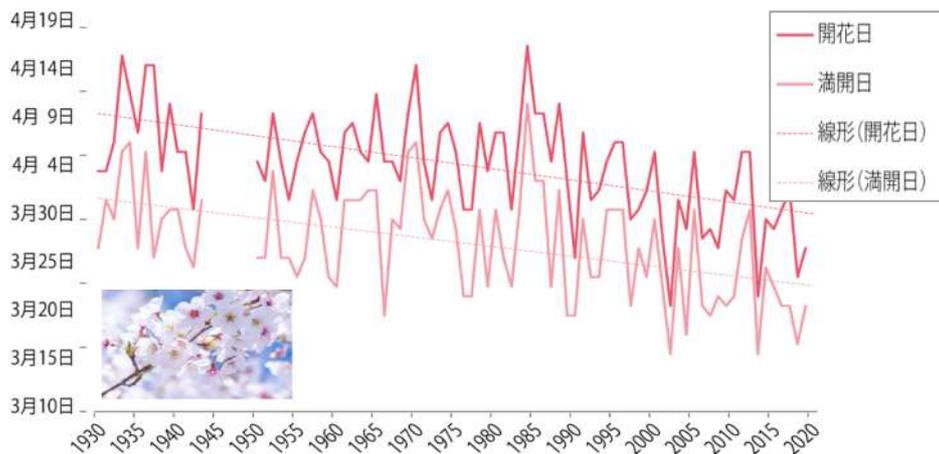
▶ 外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱
 自然の経過とは異なり、人間の営みや意図的な行動により、本来その地域にいなかった生物が持ち込まれ、在来種を捕食したり、生息場所を奪ったり、交雑して遺伝的なかく乱をもたらすなど、地域在来の生物と生態系に大きな悪影響を与えています。



出典：侵略的な外来種（環境省）
 外来種による生態系への影響

第 4 の危機

▶ 地球環境の変化による危機
 地球温暖化は国境を越えた大きな課題です。平均気温が 1.5～2.5 度上がると、氷が溶け出す時期が早まったり、高山帯が縮小されたり、海面温度が上昇したりすることによって、動植物の 20～30%は絶滅のリスクが高まるといわれています。



出典：東京都生物多様性地域戦略の改定について（中間のまとめ）（素案）（東京都）
 東京におけるソメイヨシノ開花日・満開日の変化



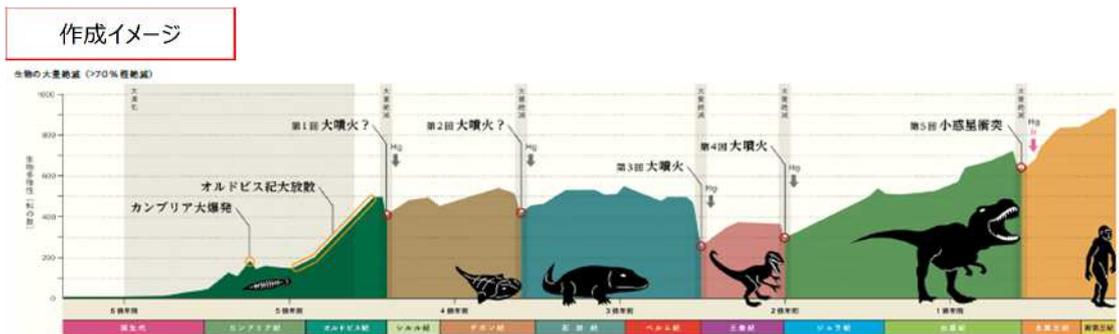
（撮影：船谷和夫）

ナガサキアゲハ：もともと九州など南方の蝶でしたが、1990年代以降分布域が北上し、近年は都内でも普通にみられるようになりました。

出典：東京都生物多様性地域戦略の改定について（中間のまとめ）（素案）（東京都）
 南方の生き物の進出

第6の大量絶滅について

地球は約 46 億年前に誕生してから 5 度の大量絶滅がありました。火山の大噴火や小惑星の衝突が原因とされています。しかし人間の活動が要因となり、現在 6 度目の大量絶滅期に入っているといわれています。生物の絶滅するスピードが過去より速くなっており、国連の「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム」（IPBES）の報告書は、約 100 万種の動植物が絶滅の危機に瀕しており、その多くは生物多様性の損失をもたらしている主な要因の影響を減らす対策が取られなければ、今後数十年以内に絶滅しかねないと示唆しています。



出典：Aoba Scientia vol.32 / Issue March, 2019（東北大学）

図：過去 6 億年の生物の多様性（科）の変化と大量絶滅とその原因

3 . 府中市の自然環境と生物多様性の現況と課題

1) 生物

府中市は市街化が進んだまちでありながら、公園や緑地、多摩川の河川敷など、生物が生息可能な環境が残されていることから、市内には希少な種を含む多様な植物、昆虫類、鳥類、哺乳類などが生息しています。これらの豊かな生物環境は、地域の生物多様性を支えるだけでなく、都市に暮らす人々に自然や生きものの存在を意識し、愛し、学ぶ機会を提供する大変貴重な存在となっています。



府中市に暮らす多様な生き物たち

(上段左から) ニホンアナグマ、ムサシノキスゲ、カワセミ、カブトムシ
(下段左から) アオゲラ、ヤマトタムシ、ホンドタヌキ、オイカワ

【市街化の進行などによる生育・生息地の減少】

宅地化による緑地の減少や、樹林と人の関わりが希薄になったことによる自然の質の低下などにより、豊かな緑を基盤とする生きものたちの生存が脅かされています。

また、農業従事者の後継者問題などに伴う農地、とりわけ水田の減少なども、本市固有の生態系に対しては大きな影響を与える問題となっています。

【外来生物の侵入】

近年市内ではアライグマ・ハクビシンといった哺乳類、ブラックバスやアメリカザリガニなどの水生動物、セイタカアワダチソウやアレチウリなどの植物といった、生態系や農林水産業に被害を及ぼす多くの外来生物が確認されています。これらの外来生物によりすでに様々な影響が生じ始めており、このまま増え続けた場合、在来の生物は生存の基盤を奪われ、地域本来の生態系は永遠に失われてしまう可能性もあります。



在来鳥と競合するガビチョウ



出典：オクチバス等の防除の手引き（環境省）
在来魚を捕食するオクチバス



在来蝶と競合するアカボシゴマダラ



ツバメの集団ねぐらを荒らすアレチウリ

市内で確認されている侵略的外来種、在来生物への影響

コラム

ムサシノキスゲ物語



2) 生物の生育・生息地

市内には、大規模な都立公園や、崖線沿いに残る緑地など、豊かな緑環境が残されています。また、市の南に位置する多摩川の流域は、水辺だけでなく、草地や湿地など、広大な自然環境が広がっています。さらに、多摩川の恵みにより古来より稲作が盛んに行われていた市南部の低地には、面積を減らしながらも水田が残り、これに付随する用水路網とともに、潤いのある水辺環境が生まれています。これらの環境が都市化した本市の中で、生きものたちの重要な生育・生息環境として機能しています。

公園・緑地

市内にはいずれも緑豊かな4か所の都立公園が、総面積約48ヘクタールにわたって立地しています。その中でも、浅間山公園はとりわけ地域在来の自然環境が残され、ムサシノキスゲをはじめ、希少種を含む多くの生物の生育・生息地となっています。本市のシンボルとして多くの人々に愛されているとともに、市民ボランティア、環境団体、大学、事業者、行政など、関係する様々な主体が協働して、浅間山の生物多様性を保全する取組みを展開しています。



浅間山公園



浅間山公園のムサシノキスゲ

崖線

崖線とは崖地のつらなりのことで、市内には遠い昔に多摩川の流れが作り出した2つの崖線、府中崖線と国分寺崖線が存在しています。崖線沿いには、地形的な特徴などから宅地化を免れた緑地が残されています。緑地には様々な植物が生育し、希少種も確認されています。また、近年は水量が少ない状態が続いていますが、湧き水が見られる場所もあります。



西府崖線緑地



西府町湧水

市の北西に走る国分寺崖線周辺は、武蔵台公園と呼ばれる緑地となっています。

一帯は、かつての農用林としての雑木林の面影と崖線特有の特徴を併せ持った豊かな樹林となっており、市内では浅間山に次ぐ生物多様性の重要な拠点です。

武蔵台緑地では、府中市自然環境調査員会議により、継続的な生物調査を実施しており、希少種を含む多くの生物の生育・生息が確認されています。また、近年は東京農工大学の協力を得て、武蔵台緑地の生物多様性の回復を図るための植生保全に関するガイドラインを作成し、これに基づく保全作業に着手し始めています。



崖線特有の特徴を持つ武蔵台緑地



武蔵台緑地の松林エリア（左）と雑木林エリア（右）

農地と用水

市内には数多くの農地があり、特に水田については都内の自治体でも上位となる面積を有しています。多摩川や崖線の湧水などの水利を活かし、長く営まれてきた水田とこれに付随する水路網は、人の営みと自然が共存した独自の生態系を育んできました。



水田（日新町）



府中用水（日新町）

多摩川

多摩川は総延長 138 kmにも及ぶ大河川であり、広大な地域のエコロジカル・ネットワークをつなぐ大動脈となっています。その中流域に位置する本市周辺においても、河川がもたらす豊かな生態系が営ま

れています。

川の中では、毎年春に本市流域にもアユが遡上するほか、魚類をはじめとする様々な水生生物が生息しています。空にはこれらの水生生物を捕食する多種多様な鳥類が訪れ、河川敷にはタヌキやキツネなどの哺乳類も出没します。特に植物については市内では少なくなった草原環境が堤防上には残されており、河川敷特有の環境を好む植物なども含めて、数多くの種が生育しています。



多摩川

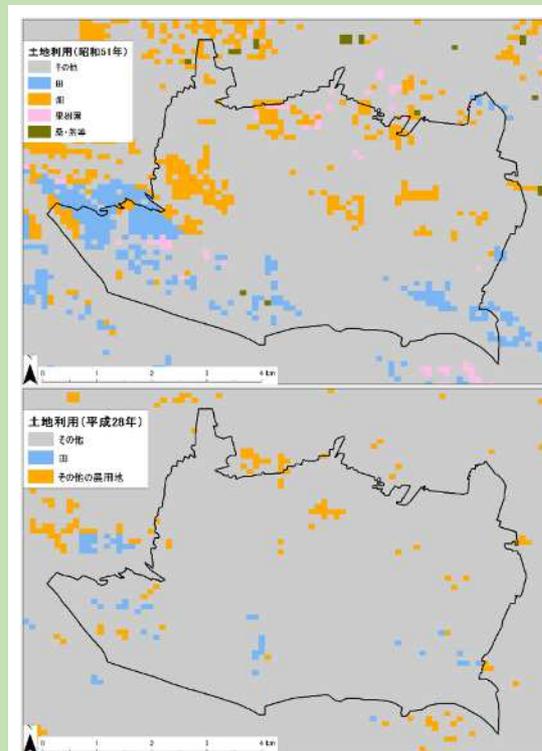


多摩川の野鳥（コチドリ）

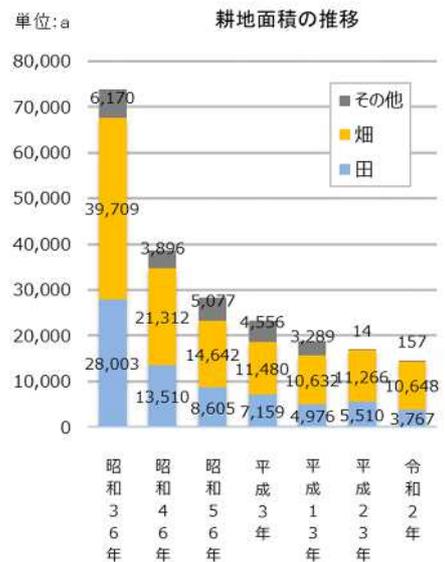
【市街化の進行などによる生育・生息地の減少】

宅地化による緑地の減少や、樹林と人の関わりが希薄になったことによる自然の質の低下などにより、豊かな緑を基盤とする生きものたちの生存が脅かされています。

また、農業従事者の後継者問題などに伴う農地、とりわけ水田の減少なども、本市固有の生態系に対しては大きな影響を与える問題となっています。



農地の変遷



【都立公園や河川管理者との連携】

市の管轄ではない都立公園や多摩川周辺においては、地域固有の生物多様性に着眼した保全を図るため、管理者との密接な連携が必要です。特に河川環境については近年の大規模水害の発生に対する治水事業が進められており、防災対策と生態系の保全との両立という難しい課題を抱えています。

コラム

田んぼと生き物

執筆中

コラム

エコロジカル・ネットワーク

生き物が生息・生育する様々な空間がつながる生態系のネットワークのことをエコロジカル・ネットワークと言います。

府中市では、多摩川などの水辺環境、武蔵野台地や多摩丘陵の崖線に残存する樹林、府中の森公園や郷土の森公園などの拠点となる緑を軸としたエコロジカル・ネットワークの形成を目指していきます。



出典：荒川エコロジカル・ネットワーク（基本方針等）（国土交通省荒川上流河川事務所）

3) 生物多様性に関わる主体と人間活動

本市には約 26 万人の市民が暮らすほか、大小さまざまな事業者が日々経済活動を営んでいます。また、数多くの任意のボランティアや団体が市内の環境保全に取り組んでいます。

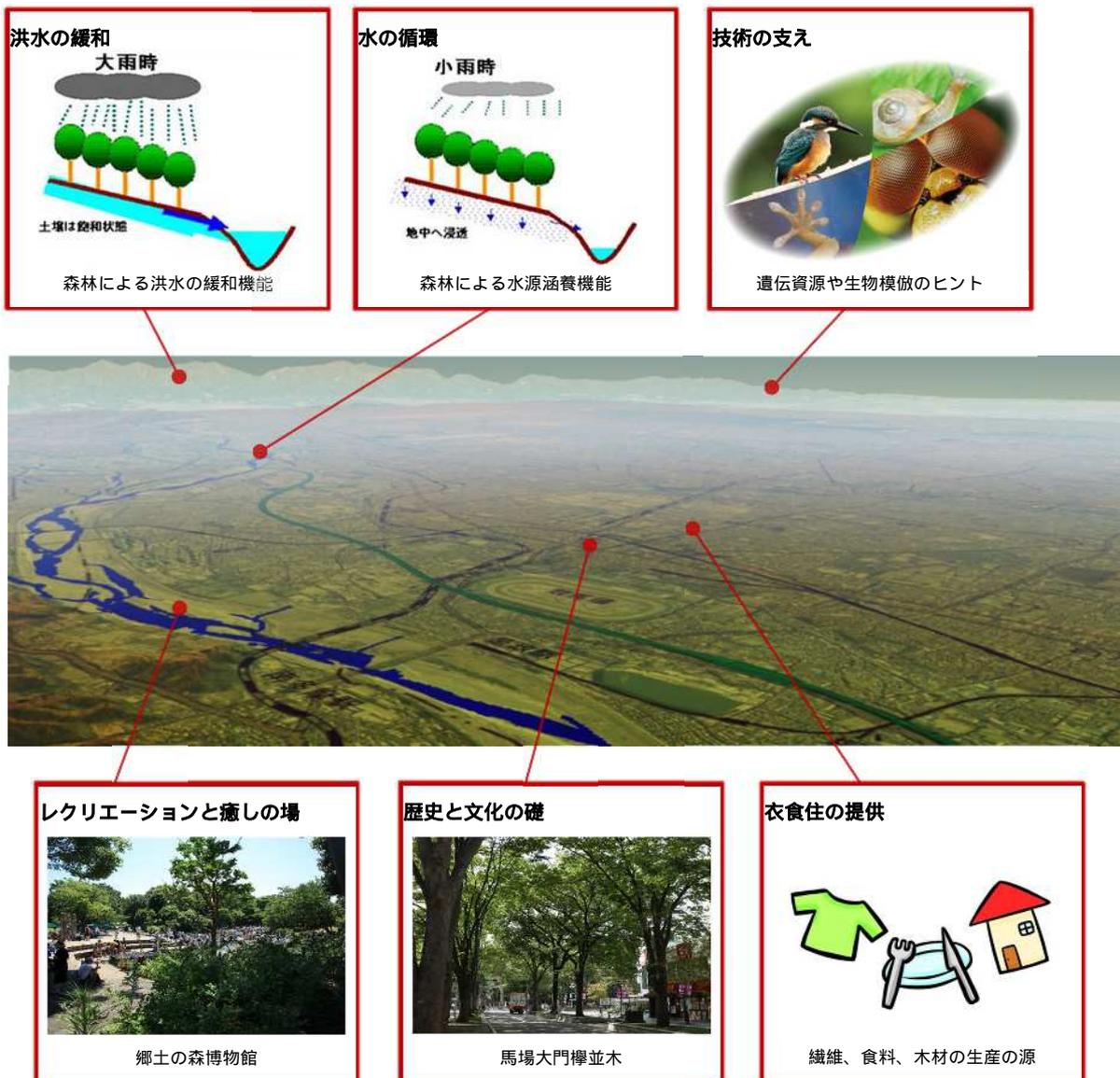
生物多様性を破壊するのも保全するのも人間です。

私たち一人一人の存在と行動が、生物多様性の問題にとって最も重要なカギなのです。

市民

私たちの日常生活は、ふだん意識することはないとも、生物多様性の恩恵により成り立っています。

生物多様性の問題は地球規模や世界規模の話で、一市民のレベルでは関係がない、ということは決してありません。特に現代の生活では世界中の生物多様性の恵みを集めて豊かな暮らしを実現しており、地域の生物多様性のみが関係するということでもありません。



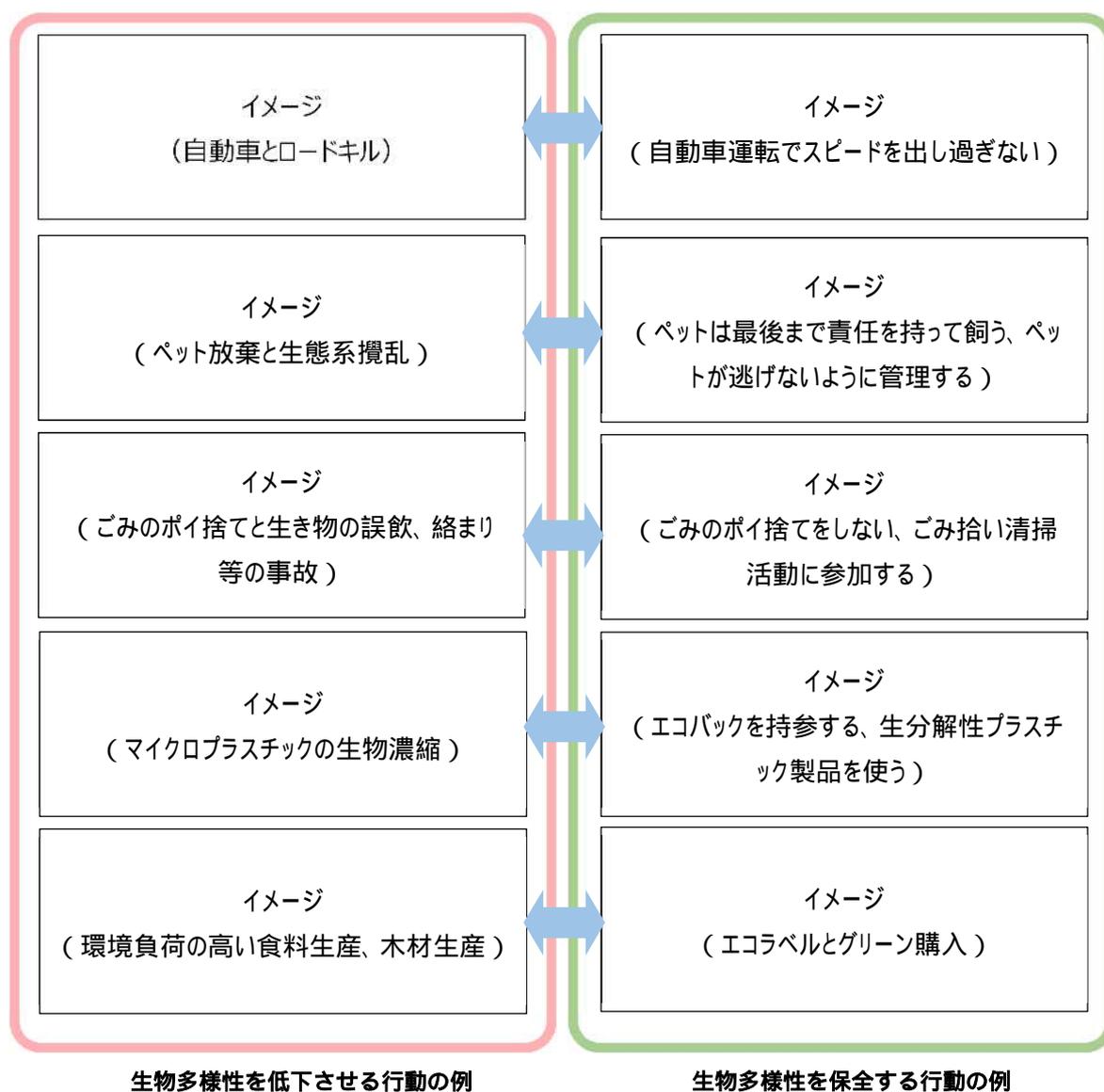
生態系サービスと市民生活の関係性

現在の豊かな暮らしをこれからも享受するためには、世界中の生物多様性が保全されていくための行動を取る必要がありますが、生物多様性について正しく理解している市民はまだ多くありません。

私たちのある一つの行動が生物多様性の低下につながる場合があります。

その一方で、私たちのある一つの行動が生物多様性の保全につながることもあります。少しの心がけでも26万人が取り組めば大きな力となります。

生物多様性とはなにか、どうしたら保全できるのか、まずはこのことを全ての市民がじぶん事として理解すること、これが生物多様性の問題を解決するための第一歩です。



事業者

世界的な大企業から、中小の事業者まで、市内では日々活発な経済活動が営まれています。

事業者の活動もちろん生物多様性の様々な恩恵に支えられています。同時に、事業活動に伴い、自然環境へ大きな負荷をかけてしまう可能性があります。

事業者も市民と同様に、自社の活動の将来や従業員の未来に生物多様性の保全が密接に関わっていることを理解し、じぶん事として取り組む必要があります。

近年では、自然環境や生物多様性への配慮を盛り込んだ事業モデルを採用したり、社会貢献活動として地域の生物多様性に貢献する活動を行う事業者が増えており、行政や市民との連携の推進により、生物多様性の大きな原動力となっていくことが期待されます。



東芝府中事業所・NEC 府中事業場と
共同の府中市浅間山公園での保全活動



サントリー武蔵野ビール工場による
「天然水の森」活動

小・中学校（未来を担う子どもたち）

生物多様性の課題は取り組みれば直ちに解決するものではなく、将来にわたって継続的に取り組んでいかなければならない問題です。

そのためには、未来を担う子供たちへ、生物多様性の価値や現状を正しく伝え、生物多様性保全の担い手となってもらうよう、導いていくことが大変重要です。

市内には市立の小中学校だけでも 2 万人弱の子どもたちが学んでいます。

学校教育を通じて、また学校外の様々なプログラムを用意して、子どもたちがじぶん事として生物多様性の問題を理解できるよう働きかけていかなければなりません。



府中水辺の楽校



府中市郷土の森博物館こめっこクラブ

環境団体

本市では様々な環境に関する市民団体が、市内各所で自主的な環境保全活動や調査活動を活発に実施しており、地域の生物多様性を保全する上で、大変重要な役割を担っています。

市民レベルでの草の根の生物多様性保全活動をリードする重要な存在であるとともに、保全活動を率先する人材を育成する機能も期待される存在です。

一方で、活動メンバーの高齢化などにより、活動メンバーの確保などに課題を抱えている団体も少なくありません。団体活動の継続性を確保し、地域に根差した各団体の強みを生かした、市民協働による生物多様性の保全を展開していくため、団体活動の活性化を図る支援や仕組みづくりが求められています。



浅間山自然保護会の活動の様子

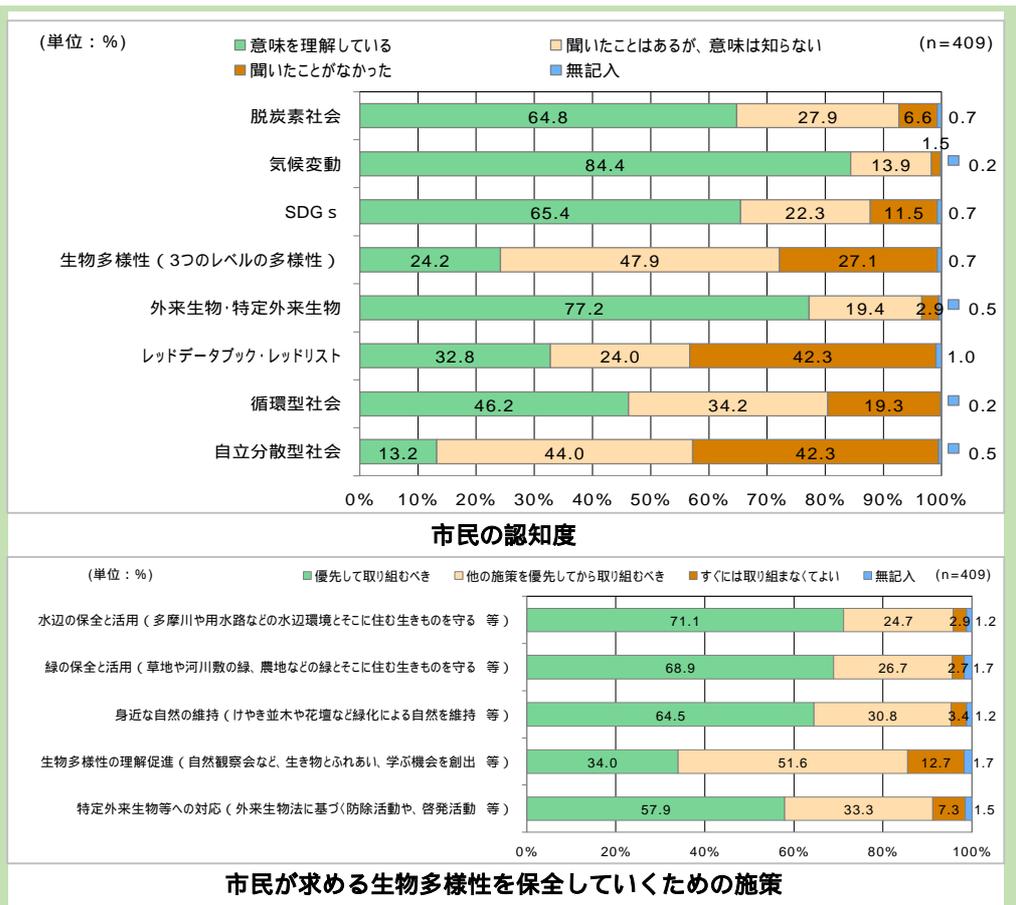


府中かんきょう市民の会の「田んぼの学校」の様子

課題

【市民の生物多様性に関する理解浸透】

意識調査の結果などから、市民の生物多様性に関する理解はまだまだ十分とは言えません。生物多様性についてじぶん事として理解する機会を提供し、身近で些細なことから生物多様性の保全に貢献する行動を始めていただくよう、普及啓発を推進していく必要があります。



【環境保全活動の担い手の創出と持続的な活動の実現】

様々な団体が様々な活動を実行していますが、団体の構成員の高齢化や、新たな構成員の確保に苦勞しているなど、持続的な活動に課題を抱えている団体もあります。

一方で、何らかの活動に参加してみたいがどうすればよいかわからない、という市民もいることから、保全活動と関心のある市民がつながる仕組みづくりが求められています。

同時に、活動団体と大学などの研究機関、事業者などが結びつき、連携することで、より効果的な活動が展開されていくことが望まれます。

4 . 目指すべき姿

日々の生活にもたらされる世界中の生物多様性の恵みを持続的に受け続けることができる自然共生社会の実現のため、生き物とその生育・生息環境を守る行動を起こさなければならないことを全ての市民がじぶん事として理解し、ひとりひとりが保全に向けた行動を実行しているまちを目指します。

➡ 基本施策【生物多様性の価値の浸透と社会における主流化】へ

目指すべき姿

市内の貴重な自然や生態系が保護され、地域固有の生物多様性が保全された、都市化と環境の調和がとれた人間と生き物が共存するまちを目指します。

➡ 基本施策【府中市固有の生態系と生息環境の保護と回復】へ

生物多様性保全の担い手が世代を超えて生み出され、有効な取組が継続的に実施される仕組みが確立しているとともに、市民や市民活動団体、教育研究機関や民間事業者、行政など様々な主体が協働しながら地域の自然環境や生物多様性を後世へ守り育てるまちを目指します。

➡ 基本施策【生物多様性保全の担い手が生まれる仕組みづくりの推進】へ

5 . 施策の方向性（施策体系）

| 基本施策 | 施策グループ |
|---------------------------|------------------------------|
| 生物多様性の価値の浸透と社会における主流化 | 府中市の自然環境や生物多様性に関する情報の収集と発信 |
| | 自然や生物多様性を知り、体験し、実感できる機会の創出 |
| | 将来を担う子どもたちへの環境教育の充実 |
| | 社会経済活動における生物多様性保全の普及促進 |
| 府中市固有の生態系と生息環境の保護と回復 | 樹林地などの緑環境と生態系の保全と利用 |
| | 多摩川周辺や用水などの水辺環境と生態系の保全と利用 |
| | 自然をつなぐ公園や農地などの生き物空間の保全と創出 |
| | 府中市の生態系や市民の暮らしを脅かす外来種対策 |
| 生物多様性保全の担い手が生まれる仕組みづくりの推進 | 生物多様性に配慮した生活様式の導入促進 |
| | 主体間のつながりの創出による持続的かつ効果的な保全の展開 |
| | 市境に捉われない広域的な連携の推進 |

【成果指標】

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (2030年度) |
|---------------------------------|--------------------|-----------------|
| 生物多様性の価値や現状を理解している市民の割合 | 33.7% (2020年度) | 40% |
| 生物多様性や自然環境の保全につながる行動を始めている市民の割合 | - | 30% |
| 東京都レッドリスト掲載種の市内確認種数（指定種） | | |
| 緑被率 | 29.52% (2016年度) | 30% |

【参考指標・取組指標】

| 参考指標・取組指標 | 基準値 | 目標値 |
|-----------------------------|-------------------|------------------|
| 府中水辺の楽校事業 イベント参加人数（累計） | 204人 (2019年度) | 350人 |
| 小中学生に対する自然環境教育の実施件数 | 14回 (2019年度) | 20回 |
| 農地面積 上位計画である総合計画に基づきます | 132ha (2020年度) | 119ha |
| 認定農業者数 上位計画である総合計画に基づきます | 135人 (2020年度) | 140人 (2025年度) |

6 . 施策の展開

1) 基本施策 1 生物多様性の価値の浸透と社会における主流化

生物多様性は全ての生命を支える基盤であるとともに、人類の豊かで安定した生活をもたらしている源でありながら、そのかけがえのない価値について、人々や社会の理解は十分ではなく、その恵みを失う危機に直面しています。

将来に渡ってその恩恵を享受するためには、その第一歩として、市民一人一人が生物多様性の価値と現状をじぶん事として受け止め、理解することが必要であるため、市民に対する生物多様性に関する情報発信や普及啓発、子どもたちへの環境教育の充実、社会経済活動における生物多様性保全の概念の普及促進（主流化）等の取組を実施します。

「生物多様性の主流化」とは？

市民、行政、事業者などあらゆる主体が、生物多様性の重要性を認識し、それぞれの活動において生物多様性を守る行動がとられていることをいいます。

個別施策 1 府中市の自然環境や生物多様性に関する情報の収集と発信

市の取組

- 本市の生物多様性の現状を把握するため、自然環境調査員会議、市民団体、研究機関との連携による市内の動植物調査を継続的に実施します。また、市民が日常的に観察した市内の生物情報を集約し、本市の生物多様性情報として活用する仕組みづくりを検討します。
- 収集した生物情報は希少種や絶滅危惧種等の情報を含むリスト化（府中市版レッドリスト・ブルーリスト）を行い、市内の生物多様性データベースとして広く公開するとともに、都市整備や保全事業への活用を図っていきます。
- 市内の生物多様性の保全に貢献するエリアを市独自の生物多様性保全地域（仮）として認定し、マップ化して公開します。指定地においては動植物の定期的なモニタリング調査、土地管理者への支援の実施を検討します。また、周辺地域の適正な土地利用への誘導に活用します。
- 郷土の森博物館において、自然分野に関する情報の収集や調査研究を進めます。また、展示会や自然講座等の機会を通じて、本市の生物多様性に関する情報の発信に取り組みます。

市民・市民団体の取組

- 生き物や自然に関心を持ち、発信される情報の積極的な閲覧に努めます。
- 生き物の目撃情報の報告など、生物調査へ協力します。
- 環境活動団体は、実施する生物調査の情報を市と共有するなど、生物調査において市や他の主体との連携に努めます。

事業者の取組

- 事業所内の生物調査を実施するとともに、調査データの提供など市や他の主体との連携に努めます。
- 公開された生物情報をもとに、事業所内における生きものの生育・生息環境の保全に努めます。

その他の取組

- 大学等研究機関は、各主体が実施する生物調査への助言・指導や、生物調査結果の整理・分析、保全の提案など、生物多様性情報の収集と発信に係る科学的知見の提供に努めます。



府中市自然環境調査員会議による
武蔵台公園での自然環境調査



NPO 浅間山自然保護会による
浅間山公園での自然観察会

写真

郷土の森博物館での自然講座

写真

郷土の森博物館での自然観察会

個別施策 2 自然や生物多様性を知り、体験し、実感できる機会の創出

市の取組

- 全ての市民が自然環境への関心を持ち、衣食住すべてにおいて我々の生活が生物多様性の上に成立していることや、その危機的な現状について、じぶん事として理解してもらうため、市の広報、ホームページ、SNS、パネル展等様々な媒体を活用して、市内の生物多様性情報の発信を積極的に行っていきます。
- 自然観察会やウォーキングツアーなど、市内の豊かな自然環境をレジャー感覚で体感できるイベントの開催を通じて、市内の自然環境の豊かさや生物多様性の重要性について広く市民に周知していきます。
- 生物多様性の基礎的な内容を学べる職員による出前講座を用意するとともに、生物多様性に関わる様々なテーマについてより深く学ぶことができる、専門家等による生物多様性講演会を開催します。
- 市民が自ら身近な自然と触れ合ってもらえる機会を創出する「水と緑のウォーキングマップ」の内容の充実と頒布の促進を図ります。

市民・市民団体の取組

- 生物多様性の問題に関心を持ち、発信される情報の閲覧や、普及啓発イベントへの積極的な参加などにより、生物多様性を自分事として認識し、理解に努めます。
- 環境活動団体は、市や他の団体と連携し、普及啓発イベントの開催など、市民が生物多様性の理解を深めることができる機会の提供に努めます。

事業者の取組

- 市や団体など、様々な主体が実施する普及啓発活動への積極的な参加や支援を検討します。
- 生物多様性の恩恵を利用して事業活動を行う立場から、市民等への生物多様性の理解促進を図る情報発信や普及事業の実施を検討します。
- 事業者としての市民認知度の高さなどを活かした効果的な情報発信を行うなど、市や他の主体が行う生物多様性の普及啓発への協力を努めます。

その他の取組

- 大学等研究機関は、生物多様性に関する情報を分かりやすく正確に市民へ伝えるため、講演会講師を務めるなど普及啓発活動への協力を努めます。

個別施策 3 将来を担う子どもたちへの環境教育の充実

市の取組

- 市内の小・中学生が本市の自然環境や生物多様性の重要性について学習する機会が得られるよう、総合的な学習の時間等を活用した持続可能な開発のための教育（E S D）等の充実に取り組みます。また、理科教員の生物多様性に関する教育スキル向上を図るため、指導講座の開催などを検討します。
- 林間学校やセカンドスクールにおいては、自然豊かな環境の中で生徒が自然や生き物の価値を体感しながら学ぶことができる機会を提供します。
- 多摩川における府中水辺の楽校の開催など、市内の自然環境を活用し、学校の外でも子どもたちが自然を学び、体験できる機会の提供を図ります。また、子どもたちだけでなく、その親世代も共に自然に触れ合い、自然を学べるイベント等の開催を検討します。
- 自然や生きものへの関心を幼児期から持ち、学びの基礎を養ってもらうため、保育園や幼稚園におけるレクリエーションの開催を検討します。

市民・市民団体の取組

- 子どもたちを自然環境や生物多様性について学べる機会へ積極的に参加させるとともに、親世代も子どもたちとともに自然に親しみ、学んでいくよう努めます。
- 府中水辺の楽校運営ボランティアへの参加など、子どもたちへの環境教育事業の運営に協力します。

事業者の取組

- 生物多様性の恩恵を利用して事業活動を行う立場から、子どもたちへの生物多様性の理解促進を図る事業の実施を検討します。
- 環境活動団体は、市や他の団体と連携し、環境教育イベントの開催など、子どもたちが生物多様性の理解を深めることができる機会の提供に努めます。

個別施策 4 社会経済活動における生物多様性保全の普及促進

市の取組

- 市内の生物多様性に関する調査により得られた情報の庁内における共有を図り、生物多様性の保全を促進するまちづくりを目指します。
- 公共施設の設置、管理にあたっては地域の生態系に配慮した緑化を推進するため、適正樹種の選定等に関する基準を設置します。特に学校施設については、環境教材としての活用も視野に入れた多自然な緑化を推進します。
- 開発事業にあたっては、自然環境への影響を抑えた工期・工法の採用、既存緑地の保全、東京都の「在来種選定ガイドライン」に基づいた樹種選定による緑化の実施など、地域の生態系に配慮した事業計画の確保について事業者と事前協議を実施する制度整備を行います。
- 市内の事業者の自然環境や生物多様性に対する優れた取組を市として認証し、広く公表する仕組みづくりを検討するとともに、事業者が事業活動において生物多様性に貢献できる取組を提案する事例集の作成を検討します。
- 公園や既存の緑地を、レクリエーション活動や災害時における避難空間としての機能のほか、自然環境の保全や気温上昇の抑制に資するグリーンインフラとしてとらえ、適切な管理を推進します。

市民・市民団体の取組

- 公共事業や民間の事業活動が自然環境や生物多様性に配慮した方針や方法により実施されているかチェックします。
- 自然環境や生物多様性に配慮した優れた取組を行う企業等を利用したり応援します。

事業者の取組

- 事業活動と生物多様性の関係性を理解し、生物多様性に配慮した事業活動の推進に努めます。
- 事業地や事業所内の緑化にあたっては、郷土種の利用など在来の生態系への配慮や水辺環境の整備など、地域の生物多様性の保全に貢献する緑化に努めます。

その他の取組

- 大学等研究機関は、事業活動等における生物多様性への配慮の導入に対する助言、指導を提供します。

2) 基本施策 2 府中市固有の生態系と生息環境の保護と回復

府中市には公園や樹林地、農地などといったまとまった緑環境、多摩川や水田、用水路などの豊かな水辺環境が存在し、都市でありながらこれらを基盤とした地域固有の生態系と生物の生息環境を有している一方で、市街化の進行や農地の減少、また外来生物の侵入などにより、地域本来の生物多様性の低下が懸念される状況となっています。

地域の人々の長い営みの歴史とそこに住む生物の共存関係の中で育まれた府中固有の生態系と生息環境を守り育てていくため、環境保全活動や外来種対策等の取組を実施します。

個別施策 1 樹林地などの緑環境と生態系の保全と利用

市の取組

- 緑地を保全するため、都市緑地法などに基づく制度を活用した保全を検討します。
- 国分寺崖線の武蔵台緑地については、市民、市民団体、研究機関、隣接自治体などとの連携を深め、植生管理ガイドラインに基づく継続的な保全活動を実施し、地域固有の生態系の維持、回復を図るとともに、市民が生物多様性に触れる普及拠点機能をもった自然公園として整備します。
- 本市の東西に緑の軸を形成する府中崖線については、既存の緑地の維持を図り、地域在来の生態系を残す貴重な樹林として、生物多様性の保全を考慮した緑地管理を実施します。
- 市内の緑地の大部分を占める都立公園について、東京都及び公園管理者と連携して、生物多様性の保全や自然環境保全啓発活動等に関する取組を推進します。特に浅間山公園については、保全管理ガイドラインに基づく保全活動を実施し、市内随一の生物多様性ホットスポットとして豊かな自然環境の維持、回復を図るとともに、豊かな自然環境を身近に体感できるスポットとして、広く市民にPRしていきます。
- 本市の緑環境を象徴する馬場大門のケヤキ並木については、保護管理計画に基づき、樹木診断、植樹帯の改修、周辺道路、建築物対策、後継木の育成など、将来にわたってけやき並木の良好な育成を図る取組を実施します。

市民・市民団体の取組

- 市内の緑地を訪ね、緑地の魅力や生物多様性への貢献を直に体験します。
- 様々な主体が実施する保全活動への積極的な参加を検討します。
- 環境活動団体は、市や他の団体と連携し、保全活動に参画します。

事業者の取組

- 市や団体など、様々な主体が実施する保全活動への積極的な参加や支援を検討します。
- 事業地や事業所内において、生物多様性の保全に貢献する緑化に努めます。

その他の取組

- 大学等研究機関は、保全作業への助言、指導や効果検証など、保全活動に対する科学的知見の提供に努めます。

個別施策 2 多摩川周辺や用水などの水辺環境と生態系の保全と利用

市の取組

- 草原や湿地などの多様な環境を有する多摩川の本市流域の河川敷や堤防には、希少動植物の生息、生育やツバメの集団ねぐらなどが確認されており、これら動植物の生育・生息環境の保全を図るため、自然環境保全や河川整備に関して河川管理者との連携を図ります。
- 河川敷など安定的な保全が困難な生物環境に対しては、隣接する公園や緑地などの公共地を活用した移植による生育・生息域外保全など、積極的な保全策の導入を検討します。
- 古くより市南部にめぐらされた用水路網の水の恵みによる豊かな生物環境を取り戻すため、用水の通年通水や周辺緑地の保全に取り組むとともに、休耕田を活用したピオトープ（生物生息空間）整備など、水田と一体的な保全を検討していきます。
- 市立公園内における親水エリアの整備を進め、水辺の生き物と身近に触れ合える空間を作ります。
- 雨水浸透施設の設置など、雨水の地下浸透を促進する取組みの推進により湧水量の改善を図るとともに、モニタリング調査を継続して実施します。また、湧水を基盤とした生物環境の創出を目指します。

市民・市民団体の取組

- 多摩川や水田地帯、親水公園など、市内の水辺環境を訪ね、水辺の魅力や生物多様性への貢献を直に体験します。
- 様々な主体が実施する保全活動への積極的な参加を検討します。
- 環境活動団体は、市や他の団体と連携し、保全活動に参画します。

事業者の取組

- 市や団体など、様々な主体が実施する保全活動への積極的な参加や支援を検討します。

その他の取組

- 大学等研究機関は、保全作業への助言、指導や効果検証など、保全活動に対する科学的知見の提供に努めます。



多摩川かぜのみち



東京農工大学の水田圃場

個別施策 3 街中の公園や農地など自然をつなぐ生き物生息空間の保全と創出

市の取組

- 市立公園や緑地については官民連携手法の導入などにより、地域の生態系を考慮した管理、保全を実施し、ピオトープ（生き物生息空間）の整備など、自然環境としての質の向上を図ります。
- 市の設置する花壇管理においては、在来植物や周辺環境に悪影響とならない植物を使用するなど、地域の生態系にも配慮した魅力ある花壇づくりを行います。
- 緑道や多摩川かぜのみちの適切な維持管理を実施します。
- 都市の緑として地域の環境保全に寄与する農地については、府中市農業振興計画に基づき、農地の保全や農業の担い手の確保・育成を図ります。また、農地の持つ多面的機能（生産・生態系の保全・気温上昇の抑制・教育・防災等）の活用や低農薬・減化学肥料による環境にやさしい循環型農業を支援するなど、地域と共存した農業を推進します。
- 農地の保全につながる学校給食における地場産食材の使用を推進します。
- 直売所の整備・運営に係る支援や市内小売店への出荷支援、また、学校給食における地場産食材の使用を推進などにより、地産地消の推進による地域の農業の応援に努めます。
- 都市の生物多様性に寄与する学校敷地については、地域在来の植物が自生可能な緑地の確保と維持管理を行うとともに、生育する植物の学習教材としての活用も検討していきます。
- 個人宅の庭、事業所、社寺などの樹林、植栽について、生物多様性に配慮した維持管理の方法等を周知するとともに、管理者の維持管理に係る負担を軽減する効果的な支援を検討します。
- エコロジカル・ネットワークの形成を推進するため、緑地等の空白地を抽出し、市民や事業者と連携して生物環境の創出を図ります。

市民・市民団体の取組

- 自宅の庭や植栽などにおいて、在来植物や在来の生態系に悪影響を与えない園芸植物を使用した緑化を図り、地域の生物多様性への貢献に努めます。
- 地場産農産物を積極的に購入する地産地消などを通じて、地域の農業を応援します。
- 農地が地域の生物多様性に寄与する働きを理解し、環境にやさしい循環型農業の導入などを検討します。

事業者の取組

- 事業地や事業所内において、生物多様性の保全に貢献する緑化に努めます。
- 地場産農産物の使用など、地域の農業を応援します。

個別施策 4 府中市の生態系や市民の暮らしを脅かす外来種対策

市の取組

- 侵略的な外来動植物について、市民や研究機関、東京都など、様々な主体と連携し、市内における生息、生育状況の情報収集と実態把握に努めるとともに、駆除や市民への注意喚起など、適切な対策を実施します。
- 東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画に基づき、アライグマ・ハクビシンの防除対策を実施していきます。また、研究機関との連携により、市内の生息状況把握や、より効果的な駆除方法等の研究、導入を図ります。
- 侵略的な外来種問題について、市民に正しく理解し、拡げない行動を実践してもらうため、講演会、展示会、出前講座などの開催や、広報等による PR を実施します。
- 市内の全域にわたって発生する問題に効果的に対処するため、自治会による外来植物の一斉駆除イベントの開催など、市民参加による広域的な駆除活動の実施を検討します。

市民・市民団体の取組

- 外来生物の問題に関心を持ち、発信される情報を積極的に閲覧し理解を深めるよう努めます。また、外来生物を生まない行動を率先するとともに、市が実施する情報収集や駆除活動などの防除対策へ協力します。

事業者の取組

- 事業地や事業所内における外来種防除対策を実行し、地域の侵略的な外来種の抑制に寄与するよう努めます。

その他の取組

- 大学等研究機関は、防除対策への助言、指導や情報収集・分析など、外来種対策に対する科学的知見の提供に努め、効果的な駆除の推進に貢献するよう努めます。



ミニコラム 危険な外来生物について

3) 基本施策 3 生物多様性保全の担い手が生まれる仕組みづくりの推進

生物多様性の保全を推進するためには、市民一人一人が日常生活の中で生物多様性に資する行動を実践していく必要がありますが、そのための知識や理解は十分に普及していません。また、市内では市民団体などによる環境保全活動が各所で活発に取り組まれています。活動をリードする人材や担い手の確保に課題を有している事例が散見されます。

個人や市民団体、また研究機関や事業者など、多様な主体がその担い手として、個々に、また有機的な連携を持って、生物多様性の保全に対する有効な取組を継続的に実行していく体制を構築するため、担い手を生み育てる普及啓発活動や、主体間のつながりを創出する仕組みづくりに取組みます。

個別施策 1 生物多様性に配慮した生活様式の導入促進

市の取組

- 買う（エシカル消費等）、食べる（地産地消等）、遊ぶ（野外散策等）など、日常生活の中で気軽に実践できる、自然環境や生物多様性に貢献できる行動について広く市民に紹介し、生活スタイルの変容を促します。
- 身近なことで気軽にできるボランティアである「ちよいボラ制度」の創設など、市民が余暇のレジャー感覚で、自然と触れ合い楽しみながら、自然を守り育てることに貢献できる保全活動の展開を図ります。

市民・市民団体の取組

- 衣食住、全ての日々の生活が生物多様性の恩恵により成立していることを理解し、日常生活において生物多様性に配慮した生活スタイルの実践に努めます。
- 市や団体が開催する、気軽に参加できる保全活動への参加を検討します。

事業者の取組

- 生物多様性に寄与する商品やサービスの開発、提供を通じて、消費者が消費行動において生物多様性に貢献できる仕組みを提供するよう努めます。

個別施策 2 主体間のつながりの創出による持続的かつ効果的な保全の展開

市の取組

- 地域市民や市民団体により実施されている環境保全の取組みを把握し、広く紹介し、支援します。
- 多様な主体と様々な取組みが集約して発信される拠点として、環境保全活動センターの機能の充実を図ります。
- 環境保全活動に関心を持つ市民と活動の担い手を求める市民団体等のマッチングを図る制度の創設を検討します。
- 市民主体の保全活動については、科学的な知見に基づく有効な方法で実施されるとともに、保全活動をリードする人材の育成を推進するため、活動主体と専門家や研究機関との連携を生み出す中間支援を実施します。
- 事業者の実施する自然環境保全に関する CSR 活動等と連携し、事業者、地域市民、市民団体などが結集した保全事業を推進します。

市民・市民団体の取組

- 市内で行われている環境保全活動に関心を持ち、積極的に参加します。
- 自然環境保全に対する組織的な取組を行う団体への加入を検討します。
- 環境活動団体は、活動に関心のある市民等とのマッチングを図る取組に参画し、構成員の確保や後継者の育成に努めます。

事業者の取組

- 自然環境保全に関する CSR 活動等に取り組むとともに、地域の様々な主体との連携を図るよう努めます。

個別施策 3 市境に捉われない広域的な連携の推進

市の取組

- 多摩川や崖線などを通じた広域的なエコロジカル・ネットワークの形成による地域の生物多様性の向上に寄与するため、周辺自治体、河川管理者（国）、東京都などと連携した取組を推進します。

基本方針3 循環型のまちを目指します（資源循環・廃棄物）



（SDGs ゴール：11、12、14、17）

1. 背景

循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として 2000（平成 12）年 6 月に循環型社会形成推進基本法が公布され、2003（平成 15）年 3 月には循環型社会形成推進基本計画が策定され循環型社会の形成に関する施策が推進されてきました。

市でも、循環型社会形成推進基本法に規定する基本原則に基づいてプラスチックの 3 R や適正処理を率先して進めてきました。また、2019（令和元）年 5 月には、より一層プラスチックの資源循環を総合的に推進するため、「プラスチック資源循環戦略」が 2019（令和元）年 5 月に策定されました。

2021（令和 3）年 6 月には、これまでのプラスチックの排出・回収におけるリサイクルだけでなく、プラスチック使用製品の設計・製造から、販売・提供におけるプラスチックのライフサイクル全般での、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じた「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布されました。

①設計・製造段階



プラ製品の設計を環境配慮型に転換

②販売・提供段階



使い捨てプラをリデュース

③排出・回収・リサイクル段階



排出されるプラをあまねく回収・リサイクル

出典：プラスチック資源循環法 一般消費者向け概要資料 一部抜粋（環境省）

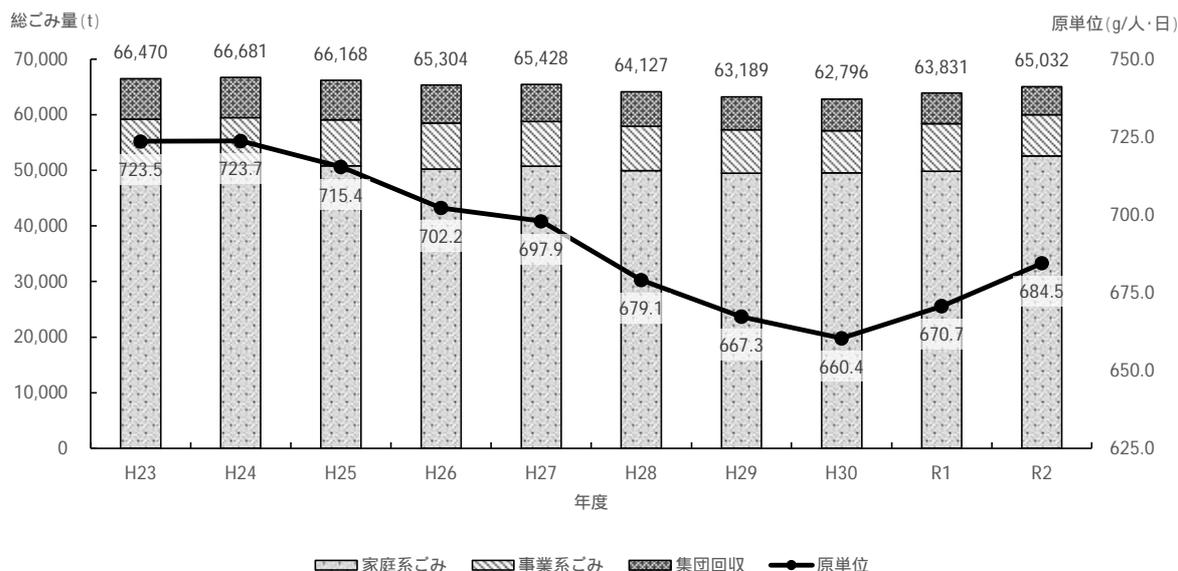
図 4-13 プラスチックのライフサイクル全般での「3R+Renewable」イメージ

2. 府中市の資源循環・廃棄物に関わる現況

1) 減量・情報提供

総ごみ排出量は、2012（平成 24）年度から減少傾向を示していたものの、2019（令和元）年度から増加に転じています。これについては、新型コロナウイルス感染症拡大により生活様式が変化し、ごみの排出傾向にも変化が現れた可能性が考えられます。

一方で、事業系ごみ排出量は、2019（令和元）年度の増加を除くと、2012（平成 24）年度から減少傾向を示しています。



原単位は、排出量÷365日÷人口（10月1日現在の住民基本台帳）にて算出

出典：府中市一般廃棄物処理基本計画

図 4-14 総ごみ排出量の推移

課題

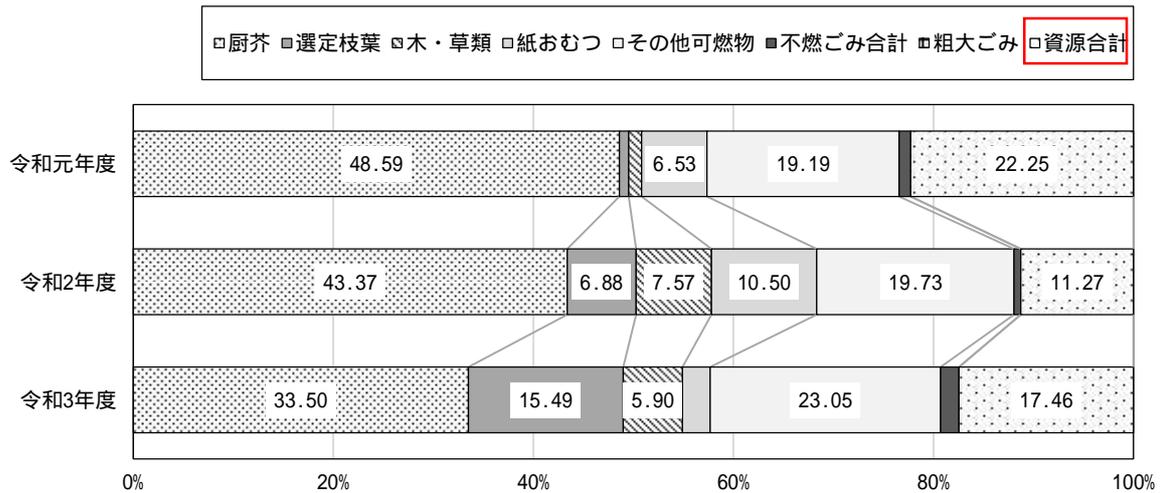
1. 総ごみ排出量の下げ止まりが見られていることから、資源を含めたごみの排出量削減のための取組が求められ、年齢層等に応じたきめ細やかな情報提供が必要
2. 市内事業者におけるごみの削減余地はあるものと考えられ、事業系ごみの発生抑制についても対策を講じていくことが必要

2) 資源ごみの分別・排出

2019（令和元）年度～2021（令和3）年度のごみの組成分析調査において、燃やすごみ中の資源物の混入割合は約11～22%となっており、2021（令和3）年度調査の内訳を見ると、特にその他雑紙が約9%と多く混入しています。また、燃やさないごみ中の資源物の混入割合は約8～14%となっており、2021（令和3）年度調査の内訳を見ると、特に容器包装プラスチックが約5%と多く混入しています。

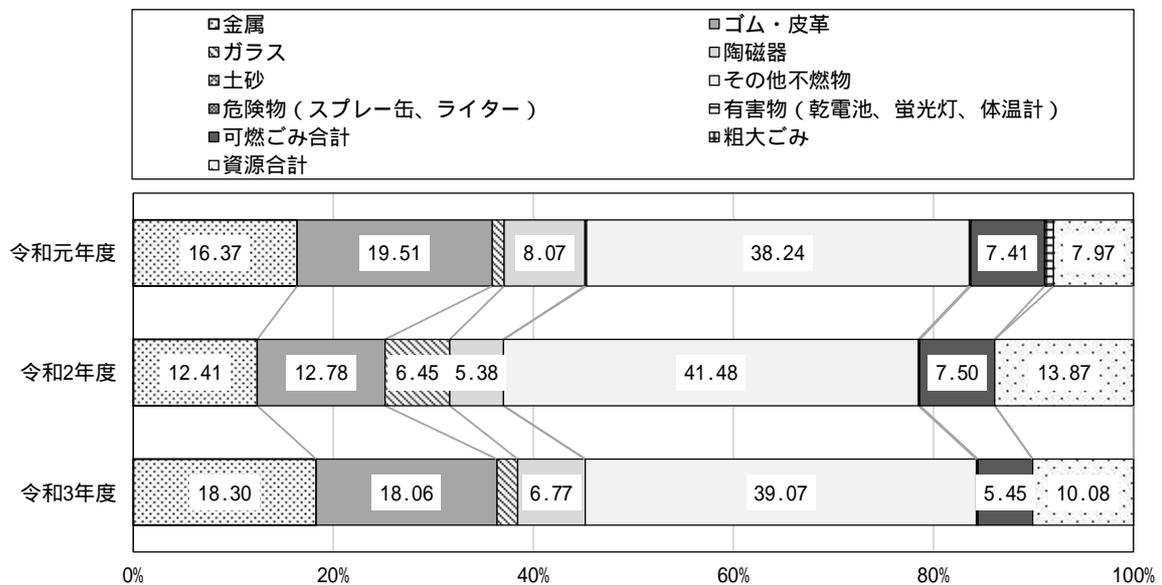
生ごみは2021（令和3）年度組成分析調査において、燃やすごみ中の約34%を占めています。

事業系ごみの再利用率は、紙（OA紙）や新聞紙等の紙類では高く再生利用が進んでいるものの、紙（OA紙以外）や厨芥等で50～60%台と比較的低い状況です。



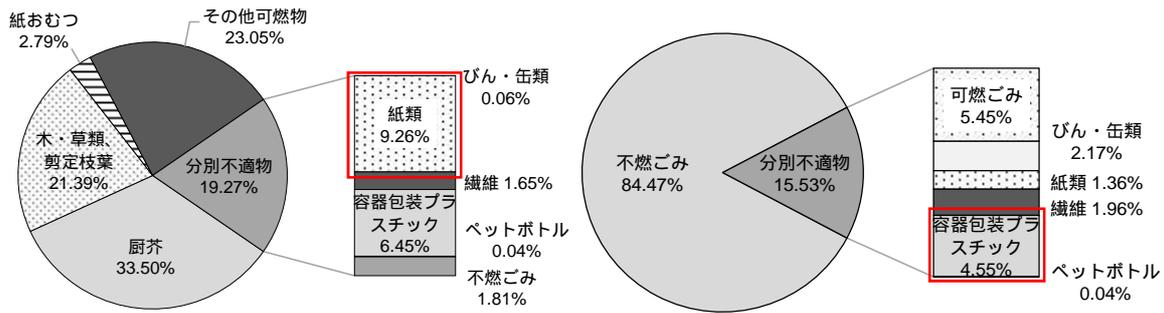
出典：府中市一般廃棄物処理基本計画

図 4-15 組成分析調査結果（令和元年度～令和3年度）（燃やすごみ）



出典：府中市一般廃棄物処理基本計画

図 4-16 組成分析調査結果（令和元年度～令和3年度）（燃やさないごみ）



出典：府中市一般廃棄物処理基本計画

図 4-17 組成分析調査結果（令和 3 年度）（左：燃やすごみ、右：燃やさないごみ）



1. 雑がみや容器包装プラスチックなど、依然としてごみの中に資源が多く混入している状況であり、ごみの種類によっては該当する分別区分や洗浄の程度等といった細かな基準が浸透していないことから、分かりやすい解説やその周知が必要
2. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律への対応としてプラスチック資源化対策についても強化を図っていくことが必要
3. 事業系ごみの再生利用の推進についても対策を講じていくことが必要

3) 適正処理

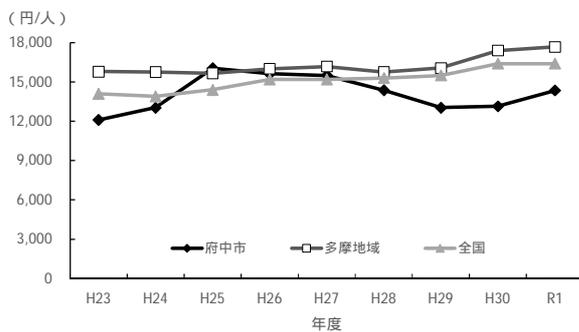
家庭系ごみの収集については、現在、民間事業者へ委託し戸別回収を行っており、本市の燃やすごみはクリーンセンター多摩川で焼却処理を行っています。

クリーンセンター多摩川は、焼却灰及び飛灰の全量を東京たま広域資源循環組合に搬入し、エコセメント化を行っています。

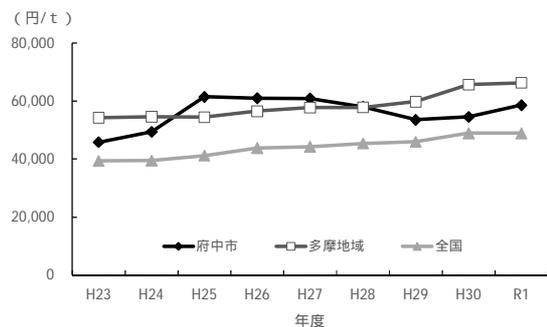
ポイ捨てから粗大ごみまで、様々なケースの不法投棄が発生しており、悪質なケースでは警察と連携し対応していますが、抜本的な解決にはなかなか至っていません。

ごみ処理経費については、1t 当たりで見ると全国と比較して高い状態で推移しています。

1 人当たりの年間ごみ処理費



1 t 当たりの年間ごみ処理費



出典：府中市一般廃棄物処理基本計画

図 4-18 ごみ処理経費の多摩地域、全国平均との比較

課題

1. 今後も民間事業者との定期的な協議の継続を通じ、効率的な収集運搬と環境負荷の低減が必要
2. 中間処理は、引き続き、多摩川衛生組合及び構成市と連携し、安定操業に向けた取組が必要
3. 不法投棄させない環境整備のため、関係者と連携しつつ、対策強化が必要
4. 今後も効率的な清掃事業を継続することにより可能な限り処理経費を抑制し、市財政や市民への負担軽減に努めることが必要

4) 目指すべき姿

先述で整理した課題等を踏まえ、府中市の目指すべき姿は以下のとおりとします。

目指すべき姿

1. ごみ減量が停滞している現状に鑑み、「ごみそのものを発生させない」ことを重視し、1人ひとりが「もったいない」の心を持って日常生活や事業活動を見直す行動につなげられるよう、3Rの中でも優先順位の高い2R（発生抑制・再使用）の取組を推進していきます。
2. 発生抑制・再使用を進めてどうしても排出されてしまうごみについては、資源として分別し、可能な限り資源化を進めます。資源化に当たっては、地域での取組や事業者と連携した取組等についても積極的に推進することで、さらなる資源循環を目指します。
3. 快適で安全な生活環境を維持するため、環境負荷やコストの低減等の多様な視点から、ごみや資源物の安定的・効率的なごみ処理体制の確保を図ります。また、大規模災害等の非常事態時における適正処理体制の確保等にも努めていきます。

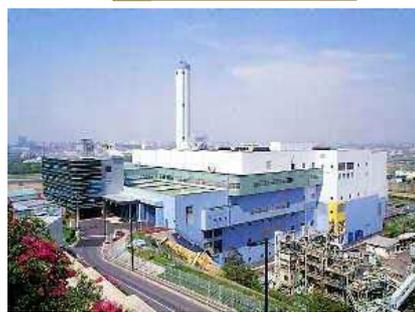
コラム

多摩川衛生組合

複数の市町村が行政事務を共同で行う目的で設立する団体を一部事務組合といいます。

多摩川衛生組合は、ごみの焼却処理を行う目的で設立された一部事務組合で、稲城市・狛江市・府中市・国立市で構成されています。

府中市の燃やすごみは、多摩川衛生組合が運営するクリーンセンター多摩川（ごみ焼却処理施設）で焼却しています。



クリーンセンター多摩川

5) 協働により推進したい取組

府中市の目指すべき姿に向けて以下の取組を協働して推進していきます。

- ・ごみ減量のための行動を一緒に学び、実践すること。
- ・循環型社会の形成に向けた普及啓発の取組を実施し、生活様式の転換を図っていくこと。
- ・排出のルールを厳守したごみの排出について取り組んでいくこと。

コラム

ふちゅうごみ資源物分別アプリ

スマートフォンを使って、ごみに関する情報をいつでも簡単に確認することができる「ふちゅうごみ資源物分別アプリ」を配信しています。ぜひ、普段の生活にお役立てください。

日本語版のほか、英語・中国語・韓国語に対応した外国語版もあります。



【主な機能】

・収集日カレンダー

お住いの地域を設定してごみ・資源物の収集日を確認することができます。カレンダーは「当日・翌日」「週ごと」「月ごと」で表示できます。

・ごみ分別辞典

品目ごとに分別方法を確認することができます。50音順のほかワード検索で簡単に調べることができます。

・アラート機能

前日や当日の設定した時間に通知をしてくれるので、ごみ・資源物の出し忘れを防いでくれます。

・マップ機能

粗大ごみシールや指定有料袋の取扱場所などを、一覧からだけではなく地図で検索することができます。

・よくある質問

問い合わせをいただくことが多い質問と、その回答を掲載しています。

・お知らせ

市が発信するごみや3Rについての情報、イベントや台風・大雪などによる収集の遅延などを確認することができます



3 . 施策の方向性（施策体系）

次の体系に基づき、目指すべき姿に向けて施策を展開します。

| 基本方針 | 基本施策 | 個別施策 |
|-----------------------|-------------------|------------------|
| 基本方針3 循環型のまちを目指します | ごみの発生抑制と再使用の推進 | ごみの発生抑制の推進 |
| | | 食品ロスの削減 |
| | | ごみ減量への効果的な周知 |
| | | リユースの推進 |
| | 資源循環の推進 | 適正な分別ルールの徹底 |
| | | 資源回収手段の利用促進 |
| | | 事業系ごみのリサイクルの推進 |
| | 安定的・効率的なごみ処理体制の確保 | 安全で効率的な収集運搬体制の確保 |
| | | 一般廃棄物処理施設の整備と運営 |
| 不法投棄や災害廃棄物対策の推進 | | |

4 . 計画の推進にあたって参考となる指標の整理

基本方針 3 の進捗状況を把握するため、次の指標を設定します。

【成果指標】

| 成果指標 | 基準値 (2020年度) | 目標値 | 削減割合 |
|---|-----------------|---------------------|------|
| 市民1人1日当たりの燃やすごみ排出量 一般廃棄物処理基本計画に基づきます | 397 g/人 | 354 g/人 (2027年度) | 11% |
| | | 350 g/人 (2032年度) | 12% |
| 最終処分場での埋立処分量 一般廃棄物処理基本計画に基づきます | 0 t | 0 tを維持 (2032年度) | |

【参考指標・取組指標】

| 参考指標・取組指標 | 基準値 (2020年度) | 目標値 (2027年度) |
|-------------------|-----------------|-----------------|
| 市民1人当たりの年間粗大ごみ排出量 | 10.2 kg/人以下 | 7.5 kg/人以下 |
| 市民1人当たりの収集後資源化量 | 77 g/人・日 | 78 g/人・日以上 |
| 総資源化率 | 多摩地域 8 位 | 多摩地域 1 位 |

5 . 施策の展開

基本施策 1 ごみの発生抑制と再使用の推進

循環型社会の第一歩として、ごみを発生させないための取組を行います。その上で発生した使用済みの物については再使用するための取組を行います。

個別施策 1 ごみの発生抑制の推進

市の取組 家庭および事業者から発生する生ごみや容器包装などのごみ減量に取り組みます。また、環境経営の一環で詰め替え容器の販売する等、家庭からのごみ発生量を減らすための取組を事業者が行うよう、促します。

- 水分の多い生ごみの重量を減らすため、イベント時に水切りネットを配布する等、生ごみの水切りを推進します。
- 生ごみ堆肥化容器や生ごみ処理機の購入補助を継続し、生ごみの発生を抑えます。
- マイ箸、マイボトルの使用を呼びかけ、容器包装材の発生抑制を呼びかけます。
- 市内の店舗と協議を行い、容器包装使用量の削減や、詰め替え容器、再生品、エコマーク¹⁰商品など、環境に配慮した商品の積極的な販売を促します。

市民・市民団体の取組

- 水切りネットを活用するなど、生ごみは水分を切ってから捨てます。
- エコマークがついた製品や、容器包装が軽量化された製品を選んで購入します。
- マイ箸、マイボトルを使用し、ごみが発生しないようにします。

事業者の取組

- 過剰包装を抑制し、簡易包装を推進します。
- リターナブル容器¹¹を使用する商品や、詰め替え用商品を積極的に販売します。



図 4-19 生ごみの水切り

¹⁰ エコマーク：様々な商品（製品およびサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルのこと。

¹¹ リターナブル容器：ガラスびんやプラスチック製容器、金属製容器など繰り返し使用（リターナブル）される容器のこと。ワンウェイ（一回の使用で廃棄してしまうもの）容器・包装をリサイクルするよりも環境に与える負荷が小さく、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の中でも優先的に選択されることが望ましい消費行動である。

個別施策 2 食品ロスの削減

市の取組 本来食べられるものが捨てられてしまう食品ロスが発生しないように、食品関連事業者への取組だけでなく家庭に対する意識啓発などを図ります。

- 外食時の食品ロスを削減するため、「30・10 運動¹²⁾」を呼びかけ、食べ残しを減らす運動を推進します。
- 「府中市食べきり協力店制度¹³⁾」を活用し、飲食店に対して、小盛メニューの提供や食べ残しの持ち帰りへの対応を働きかけます。
- フードドライブ、フードバンク活動について、市内や近隣における実施情報を広く周知するとともに、フードドライブについては、市においても定期的実施します。
- 普段、捨ててしまいがちな食材の活用方法や、無駄のない食材の利用方法等について周知を図り、実践を促します。

市民・市民団体の取組

- すぐに食べる食品は、賞味期限や消費期限の長い商品ではなく、陳列順に購入します。
- 外食時は、食品ロス削減に積極的に取り組む店を選びます。

事業者の取組

- 生鮮食品等、消費期限の短いものは作りすぎないようにします。
- パック売りだけでなく、バラ売りや量り売りに取り組みます。



図 4-20 食べきり協力店ステッカー、フードドライブで提供された食品（一部）、フードパントリーの様子

¹²⁾ 30・10 運動：宴会や会食で、最初の 30 分間と最後の 10 分間は料理を楽しむことで食べ残しを減らそうという運動のこと。

¹³⁾ 府中市食べきり協力店制度：小盛メニューやハーフサイズメニューを導入している、お客様の要望に応じて食材を調整している、お客様が料理を持ち帰ることに対応しているなどの食べ残しを減らす取組を行っている飲食店を紹介する制度

個別施策 3 ごみ減量への効果的な周知

市の取組 意識啓発やごみ減量の取組方法など、ごみ減量のための情報が市民・事業者が届くことが必要です。ごみに関する情報を効果的な媒体で発信することや出張説明を実施することなどにより、ごみに関する情報が多くの人に届くとともに関心を持ってもらえるように取り組みます。

- ごみ情報紙「府中のごみ」の発行や市ホームページの活用等を通して、ごみに関する PR・広報の充実を図るとともに、SNS やアプリ等を活用して、外国人や幅広い年齢層、様々なライフスタイルに対応した情報発信を進めます。
- 将来世代にごみの 3R 推進を働きかけるため、学校での出張説明会などを実施します。
- 地域ごみ対策推進員を各地域の 3R 推進リーダーとして位置づけ、連携してごみの減量や分別の徹底、集団回収の利用促進を進めます。

市民・市民団体の取組

- 集団回収が所属する団体や地域で行われている場合は積極的に協力します。
- ごみ情報紙「府中のごみ」を読んでみるなど、府中市のごみの現状に関心を持つようにします。

事業者の取組

- 事業所から発生したごみ量を従業員にも共有する、府中市が発信するごみに関する情報を従業員に共有するなど、事業所としてもごみ減量に対する意識啓発を行います。

個別施策 4 リユースの推進

市の取組 廃棄物の発生減少だけでなく、製品製造時、廃棄時の資源消費・環境負荷を回避することにもつながるリユースを推進します。

- リユース可能な品の交換・販売活動の支援を検討します。
- 民間事業者と連携協定を締結し、粗大ごみ等のリユースを推進します。

市民・市民団体の取組

- フリマアプリや地元情報掲示板などを活用して、粗大ごみのリユースに努めます。
- 壊れたもの、傷がついたものなどは修理して使用できないか検討します。

事業者の取組

- 耐久性の高い商品を販売し、また故障や破損に対して修理等できるサービス環境を整えます。

基本施策 2 資源循環の推進

資源物となるものを集めたり、廃棄物の中から資源物を選別して再資源化したりすることで、最終的にごみとして処理されるものを減らします。また、製品製造時の資源消費を減らすことにつなげます。

個別施策 1 適正な分別ルールの徹底

市の取組 資源物は適正に分別されないとごみになってしまうため、適正な分別排出が行われるように取り組めます。

- ごみ情報紙「府中のごみ」やホームページ等を活用し、分別排出のルールをわかりやすく周知します。
- 集合住宅においては、住民の転入が多いことから、集合住宅の管理者や家主と十分に連携を図り、転入した住民へ適正なごみの排出を働きかけます。
- 分別ルールに違反して排出されたごみについては、ルール違反シールの貼付や取り残しを行い、排出者の意識改革を促します。

市民・市民団体の取組

- 「ごみ・資源物の出し方カレンダー」に則って適正に分別し、指定された日時に排出します。
- 容器包装プラスチックの汚れは軽く水で洗い流し、汚れが落ちないものは燃やすごみとして排出します。

事業者の取組

- 事業活動に伴って発生した資源物は、事業系ごみ（資源物）として自らの責任で処理します。

コラム

ボトル to ボトル

食品用として使用した PET ボトルをリサイクルして再び食品用 PET ボトルとして使用する循環型リサイクルシステムのことをボトル to ボトルと呼びます。（注：同じボトルを再使用（リユース）する、いわゆるリターナブル PET ボトルは含みません。）

ペットボトルを他の製品にリサイクルした場合は最終的には焼却されてしまいますが、ボトル to ボトルで再生した PET ボトルは何度でも繰り返し再生することが出来ます。

府中市では「ボトル to ボトル」水平リサイクルで持続可能な循環型社会の実現に向けて、令和 3 年に 2 事業者と市内で排出されるペットボトルを安定的に新たなペットボトルとしてリサイクルする「ボトル to ボトル」リサイクルに関する協定を締結しました。

本協定の締結により、市内において排出される使用済みペットボトル（飲料メーカー問わず）を、安定的に再び新しいペットボトルに再生する水平リサイクルを、ほぼ 100% 実現することが可能になります。



個別施策 2 資源回収手段の利用促進

市の取組 適正に分別されたより多くの資源ごみが排出されるように、資源の回収方法を引き続き検討します。

- 古繊維(ふるせんい)や古紙類(こしるい)、びん、かん、紙パックなど、家庭から出るリサイクル可能な資源物について、地域住民が協力し行う、集団回収を引き続き実施します。
- 市内のスーパー等に設置されている資源物(ペットボトル、牛乳パック、アルミ缶、食品トレイなど)の店頭回収について、実施している店舗や品目等を周知し店頭回収の利用を促進します。
- 民間事業者と連携協定を締結し、宅配便を活用した使用済み小型家電の回収に取り組み、希少資源の有効活用を図ります。

市民・市民団体の取組

- 市による資源回収の他にも様々な資源回収を活用して、資源化に取り組みます。

事業者の取組

- 自社独自による回収の取組を検討します。

個別施策 3 事業系ごみのリサイクルの推進

市の取組 事業者の責任で処理する事業系ごみの資源についても、資源化が進むように取り組みます。

- 1000 m²以上の事業用大規模建築物には、再生利用に関する計画書¹⁴に基づく立ち入り検査を実施するなど、再生可能な品目の資源化を促します。
- 少量排出事業者に対しては、登録制度を活用して、分別の徹底や可能な限りの再資源化を促すとともに、ルール違反シールの貼り残しを行い、排出者の意識改革を促します。

市民・市民団体の取組

- 事業者の資源化に関する取組に関心を持ちます。

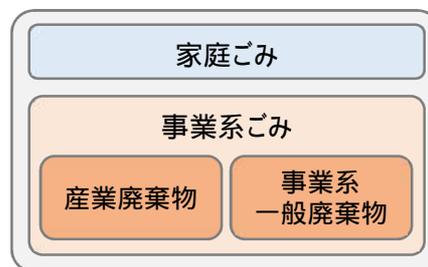
事業者の取組

- 従業員の意識啓発を行い、適正な分別が行われるようにします。
- 資源となるものは許可業者またはリサイクル業者に引き取りを依頼します。

コラム

事業系ごみの分け方・出し方

事業系ごみとは、事務所・店舗などから事業活動に伴って生じた廃棄物のことです。事業活動に伴って発生する資源・ごみは、事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません(自己処理責任の原則)。したがって、事業者から排出される廃棄物については、基本的には事業者自身によって、許可を受けた業者に委託するなど適正な処理をすることが必要になります。



¹⁴ 再生利用に関する計画書：ごみの減量とその適正な処理を目的として、府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例(第34条)及び条例施行規則(第36条)により、事業用大規模建築物の所有者または占有者は、廃棄物管理責任者を選任すると共に、再生利用に関する計画書を毎年度の当初に策定し、これを市に届け出ることとなっています。

基本施策 3 安定的・効率的なごみ処理体制の確保

ごみ収集、ごみ処理といった資源循環にかかる事業について、より環境に配慮した事業に転換していくように検討します。

個別施策 1 安全で効率的な収集運搬体制の確保

市の取組 民間事業者へ委託し戸別回収を行っている家庭ごみの収集について、民間事業者との定期的な協議の継続を通じて効率的な収集運搬と環境負荷の低減を図ります。

- 収集運搬体制の効率化を図り、エネルギー消費量の低減を図るため、低公害車の導入を継続して行います。
- 収集運搬体制については、さらなる効率的な運用を図ることを目的として、ICT 等の活用など、先進事例を収集の上で検討を行います。
- ごみや資源物の分別排出が困難な高齢者等に対しては、福祉シール制度を活用し、排出の支援を行います。

市民・市民団体の取組

- 火災の危険性があるごみは適正に処理して排出します。



充電式電池の処理



収集作業風景

個別施策 2 一般廃棄物処理施設の整備と運営

市の取組 焼却処理を行っているクリーンセンター多摩川については多摩川衛生組合及び構成市と連携して安定操業に向けた取組を行っていきます。府中市リサイクルプラザについては、新たな施設整備を進めており、新施設稼働開始まで、現施設の安定操業に取り組みます。

- 本市のごみ・資源物を安定的に処理するため、府中市リサイクルプラザにおいては、設備の定期点検やメンテナンスを行い、安定操業に努めます。また、新しいリサイクルプラザの整備については、令和 9 年度の稼働開始を目指します。
- 多摩川衛生組合で運営しているクリーンセンター多摩川については、構成市として引き続き安定操業を働きかけます。

市民・市民団体の取組

- 焼却に適さないごみ¹⁵が焼却されることで焼却施設にダメージを与えないように分別を徹底します。
- 木材などは、受け入れ基準に適した大きさに切断し排出します。¹⁶

¹⁵ 焼却に適さないごみ：金属やガラス・陶器などの不燃物、ライターや多量のマッチ、花火などの発火物、水銀を使用している製品（水銀体温計、水銀血圧計）など

¹⁶ 受け入れ基準を超えた大きさのごみが投入されることで焼却炉へのごみ投入口が詰まり、ホップブリッジと呼ばれるトラブルを引き起こす。ホップブリッジによってごみが長時間供給されなくなると、緊急停止やホップ火災の原因となる。

個別施策 3 不法投棄や災害廃棄物対策の推進

市の取組 ポイ捨てから粗大ごみまで、様々なケースの不法投棄が発生しており、不法投棄防止のための取組を推進します。また、地震・風水害・土砂災害等による災害廃棄物について、実際に発災した際に市民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止するため事前の対策に取り組めます。

- 不法投棄については地域住民や警察との連携を強化し、不法投棄防止パトロールや警告看板設置などの対策を講じていきます。
- 非常事態における廃棄物の収集運搬や中間処理等については、「府中市災害廃棄物処理計画」や「府中市災害廃棄物処理マニュアル」等に基づき、他自治体や関係団体と相互支援・連携を図ります。

市民・市民団体の取組

- 平常時に、災害廃棄物の分別方法や排出方法などを確認しておきます。
- 災害時は、市からの情報を収集して、ごみの適正排出に努めます。

事業者の取組

- 排出者として最終処分まで責任を持ち、適正処理を推進します。
- 災害時は、市からの情報を収集して、ごみの適正排出に努めます。

コラム

府中市リサイクルプラザ

府中市リサイクルプラザは、燃やさないごみ、粗大ごみの破碎選別処理、びん・かん、ペットボトル、容器包装プラスチックの選別・圧縮・梱包処理等を行う総合的なリサイクル拠点施設です。また、家具等の修理・再生事業も行っています。



府中市リサイクルプラザ外観



ペットボトルの選別作業

基本方針 4 安全・安心・快適に暮らせる文化的なまちを目指します



(SDGs ゴール : 3、6、11、12、17)

1 . 背景

高度経済成長期（1950～1970年代）は、産業型の公害が各地で発生し、深刻な問題となりました。1970年代からは、高度経済成長が進んだ結果、大量消費・大量廃棄の現代型ライフスタイルが定着し、自動車利用に伴う大気汚染や騒音・振動、生活排水による水質汚濁などの問題が顕在化してきました。その中で、経済成長と環境保全を両立する施策、企業による公害防止技術の導入等により環境は改善されていきました。

一方で近年は、住環境の密集化、価値観・生活様式の多様化により環境問題も多種多様にわたっています。中でも、工場や建設現場などに属さない作業場、飲食店、商店、一般家庭に起因するものは近隣公害といわれています。それまでの産業型公害とは異なり、市民の普段の生活が原因となって発生する、都市生活型公害へと形が変わりました。府中市の生活環境においては、ばい煙・騒音に関する苦情が多く、また季節によって水質が悪化する地点も見られます。

2 . 府中市の生活環境、歴史・文化的資源に関する現況

1) 大気質

大気汚染の状況を監視するため、府中市朝日測定局および武蔵台測定局の2か所の測定局を設置し、大気成分測定を常時行っています。また、東京都が設置している測定局でも市内を監視できるようになっています。

一酸化炭素(CO)、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)を測定しており、2020（令和2）年度の測定結果においては、すべて環境基準を達成していました。

2019（令和元）年度に市に寄せられた苦情の受付件数129件のうち、ばい煙に関する苦情は45件で、約3.5割を占めています。特に野焼きは多くの苦情が寄せられています（P90図4-22参照）。

表 4-1 大気汚染物質の測定結果（令和2年度）

| 局名 | 一酸化炭素(CO) | | 二酸化窒素(NO ₂) | | 浮遊粒子状物質(SPM) | |
|------|-----------|------|-------------------------|------|------------------------|------|
| | 環境基準 | | 環境基準 | | 環境基準 | |
| | 2%除外値 | 達成状況 | 98%値 | 達成状況 | 2%除外値 | 達成状況 |
| 武蔵台局 | 0.6ppm | | 0.029ppm | | 0.036mg/m ³ | |
| 朝日局 | 0.5ppm | | 0.030ppm | | 0.039mg/m ³ | |

2%除外値は、1年間の全ての測定値（日平均値）の内、高い方から有効測定日数の2%にあたる日数番目の測定値を除外して、残った測定値の内、最高になった測定値。

98%値は、1年間の全ての測定値（日平均値）の内、低い方から有効測定日数の98%にあたる日数番目の測定値。

出典：府中の環境（令和2年度報告書）

課題

1. 引き続き常時観測と情報公開及び大気汚染防止に関する取組を推進し、環境基準を達成している大気環境の保全が必要
2. 野焼きに関しては現場での適切な指導を通じて、禁止事項である旨の周知、意識啓発等が必要

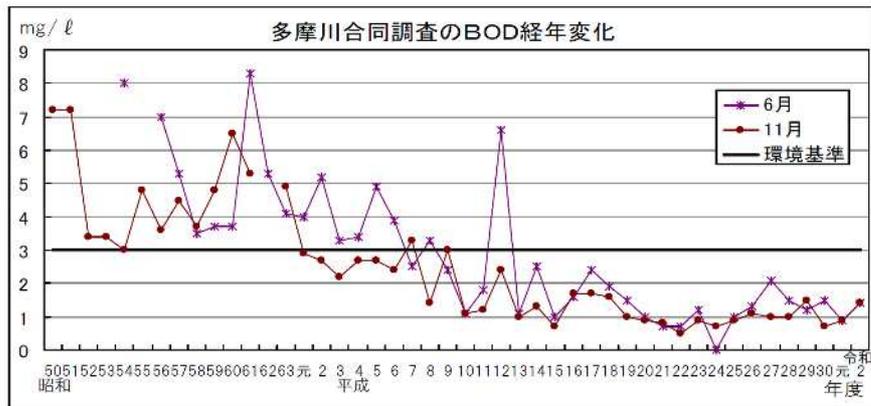
2) 水質

水質汚濁の状況を監視するため、市内を流れる多摩川や用水路、多摩川に流れこむ排水路で定期的に水質調査を行っています。

多摩川では国立境と調布境の2箇所、排水路は国立、是政、矢崎、府中の4箇所、府中用水は上板橋と大山橋の2箇所で水質調査を実施しています。

また、水質改善を目的に、1975（昭和50）年から、多摩川と多摩川水系の河川や用水路の流れる市区で合同調査を実施しています。1984（昭和59）年からは、それらの市区で多摩川水系水質監視連絡協議会を組織し、年2回の合同調査のほか情報交換や関連機関との連絡を行っています。

多摩川においては、生活排水が主な原因と言われるBOD¹⁷が、汚濁のひどかった昭和50年代は高い数値を示していましたが、徐々に改善してきています。



出典：府中の環境（令和2年度報告書）

図 4-21 多摩川の水質調査結果（昭和50年度～令和2年度）

課題

1. 水質の保全・改善を図るため市民・事業者への意識啓発が必要
2. 河川や用水路の保全については流域での管理や取組が必要であり、広域連携による継続的な取り組みが必要

コラム

典型7公害

環境基本法では公害について、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたるものとして次のものを掲げています。これら7つの公害を「典型7公害」と呼んでいます

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、
騒音、振動、地盤沈下、悪臭



出典：2002年度子ども環境白書（環境省）

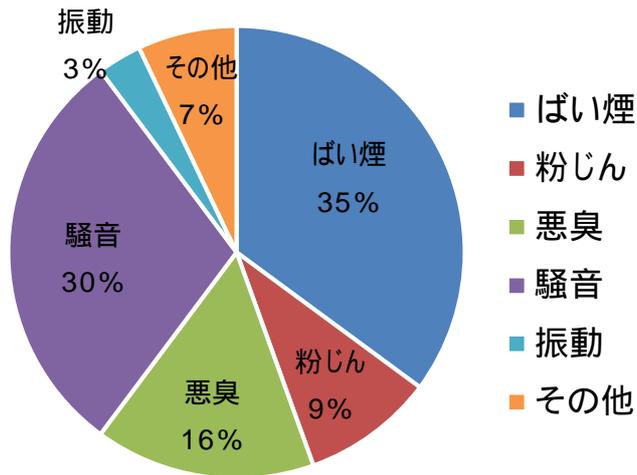
¹⁷ BOD：微生物が必要とする水中の酸素量のこと、河川における水質汚濁の指標となっている。

3) 騒音・振動

騒音・振動の発生源は、工場・事業場などの生産設備、建設工事、自動車・鉄道・航空機などの交通機関、飲食店・商店などの営業、その他一般家庭を含めた楽器、音響機器、空調設備など多種多様です。

2019（令和元）年度に市に寄せられた苦情の受付件数 129 件のうち、騒音に関する苦情は 38 件で、約 3 割を占めています。特に、大規模な建築物の解体や建設工事によるものが多く寄せられています。

自動車騒音・振動については、2012（平成 24）年度から騒音規制法に基づく常時監視が義務付けられたことから幹線道路について調査を実施しています。



出典：府中の環境（令和元年度報告書）

図 4-22 2019（令和元）年度苦情受付件数割合

課題

騒音・振動は、各種公害のなかでも日常生活に関係が深く、事業者への規制・監視や市民の生活騒音を発生させないようにするための意識啓発等が必要



図 4-23 騒音調査の様子

4) 歴史・文化的資源

府中は、遠く大化の改新により武蔵国の国府が置かれ、政治、経済、文化の中心地として栄えた歴史のあるまちです。江戸時代には、甲州街道の宿場町としてにぎわいを見せ、明治時代には、北多摩郡の郡役所が設置されました。甲州街道沿いの宿場町と背後の農村は集落地として形成され、多摩川低地部は水田中心、武蔵野台地は連続的な樹林地が残り街道後背には畑地が形成されました。

府中崖線及び国分寺崖線では縄文時代の遺跡が多数確認され、武蔵府中熊野神社古墳、高倉塚、天王塚などの古墳も確認されています。また崖線上には鎌倉時代当時要塞の機能を果たしていた寺院が多く分布しています。

課題

1. 史跡や古道などの歴史的遺産や、農業とともに育まれた地域文化、原風景などの歴史的・文化的環境を、自然環境と一体的に維持・保全することが必要
2. 保全のみならず、市民が歴史・文化的環境として理解し触れ合える環境を整備し、未来に引き継いでいくことが必要



図 4-24 けやき並木

5) 目指すべき姿

先述で整理した課題等を踏まえ、府中市の目指すべき姿は以下のとおりとします。

目指すべき姿

1. 大気質、水質について環境基準が達成され、市民一人ひとりがお互いのために環境を守る意識が育っているまちを目指します。
2. 市民が文化財の保護と継承、創造への参加を通して、文化財の価値を理解し、親しみや誇りを持っているまちを目指します。

3. 協働により推進したい取組

府中市の目指すべき姿に向けて以下の取組を協働して推進していきます。

- ・近隣住民同士のつながりの深め、お互いの立場や考え方を理解することで公害を防止し、地域の生活環境を保全すること。
- ・豊かな歴史・文化的資源を守っていくとともに活用を図っていくこと。

4. 施策の方向性（施策体系）

次の体系に基づき、目指すべき姿に向けて施策を展開します。

| 基本方針 | 基本施策 | 個別施策 |
|--|------------------------|--------------------|
| 基本方針 4 安全・安心・快適に暮らせる文化的なまちを目指します | 大気環境の保全 | 大気質の保全 |
| | | アスベスト対策 |
| | | ダイオキシン類対策 |
| | 水環境の保全 | 多摩川の水質保全 |
| | | 水質汚濁、地盤沈下の防止 |
| | 土壌の環境保全や騒音振動対策、その他公害対策 | 土壌・地下水汚染の防止 |
| | | 騒音・振動の防止 |
| | | 化学物質等の適正管理 |
| | 快適できれいなまちづくり | 放射性物質対策、その他新たな公害対策 |
| | | まちの美化対策 |
| | 歴史的・文化的環境の保全 | 安全で快適な道路環境づくり |
| | | 景観の保全 |
| | | 歴史的・文化的環境の保全 |

5 . 計画の推進にあたって参考となる指標の整理

基本方針 4 の進捗状況を把握するため、次の指標を設定します。

【成果指標】

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (2025 年度) |
|--|--------------------|------------------|
| 水質、大気、騒音・振動の環境基準適合率 上位計画である総合計画に基づきます | 84.4% (2020 年度) | 100% |
| まちなみや景観がよく保全されていると感じている市民の割合 上位計画である総合計画に基づきます | 47.3% (2020 年度) | 60% |
| 府中市が文化的であると感じている市民の割合 (%) 関連計画である文化芸術推進計画に基づきます | 82.9% (2017 年度) | 88% |

【参考指標・取組指標】

| 参考指標・取組指標 | 基準値 (2020 年度) | 目標値 |
|--|------------------|---------------------|
| 一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の常時測定、 移動測定車「おおぞら号」による測定 | 年 12 回 | 年 12 回 (2030 年度) |
| 市内の狭あい道路の割合 上位計画である総合計画に基づきます | 9.05% | 7.36% (2025 年度) |
| 騒音・大気汚染などの公害に悩まされている市民の割合 上位計画である総合計画に基づきます | 11.3% | 11% (2025 年度) |

6 . 施策の展開

基本施策 1 大気環境の保全

大気環境のモニタリングや化学物質への適切な対応を指導し、大気環境を守ります。

個別施策 1 大気質の保全

市の取組 大気汚染状況を継続的に監視し、情報発信します。大気の排出基準の遵守を事業所へ指導し、また啓発により大気環境を守ります。

- 市内に2か所ある大気測定局で大気汚染物質の測定を継続的に実施し、大気汚染の状況をモニタリングします。
- 環境測定車「おおぞら号」で、幹線道路沿いの大気の汚染状況を継続的に監視します。また、微小粒子状物質（PM2.5）などの新たに問題となった大気汚染物質の測定も行います。
- 工場や事業所などに対して、東京都と連携して、大気汚染防止法や悪臭防止法などの関係法令や東京都環境確保条例に基づく指導を行います。

市民・市民団体の取組

- 自動車を運転する際は、エコドライブに努めます。

事業者の取組

- 大気汚染防止に関する関係法令を遵守します。
- 自動車を運転する際には、不要なアイドリング、急停車、急発進は避けるなど、エコドライブに努めます。



図 4-25 大気測定局

個別施策 2 アスベスト対策

市の取組 アスベストの使用・管理状況の把握及び適切な処理方法を指導することでアスベストの発生を抑制します。

- 建築物の解体等工事に対するアスベストの飛散防止対策の徹底を指導します。
- 解体等工事を行う前に立入検査を行い、アスベストの飛散防止の可能性を事前に把握して、適切な飛散防止措置を指導します。
- 公共施設の解体や修繕の際には適切なアスベスト対策を実施し、法令の遵守を徹底します。

事業者の取組

- 建築物の解体等の際には、周辺住民にも配慮を行いながら、関係法令の遵守を徹底します。



図 4-26 アスベスト調査に臨む様子

個別施策 3 ダイオキシン類対策

市の取組 ダイオキシンを定期的に測定し、また事業者への適切な指導を行うことでダイオキシンの発生を抑制します。

- 東京都と連携して、環境中のダイオキシン類の濃度を定期的に測定し、結果を公表します。
- 東京都環境確保条例に基づき、小規模焼却炉の使用禁止や野焼きの禁止の指導を行います。

事業者の取組

- 廃棄物の適切な処分を徹底し、有害物質の排出を防止します。

コラム

最近の化学物質の規制動向

化学物質とは

「化学物質」と聞いて、どのような印象を抱きますか？科学的には、元素や元素が結びついたものを、化学物質と呼びます。自然由来のもの、人間が作ったものの全てが化学物質です。例えば、毎日食べている塩は、ナトリウムと塩素からできた化学物質です。しかし、一部には有害な化学物質があり、環境汚染や人体へ悪影響を及ぼすものもあります。

残留性有機汚染物質（Persistent Organic Pollutants：POPs）とは

有害な化学物質の中に、残留性有機汚染物質（POPs）と呼ばれる化学物質があります。環境中で分解されにくく、生物体内に蓄積しやすく、地球上で長距離を移動して遠い国の環境にも影響を及ぼすおそれがあり、一旦環境中に排出されると私たちの体や生態系に有害な影響を及ぼしかねないものがあります。例えば、ダイオキシン類等といった化学物質が挙げられます。これらのうち現在、30種類はストックホルム条約（POPs条約）により規制対象となっています。（下表参照）。

POPs条約の規制対象となっている化学物質

| 採択年月 | 条約採択 2001年 | | COP4 2009年 | COP5 2011年 | COP6 2013年 | COP7 2015年 | COP8 2017年 | COP9 2019年 |
|---------|--|-----------------------------------|--|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 農薬類 | アルドリン クロルデン DDT ディルドリン エンドリン | HCB ヘプタクロル マイレックス トキサフェン | クロルデコン α-HCH β-HCH PeCB リンデン | エンドスルファ | 表の内容精査中 | | | |
| フッ素系化合物 | | | PFOSとその 塩及び PFOSF | | | | | |
| 臭素系難燃剤 | | | HBB POP-BDes | | | | | |
| 塩素系製剤 | PCB | | | | | | | |
| 非意図的生成物 | HCB | PCB PCDD/DF | PeCB | | | | | |

出典：POPs 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会資料（環境再生・資源循環局廃棄物規制課）より作成

基本施策 2 水環境の保全

河川のモニタリングや地下水への適切な対応を指導し、水環境を守ります。

個別施策 1 多摩川の水質保全

市の取組 河川の水質を継続的に監視し、情報発信します。また、適正な排水基準の遵守を事業所へ指導し、また啓発により水環境を守ります。

- 東京都や関係機関と連携し、多摩川の水質浄化や流水量の確保、生態系の復活に向けた取組を推進します。
- 多摩川と多摩川へ流入する用・排水路の水質調査を実施し、その結果を公表します。
- 下水処理場の負荷を軽減するために、引き続き油やごみ等を下水道に流さないなど、生活排水に関する配慮事項について啓発を行います。

市民・市民団体の取組

- 多摩川の清掃活動に参加します。
- 生活排水を適切に処理します。

事業者の取組

- 事業所からの排水は、関係法令に基づいて適切な管理を徹底します。

個別施策 2 水質汚濁、地盤沈下の防止

市の取組 多摩川の水質保全と水質汚濁、地下水保全を目的とした揚水規制を行うことで地盤沈下の防止を図ります。

- 水質汚濁防止法などの関係法令や東京都環境確保条例に基づく指導を行います。
- 揚水施設の設置については、東京都環境確保条例や関係法令を遵守した設置を指導します。また、工場や事業所などによる地下水揚水量の報告を通して、地下揚水量を把握し、地盤沈下の防止を図ります。
- 崖線の緑を保全するとともに、湧水量の定期的な調査に努めます。
- 雨水の地下浸透を推進するため、住宅に設置される雨水浸透施設や雨水貯留槽の費用の一部を補助し、導入を支援します。
- 学校や公共施設に雨水浸透施設の設置を検討し、雨水の地下浸透を推進します。

市民・市民団体の取組

- 雨水浸透施設や雨水貯留槽の導入を検討します。

事業者の取組

- 汚水の適正な処理を徹底します。

基本施策3 土壌の環境保全や騒音振動対策、その他公害対策

土壌のモニタリングや近隣への騒音配慮、化学物質への適切な対応等を指導することで生活環境を守ります。

個別施策1 土壌・地下水汚染の防止

市の取組 土壌汚染状況の調査や土壌汚染物質における地下水汚染の防止、化学物質の適正な使用を指導し、有害化学物質を使用した事業所へは調査・報告を指導します。

- 東京都環境確保条例に基づき、有害化学物質を取り扱った工場や事業所などに対して調査・報告を指導します。
- 地下水の汚染状況の継続的な監視など、汚染対策を継続するとともに、環境基準の達成を目指します。

事業者の取組

- 大規模な土地の改変や工場等を廃止する際には、法令を遵守し、土壌汚染対策を徹底します。

個別施策2 騒音・振動の防止

市の取組 騒音・振動は関連法令に基づき指導を行い、苦情へも十分な対応に努めます。

- 幹線道路の騒音や振動、交通量などをモニタリングし、基準超過があった場合などは必要に応じて道路管理者に道路の改善などを要請します。
- 工場や事業所などによる騒音や振動について、苦情が発生した場合には十分な対応に努め、適切な指導を行います。
- 道路の整備に際しては、低騒音舗装の使用を検討します。

市民・市民団体の取組

- 音響機器やペットの鳴き声など、生活における騒音を出さないように努めます。

事業者の取組

- 騒音を発する工事では、防音シートの使用等、近隣への配慮を図ります。

コラム

生活騒音

日常生活行動や家庭用機器などから発生する、いわゆる生活騒音は、都市生活のあり方と切り離して考えることができません。

騒音の基準は昼夜間、また地域を住居・商業など目的別に区分した地域類型ごとに異なっています。



騒音の目安

出典：全国環境研協議会 騒音調査小委員会

個別施策 3 化学物質等の適正管理

市の取組 東京都環境確保条例に基づき化学物質に関する適切な情報発信を行います。また、水害発生時の化学物質への影響を未然に防ぎます。

- 化学物質等の公共用水域への流出もしくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、化学物質取扱事業者に対し、東京都環境確保条例で定められている使用量等の報告や管理方法書の提出の徹底を図ります。また、適正管理の啓発や周知等について、東京都と連携して実施します。
- 水害等による化学物質の流出等を防ぐため、都で策定した化学物質適正管理指針に基づき、各事業所が水害等における浸水防止や流出防止等の対策を講じるように東京都と連携して対応します。

市民・市民団体の取組

- 化学物質による環境リスクについて学びます。

事業者の取組

- 化学物質の排出量と移動量の届出を徹底します。

個別施策 4 放射性物質対策、その他新たな公害対策

市の取組 放射性物質は定期的な調査を継続し、新たな問題に対しても対策を図ります。

- 放射性物質について、市民が正しい知識をもって冷静に行動できるよう情報提供に努めます。
- 学校の校庭などの空間放射線量、放射性物質測定を、当面継続して行います。
- 人体に影響を与えるおそれのある新たな公害問題については、情報の収集と速やかな対応に努めます。

事業者の取組

- 自らの事業活動から発生する環境負荷について、日ごろから情報を収集し、対策を行います。

基本施策4 快適できれいなまちづくり

まちをきれいにし、道路沿道を整備することで快適で安心なまちづくりを進めます。

個別施策1 まちの美化対策

市の取組 まちの美化対策に取り組み、快適なまちをつくれます。

- ごみやたばこのポイ捨ての禁止、喫煙禁止路線の周知、喫煙のマナーの向上など、環境美化の啓発活動を引き続き実施します。
- ごみ袋の配布・回収などを通じて、自治会や事業者などの団体の自主的な清掃活動を支援し、市民参加によるまちの美化活動を推進します。
- 環境美化推進地区の美化推進を行うことで、市民の美化意識の向上につなげます。

市民・市民団体の取組

- 自宅やその周辺で、清掃活動を行います。
- 地域安全・環境美化の日などの清掃活動へ参加します。

事業者の取組

- 事業地や事業所内外において、美化活動に努めます。
- 地域の清掃活動に参加します。

個別施策2 安全で快適な道路環境づくり

市の取組 道路・自転車・歩行者それぞれにとって安全で快適な道路環境づくりに取り組みます。

- 歩行者や自転車の安全な通行空間を確保するため、街路樹の適切な維持管理に努めるとともに、歩車道の段差解消や無電柱化を図ります。
- 府中駅周辺などの生活道路においては、誰もが歩きやすく親しみやすいよう、バリアフリー化を図ります。
- 商店街や鉄道事業者などの事業者と協働で放置自転車対策を強化し、自転車駐車場の整備を進めます。

市民・市民団体の取組

- 歩行者と自転車が安全に通行できるよう、交通ルールを守ります。

事業者の取組

- 事業所周辺の道路などの定期的な清掃に努めます。

基本施策5 歴史的・文化的環境の保全

魅力ある景観と史跡や文化財が調和したまちづくりを進めます。

個別施策1 景観の保全

市の取組 魅力ある景観の形成のために、周辺の景観に調和するよう、建築物等を誘導します。

- 景観形成の目標及び方針を実現するため、景観協定、まちづくり誘導地区、地区計画などの活用を検討します。
- 浅間山の緑の眺望景観や生態系に配慮した緑ゆたかな環境とするため、浅間山周辺地域においては、浅間山周辺地区まちづくり誘導計画に基づき、緑地の整備や周辺の景観に調和した建築物や工作物を誘導します。
- 崖線の連続した緑の眺望景観を確保するため、緑地の整備や周辺の景観に調和した建築物や工作物を誘導します。
- 屋外広告物の設置などにあたっては、高さ、色や形などが周辺のまち並みと調和するデザインになるよう誘導します。

市民・市民団体の取組

- 市内の美しい景観に関心を持ちます。

事業者の取組

- 建築物や工作物をつくる際には、周辺の景観との調和に努めます。

個別施策2 歴史的・文化的環境の保全

市の取組 史跡などの案内・解説を行うボランティア活動や地域の文化活動への支援などを通じて、歴史的・文化的環境の保全と、その活用を市民と協働で進めます。

- 地元市民との協働により、にぎわいのある地域づくりの場として、歴史文化遺産の活用を進めます。
- 史跡などを案内し解説する市民ボランティアの活動を支援します。
- 本市の緑環境を象徴する馬場大門のケヤキ並木については、保護管理計画に基づき、樹木診断、植樹帯の改修、周辺道路、建築物対策、後継木の育成など、将来にわたってけやき並木の良好な育成を図る取組みを実施します。
- 地域の文化活動を通じた交流を盛んにすることで、住民相互の連携をより強め、元気で活力のある地域社会の創造を目指します。
- 様々な文化活動の拠点となる市内の文化施設や公共スペースを、あらゆる人にとって安全で使いやすい状態に整備するように努めます。
- 市民が自ら立ち上げ、企画・運営に参画し、主体的に取り組んでいる文化事業や催しについて、今後とも継続的に支援できるように努めます。

市民・市民団体の取組

- 市内の文化や歴史について学び、保全に努めます。

事業者の取組

- 地域の文化交流の場への参加を検討します。

基本方針5 協働・連携のための環境が整ったまちを目指します



(SDGsゴール：4、8、9、11、17)

1. 背景

近年、地域としてのニーズが多様化していく中で、従来型の行政による社会サービス提供の在り方だけでは問題解決が難しくなっています。府中市では、環境問題に対して市民・市民団体等による取組は既におこなわれていますが、DX（デジタルトランスフォーメーション）¹⁸への対応や現役世代・若年層の参加促進など、新たな啓発等の活動手法の検討が必要です。

2. 府中市の協働・連携した取組に関する現況

1) 環境学習

府中かんきょう塾、親子体験教室、森キッズクラフト DAY 等を実施し、市民一人ひとりが環境に対する理解を深めるための取組を推進しています。

府中かんきょう塾は、講座修了生による企画・運営が進められており、2019（令和元）年度は全7回の連続講座、特別公開講座のほか、親子体験教室を4回実施し、講座及び体験参加者数は延べ397人となっています。



図 4-27 親子かんきょう塾の写真

課題

より多くの市民の方に環境に配慮した取組を実施してもらうため、学校教育や生涯学習での環境学習、イベントなどを通じた普及啓発等の取組の継続が必要
また、参加が難しい方への対応として新しい開催方法の検討も必要

¹⁸ DX（デジタルトランスフォーメーション）：デジタル技術を活用して、既存の価値観や枠組みを根底から覆すような革新的なイノベーションをもたらし、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

2) 協働による環境啓発イベント

府中環境まつりや、環境啓発ポスターコンクールなどの、市民・事業者・団体との協働による啓発イベントを実施しています。



図 4-28 環境啓発ポスターコンクールの写真

課題

市民の環境配慮行動や環境学習・イベント参加を促すには、大学や市民団体との連携・協働を一層推進していくことが必要

3) 市民ボランティアによる環境調査

酸性雨調査や、生態系調査、大気汚染調査等、市民との協働による調査を行っています。市民の方々の協力により環境調査を実施することで、より多くの方が環境に興味を持つきっかけの場を提供し、さらにはフィールドワークを通して市民ボランティアの育成につなげています。なお、2020（令和2）年度は延べ参加人数が69人（市民による酸性雨調査、市民ボランティア調査の合計）となっています。



図 4-29 市民ボランティアによる環境調査（分析時）の写真

課題

環境学習イベント以外の環境学習の機会及び市民協働の機会の一つとして活用することが必要

4) 目指すべき姿

先述で整理した課題等を踏まえ、府中市の目指すべき姿は以下のとおりとします。

目指すべき姿

環境パートナーシップなどにより、市民・事業者・行政が環境について情報の交換と共有を行い、協働して環境負荷の少ないまちづくりを目指します。

3. 施策の方向性（施策体系）

次の体系に基づき、目指すべき姿に向けて施策を展開します。

| 基本方針 | 基本施策 | 個別施策 |
|----------------------------------|--------------------------|----------------------|
| 基本方針5 協働・連携のための環境が整ったまちを目指します | 事業者・大学との連携による新たな取り組みの創出 | 大規模事業者や教育機関との連携 |
| | | 生物多様性の保全に向けた教育機関との連携 |
| | 環境保全活動を支援するネットワークの構築 | 環境保全活動センターの運用 |
| | | 市民活動の支援 |
| | 環境学習の推進 | 環境学習の機会の充実 |
| | | 環境学習の指導者の育成 |
| 情報発信の充実・啓発活動の推進 | 環境保全活動センターを中心とした情報の収集と発信 | |
| | 啓発活動の推進 | |

4. 計画の推進にあたって参考となる指標の整理

基本方針5の進捗状況を把握するため、次の指標を設定します。

【参考指標・取組指標】

| 参考指標・取組指標 | 基準値 | 目標値 |
|--|----------------------|--------------------|
| 水辺の楽校参加者延べ人数（開催回数） | 204人（5回） （2019年度） | 350人 （2030年度） |
| かんきょう塾に参加した人数（延べ人数） 上位計画である総合計画に基づきます | 120人 （2020年度） | 180人 （2025年度） |
| 多摩川清掃市民運動参加者数 上位計画である総合計画に基づきます | 3,188人 （2019年度） | 4,000人 （2025年度） |

5 . 施策の展開

基本施策 1 事業者・大学との連携による新たな取組の創出

市主体での活動のみならず、産学官民の連携によるこれまでにない手法によって、環境問題への更なる解決策を創出します。

個別施策 1 大規模事業者や教育機関との連携

市の取組

大規模事業者や大学などの教育機関と協働で環境課題の解決や付随する地域振興に資する取組を推進します。

- 市内の事業者や大学とゼロカーボンシティの実現に向けての協働に関する地域協定を締結し、2050年二酸化炭素実質ゼロに向けた取組を推進します。
- 府中基地跡地留保地においては、再生可能エネルギーの活用や新しい環境配慮技術の実証、エネルギーの融通が行えるまちづくりを検討します。

市民・市民団体の取組

- 大規模事業者・大学・市の取組に興味を持ち、情報を収集するように努めます。

事業者の取組

- 大学・市との連携による協働ができないか検討します。
- 環境保全活動に関して、事業者間の情報共有に努めます。

コラム

森キッズ DAY in 浅間山どんぐり de 森づくり

2019年以降、市内各所に広がっている「ナラ枯れ病」により、コナラ・クヌギなどナラ属の枯死が増加しています。この対策の一つとして、枯れた樹木の伐採と、新しく苗木を植樹することが重要です。

浅間山公園では、この作業を、市と西武・武蔵野パートナーズ、浅間山自然保護会が協働して、市民参加により実施しています。

参加した子供たちは山に落ちたどんぐりを拾い、家に持ち帰り1年間育てた後、再び浅間山に移植を行います。自分たちの手で自然環境の保全を体験でき、地域の自然環境への愛着と、浅間山本来の里山としての環境を知ることにつながっています。

カシノナガキクイムシという昆虫が木の中に入ることによってどんぐりの実の仲間の木が、次々と枯れてしまうこと



個別施策 2 生物多様性の保全に向けた教育機関との連携

市の取組

市内の大学がもつ科学的知見を活用し、大学などの教育機関との連携による生物多様性保全活動を推進します。

- 大学がもつ科学的知見を活用し、本市在来の貴重な自然環境を維持するとともに、復元・再生も視野に入れた保全活動を検討します。また、侵略的な外来種への対策についても、科学的知見に基づいた、より効果的な対策方法の研究・導入を図ります。

市民・市民団体の取組

- 大学・市の協働による生物多様性の活動に興味を持ち、情報を収集するように努めます。
- 市民参加の取組が必要とされた際には積極的に協力するように努めます。

事業者の取組

- 事業者の協力が必要とされた際には協力するように努めます。



図 4-30 写真

基本施策 2 環境保全活動を支援するネットワークの構築

市民・市民団体、事業者、市の協働による環境保全活動が推進されるためのネットワーク構築に取り組みます。

個別施策 1 環境保全活動センターの運用

市の取組 環境保全活動センターを中心として、連携・協働による環境保全活動が実行されるためのネットワークや制度構築を検討します。

- 環境保全活動センターを中心に、環境保全に関する情報を収集し、広く公開します。
- 環境に関するイベント等で協働による実施・運営を進めるため、環境保全活動サポーター制度の検証を行い、他の手法についても検討を行います。
- 環境保全活動に関心を持つ市民と活動の担い手を求める市民団体等のマッチングを図る制度の創設を検討します。



図 4-31 環境保全活動サポーター活動の写真

市民・市民団体の取組

- 環境保全活動センターの活動に協力します。
- 環境保全活動センターが発信する情報を収集します。

事業者の取組

- 環境に関するイベントに協力します。

個別施策 2 市民活動の支援

市の取組 市民の環境保全活動を加速するため、環境保全活動センターを軸とした情報提供や市民活動支援等を行います。

- 府中市環境保全活動センターを活用し、グループによる環境保全活動のPRや情報提供を行うとともに、相互の交流を促進します。
- 環境保全活動を行う市民ボランティアを養成し支援するとともに、環境保全活動のグループづくりなどを支援します。



図 4-32 環境保全活動センターによるイベント運営の写真

市民・市民団体の取組

- 環境保全活動やボランティアに積極的に参加します。
- 環境保全活動センターから発信される情報を収集し、周囲と共有します。

事業者の取組

- 事業者として、市民団体と協働して環境保全活動に取り組みます。

基本施策3 環境学習の推進

市民の日常生活も原因となる環境問題の解決や環境の保全に全市民で取り組むために、環境に対する理解を深める機会を創出します。また、地域で行う身近な環境保全活動を広めるため、環境学習の指導者を育成します。

個別施策1 環境学習の機会の充実

市の取組 市が環境学習やイベントを実施するだけでなく、市民・事業者が実施する環境学習事業の支援を行います。

- 市民、事業者が実施する環境学習について、企画、運営、広報などの各段階において、適切に支援します。
- 環境学習や環境活動の機会を提供し、NPO 等の市民団体が自ら環境学習を企画し、環境学習の場を広げることを支援します。
- 市内の小・中学生が本市の自然環境や生物多様性の重要性について学習する機会が得られるよう、総合的な学習の時間等を活用した持続可能な開発のための教育（ESD）等の充実に取り組みます。また、理科教員の生物多様性に関する教育スキル向上を図るため、指導講座の開催などを検討します。
- 市内の小・中学生が地球温暖化対策や気候変動といった地球規模の課題について学習する機会が得られるよう、持続可能な開発のための教育（ESD）等の充実に取り組みます。
- ナッジ理論（人々が自発的に望ましい行動を選択するよう促す仕掛けや手法）等を用いた環境教育やイベントの実施を検討します。
- 将来世代にごみの3R 推進を働きかけるため、学校での出張説明会などを実施します。



図 4-33 田んぼの学校

市民・市民団体の取組

- 環境学習の講座やイベントに積極的に参加します。
- 家族や友達など、周囲に環境学習の機会の情報を共有します。
- 家庭内で環境に関して話す機会を設けます。

事業者の取組

- 市が実施する環境学習事業への協力を検討します。
- 環境学習の講座やイベントの開催を検討します。

個別施策 2 環境学習の指導者の育成

市の取組

環境保全活動センターを中心に地域の環境保全活動を支えるエコ・リーダーを育成します。

- 地球温暖化や自然環境の保全、循環型社会などに関する講座を開催し、地域のエコ・リーダーを育成するとともに、活躍の場を提供します。
- エコ・リーダーの育成等を推進し、市民・事業者・行政のパートナーシップによる環境保全や環境学習への取組を推進します。



図 4-34 小学校での学習支援

市民・市民団体の取組

- 地域の環境活動のリーダーとして様々な講座を受講するなど、情報収集に努めます。
- 地域の環境活動を支え、身近な取組を推進します。

事業者の取組

- 従業員を講師として派遣する等、エコ・リーダーの養成講座などに協力します。

基本施策 4 情報発信の充実・啓発活動の推進

省エネ機器・技術の普及啓発や、環境行動につながるような情報等を収集し発信します。環境イベント等の啓発活動によって、環境意識を高めます。

個別施策 1 環境保全活動センターを中心とした情報の収集と発信

市の取組 様々な手段によって情報を発信し、多様な世代の人に情報が届くように取り組みます。

- 環境保全活動センターを中心に、環境保全に関する情報を収集し、広く公開します。
- 環境白書として発行している「府中の環境」や各種パンフレット等により、市の環境行政について、市民に分かりやすく周知します。

市民・市民団体の取組

- 環境保全に関する情報に対して興味を持ち、収集します。

事業者の取組

- 環境保全に関する情報を従業員に対して展開します。



図 4-35 府中の環境

個別施策 2 啓発活動の推進

市の取組 環境保全に関する講座やイベントを開催するなど、環境保全活動の啓発を行います。

- 「府中環境まつり」や「環境ポスターコンクール」、「打ち水日和イベント」を実施して、環境について考えるきっかけをつくり、市民や事業者の環境配慮行動を促進します。
- 多摩川清掃市民運動を実施し、多摩川をはじめとした豊かな自然や、まちの良好な生活環境を守るための取組や啓発を進めます。
- 自然観察会やウォーキングツアーなど、市内の豊かな自然環境をレジャー感覚で体感できるイベントの開催を通じて、市内の自然環境の豊かさや生物多様性の重要性について広く市民に周知していきます。
- ナッジ理論（人々が自発的に望ましい行動を選択するよう促す仕掛けや手法）等を用いた環境教育やイベントの実施を検討します。
- エシカル消費（地産地消、エコ商品を選ぶ、食品ロスを減らす、資源保護の認証がある商品や CO2（二酸化炭素）削減の工夫をしている商品を購入するなど、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動）の啓発を行います。

市民・市民団体の取組

- 環境保全に関する講座やイベントに積極的に参加します。
- 家族や友達など、周囲に環境イベントの機会の情報を共有します。

事業者の取組

- 市が実施する環境保全に関するイベント等への協力を検討します。
- 環境保全に関する講座やイベントの開催を検討します。



図 4-36 自然観察親子イベント

第5章 重点プロジェクト

1. 重点プロジェクトの位置づけ

本計画では、環境像実現のために全庁的な推進体制のもとで優先的に推進する施策、市の現状や社会的な要請等をふまえ、特に重視すべき事業を重点プロジェクトとして位置づけます。

2. 重点プロジェクトに必要な視点

重点プロジェクトは、以下に示す視点に基づき設定します。

- 重点プロジェクトが推進されることで、基本施策・施策の強力な牽引役となる
- 市の環境面に大きな効果が期待できる
- 市の環境面以外の地域課題に対しても、経済面、社会面などの副次的な効果が期待できる
(SDGs や環境・経済・社会の統合的な向上)
- 短期的な実効性だけでなく、中長期的な発展性や水平展開の可能性がある

3. 重点プロジェクト

4つの必要な視点に基づき、以下の重点プロジェクトを設定・実行することで、本計画において特に力を入れる必要がある「脱炭素型のまち」、「人と自然が調和し豊かなめぐみが得られるまち」を目指して、計画を強力に推進します。

| 分類 | プロジェクト名 | 関連する個別事業 |
|-----------------------|---------------------------------|---|
| 脱炭素型のまち | 再生可能エネルギーの導入拡大プロジェクト (STEP1) | 家庭への再エネへの補助 事業者への再エネの補助の検討 EV や充電設備の補助金の検討 公共施設の充電設備設置 再エネ電力契約への切替促進 再生可能エネルギー利用可能性調査の実施 公共施設の再生可能エネルギーの導入拡大 (PPA の利用) 国や東京都の補助金情報の提供 |
| | 再生可能エネルギーの面的利用プロジェクト (STEP2) | 補助金を活用した民生部門や産業部門への再エネ導入 地域連携協定の活用 エネルギーの地産地消 大規模事業や大学とのエネルギー融通の検討 基地跡地留保地整備をモデルケース化 公共施設への蓄電池システムの導入検討 EV の積極的な導入と災害時の活用 |
| 人と自然が調和し豊かなめぐみが得られるまち | 武蔵台緑地生物多様性保全プロジェクト 作成中 | 作成中 |

脱炭素型のまちを目指します

重点プロジェクト 1 再生可能エネルギー導入拡大プロジェクト (STEP1)

| | |
|-----------------|--|
| <p>概要</p> | <p>府中市内における再生可能エネルギー導入拡大を進めるため、家庭や事業者への再生可能エネルギー設備導入を支援する補助事業や再生可能エネルギー電力契約への切替促進を図る仕組みづくりなどを検討します。そのための、市域における再生可能エネルギー利用可能性の調査を行い、ポテンシャル等を適切に見極めていきます。</p> <p>また、今後の自動車の電動化の進展を見据え、再生可能エネルギーの活用だけでなく、地域の蓄電池としての役割を果たすようなEVや充放電設備の設置も進めていきます。</p> <p>公共施設においては、PPAなどの新たな仕組みを活用した率直的な再生可能エネルギーの導入を進め、市域への水平展開の可能性を検討します。</p> <p>これらの現状で実現性の高い取組を一体的に推進することで、府中市における再生可能エネルギー導入拡大の第一段階として、下地づくりを行います。</p> |
| <p>イメージ</p> | |
| <p>期待される効果</p> | <p>環境 使用されるエネルギーが再生可能エネルギーに徐々に切り替わることによるCO₂排出量の削減</p> <p>経済 市内に再生可能エネルギー設備や関連設備が導入されることで、調達・施工・メンテナンス等に関する産業・雇用の創出</p> <p>社会 災害時の電源として活用できる再生可能エネルギーの普及が市内の建物で進むことで、市域全体の防災機能を強化</p> |
| <p>関連する個別施策</p> | <p>基本施策 2 再生可能エネルギーの導入促進</p> <p>個別施策 1 再生可能エネルギーの導入支援</p> <p>個別施策 2 エネルギーの地産地消の促進</p> <p>個別施策 3 市施設への再生可能エネルギーの導入</p> |

STEP1 から



脱炭素型のまちを目指します

重点プロジェクト 2 再生可能エネルギーの面的利用プロジェクト (STEP2)

概要

重点プロジェクト 1 における市民や事業者等の再生可能エネルギーの導入拡大を進めたうえで、これを市域内で面的に利用し、市域全体のエネルギー利用の最適化を図るためのプロジェクトを推進します。

府中市内における再生可能エネルギー導入のさらなる拡大を進めるため、補助金を活用した事業者への導入促進や地域連携協定を活用したポテンシャルの高い地域からの再生可能エネルギー調達の仕組みづくり、大規模事業者や大学との連携協定に基づく再生可能エネルギーを中心とした効率的なエネルギー融通の仕組みづくりなどの検討を進めていきます。

また、基地跡地留保地整備における再生可能エネルギーによる地産地消のモデルケースの構築や公共施設への蓄電池システムの導入、EV の積極的な導入により災害時における動く蓄電池としての活用を検討することで、地域として再生可能エネルギーの導入と有効活用を双方向から推進していきます。

これらの中長期的な視点から有望な取組を一体的に推進することで、府中市における再生可能エネルギーのさらなる導入拡大と市域内でのエネルギー循環・地産地消を積極的に推進することで脱炭素型のまちを目指します。

STEP 2 へ



期待される効果

環境 使用されるエネルギーが再生可能エネルギーに切り替わり、市域内でのエネルギーの最適化が図られることによる CO₂ 排出量の大幅な削減

経済 再生可能エネルギーが市域内で循環することによる資金循環が図られるとともに、市内に再生可能エネルギー設備や関連設備が大量に導入されることで、調達・施工・メンテナンス等に関する産業・雇用の創出や新たなエネルギー産業の勃興

社会 災害時の電源として活用できる再生可能エネルギーと蓄電機能を有する EV 等のさらなる普及とともに、自立分散型のエネルギー面的利用により、市域全体の防災機能を大幅に強化

関連する個別施策

基本施策 2 再生可能エネルギーの導入促進
 個別施策 1 再生可能エネルギーの導入支援
 個別施策 2 エネルギーの地産地消の促進
 個別施策 3 市施設への再生可能エネルギーの導入

基本施策 4 環境に配慮したまちづくりと行動
 個別施策 1 脱炭素型を目指したまちづくりの推進
 個別施策 2 人と環境にやさしい交通手段の構築

基本方針 2 重点プロジェクト 「武蔵台緑地生物多様性保全プロジェクト」

【概要】

本市を代表する自然環境である武蔵台緑地において、基本方針 2 の基本施策 3 点を統合的に展開することで、本市の生物多様性の向上を図るとともに、生物多様性に関する市民理解の浸透を図る発信拠点として整備、また、生物多様性の保全の担い手を生み出すモデルとなる取組みを実行します。

【目標】

地域本来の生態系の保護と回復

「武蔵台緑地植生保全ガイドライン」に基づく植生保全

自然環境保全に関する普及啓発拠点としての利用

普及啓発イベントの開催の他、日常的に楽しく安全に自然に親しめる公園
づくり

多様な主体の参画と協働による保全の担い手の創出

協働による自然環境保全の事業モデルの形成、効果的で持続的な保全を実現する担い手の発掘

【取組】

各基本施策における主要な取組を、武蔵台緑地をフィールドに落とし込み、統合的に展開する。

（基本施策 1 - 個別施策 ）

- ・官民学協働による生物調査の実施
- ・生物情報のリスト化

（基本施策 1 - 個別施策 ）

- ・自然観察会など地域の自然に触れ、生物多様性について学ぶ機会の提供

（基本施策 1 - 個別施策 ）

- ・隣接小中学校等を対象とした実地による自然環境教育の実施

（基本施策 1 - 個別施策 ）

- ・生物多様性に着目した公園管理、普及啓発拠点としての整備

（基本施策 2 - 個別施策 ）

- ・市民、市民団体、研究機関、事業者など多様な主体との連携を図り、植生管理ガイドラインに基づく継続的な保全活動を実施し、地域固有の生態系の維持、回復を図る。

（基本施策 2 - 個別施策 ）

- ・植物を中心とした緑地固有の生態系を脅かす外来生物の駆除

（基本施策 3 - 個別施策 ）

- ・ちよいボラ制度など、市民が気軽に楽しみながら緑地の保全活動に参加できる仕組みの構築

（基本施策 3 - 個別施策 ）

- ・調査・保全活動や観察イベント等を通じて、各主体の横のつながりを生む仕組みの構築

(基本施策3 - 個別施策)

- ・隣接する黒鐘公園や国分寺崖線を軸としたつながりなど、エコロジカル・ネットワークに着目した周辺地域との連携の促進

【参画を想定する主な主体】

(市)

- ・環境政策課、自然環境調査員会議
生物多様性保全取組方針の作成、普及啓発イベントの実施等
- ・環境保全活動センター
市民への情報発信、ニーズのマッチング
- ・公園緑地課
生物多様性に着目した公園管理

(研究機関)

- 科学的知見に基づく緑地の生物多様性に関する調査・分析、及び保全活動に対する指導・助言

(市民)

- ・地域市民、自治会
ちよいボラ制度などによる保全への参加、普及啓発イベントへの参加、自発的な緑地の散策等
- ・市民団体
日常的な公園管理への協力、保全活動への参加、普及啓発イベントへの協力

(小・中学校)

- 緑地を活用した ESD の実施 (幼少期からの身近な自然との触れ合い、自然観察や保全作業への参加)

(事業者)

- 保全プロジェクトへの参加、後援、CSR 活動への利用

(関連機関等)

- 武蔵台緑地を広域的なエコロジカルネットワークの拠点として捉え、保全に取り組む近隣関係行政機関等との連携を図る。

・東京都

- 崖線保全に関する取組との連携、隣接する都立病院敷地との一体的な保全の展開

・国分寺市

- 隣接する黒鐘公園との一体的な保全の展開

・国分寺崖線沿線関係機関

- 「はけの自然とくらしのオンラインフォーラム」(企画 NPO BIRTH) 等による関係機関との崖線保全に係る連携促進

【会議体の創設】

「武蔵台緑地を考える会」（仮称）

（目的）

武蔵台緑地の生物多様性の保全と利用を、多様な主体の連携により推進するため、緑地の保全の方向性や取組内容などについて意見交換を行うこと。

（構成）

市、研究機関、地域市民、市民団体、小中学校、事業者など

（主なテーマ）

- ・主体間の情報共有
- ・緑地保全の在り方に関する事
- ・保全活動計画の策定に関する事
- ・自然環境調査の実施に関する事
- ・保全作業の実施に関する事
- ・市民への普及啓発や小中学校に対する環境教育の機会の提供に関する事

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制及び進行管理

1.1 計画の推進体制

計画の確実な推進には、市民・事業者・市それぞれが主体的に行動し、適切に連携しながら計画に取り組む必要があります。

市民・事業者の主体的な行動の推進及び、連携・協働による実行を加速させるため、市民・事業者への環境情報等の提供、地域での取組に対して積極的な支援ができるよう努めます。

また、府中市環境保全活動センターを中心に、市内の事業者、大学、市民団体等をはじめとする各団体間で交流するためのネットワークづくりに取り組むことにより、連携・協働に向けた気運を高め、市内における環境保全活動の輪を波及させていきます。

さらに、全庁を挙げた総合的な推進を図るため、府中市環境審議会の場合において、施策やそれに基づく各種事業について調査・審議していきます。また、関係各部が協力し、庁内連携を強めながら、効率的で効果的な取組を推進していきます。

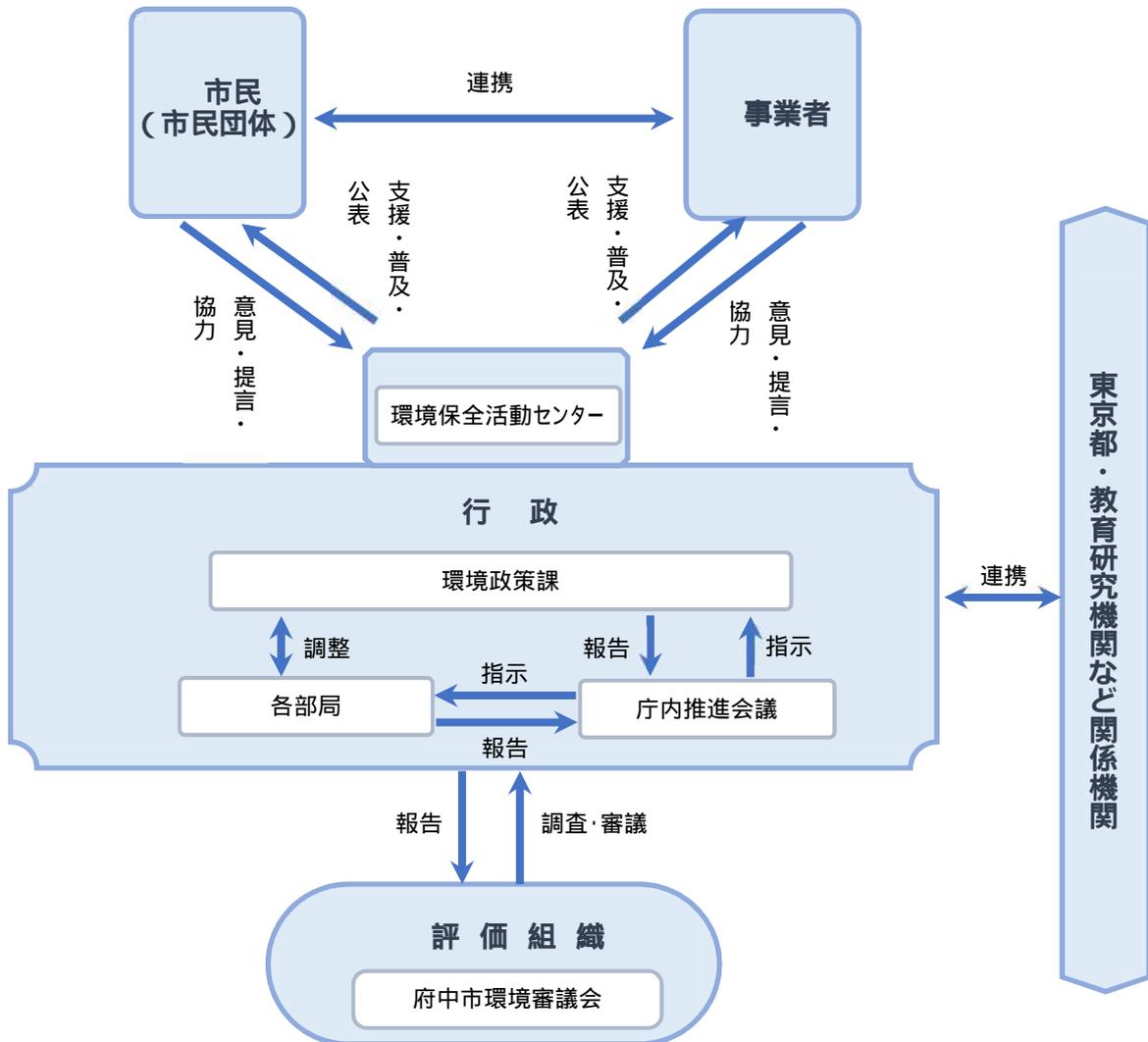


図 6-1 推進体制図

1.2 進行管理

本計画を実効性のあるものとするため、施策の実施状況、関連する成果指標の推移などの点検を行い、その結果に基づき、改善をしていくPDCAのサイクルが必要です。

庁内推進会議、環境審議会において、基本計画の進捗管理や見直しに関する事項、環境の保全に関する施策に関する事項等について審議します。

今後も、継続的にPDCAサイクルを実施する中で、施策の進捗状況、国や都の計画策定等の動向、社会情勢の大きな変化等を踏まえ、適宜、目標及び施策の強化などの見直しを検討していきます。



図 6-2 計画の推進体制及び進行管理方法

2. 進捗管理指標

本計画の進行管理においては、具体的な取組やその成果を測る進捗管理指標を基本目標ごとに複数設定し、進捗状況の点検・評価のほか、事業や計画の見直しに活用します。

2.1 基本方針1 脱炭素型のまちを目指します（地球温暖化・気候変動への対応）

【成果指標】

| 成果指標 | 現状値 (2013年度) | 目標値 (2030年度) | 目標削減割合 (2030年度) |
|-------------------------------|-----------------------------|---------------------------|--------------------|
| 市内の温室効果ガス排出量 (2030年・2050年) | 1,210.2 千 t-CO ₂ | 629.3 千 t-CO ₂ | 48% |
| 市内のエネルギー消費量 | 11,935 TJ | 8,354.5 TJ | 30% |
| 家庭部門のエネルギー消費量 | 3,787 TJ | 2,726.6 TJ | 28% |

【参考指標・取組指標】

| 参考指標・取組指標 | 現状値 (2021年度) | 目標値 (2030年度) |
|--|-----------------------------|-----------------------------|
| 高効率給湯器（エネファーム、エコキュート） の補助件数（累計） | 1,562 件 | 2,280 件 |
| 太陽光発電システムの補助件数（累計） | 1,359 件 | 1,900 件 |
| 蓄電池補助件数（累計） | 173 件 | 800 件 |
| 既設窓の断熱改修補助件数（累計） | 59 件 | 330 件 |
| カーボンオフセット事業 CO ₂ 吸収量 (複数年認証含む) | 84.2 (t-CO ₂ /年) | 1000 (t-CO ₂ /年) |

2.2 基本方針2 人と自然が調和し豊かなめぐみが得られるまちを目指します

【成果指標】

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (2030年度) |
|-------------------------------------|--------------------|-----------------|
| 生物多様性の価値や現状を理解している市民の割合 | 33.7% (2020年度) | 40% |
| 生物多様性や自然環境の保全につながる行動を始めている 市民の割合 | - | 30% |
| 東京都レッドリスト掲載種の市内確認種数（指定種） | | |
| 緑被率 | 29.52% (2016年度) | 30% |

【参考指標・取組指標】

| 参考指標・取組指標 | 基準値 | 目標値 |
|-----------------------------|---------------------|--------------------|
| 府中水辺の楽校事業 イベント参加人数（累計） | 204 人 （2019 年度） | 350 人 |
| 小中学生に対する自然環境教育の実施件数 | 14 回 （2019 年度） | 20 回 |
| 農地面積 上位計画である総合計画に基づきます | 132 ha （2020 年度） | 119 ha |
| 認定農業者数 上位計画である総合計画に基づきます | 135人 （2020 年度） | 140 人 （2025 年度） |

2.3 基本方針 3 循環型のまちを目指します（資源循環・廃棄物）

【成果指標】

| 成果指標 | 基準値 （2020 年度） | 目標値 | 削減割合 |
|---|------------------|------------------------|------|
| 市民 1 人 1 日当たりの燃やすごみ排出量 一般廃棄物処理基本計画に基づきます | 397 g / 人 | 354 g / 人 （2027 年度） | 11% |
| | | 350 g / 人 （2032 年度） | 12% |
| 最終処分場での埋立処分量 一般廃棄物処理基本計画に基づきます | 0 t | 0 t を維持 （2032 年度） | |

【参考指標・取組指標】

| 参考指標・取組指標 | 基準値 （2020 年度） | 目標値 （2027 年度） |
|---------------------|------------------|------------------|
| 市民 1 人当たりの年間粗大ごみ排出量 | 10.2 kg / 人以下 | 7.5 kg / 人以下 |
| 市民 1 人当たりの収集後資源化量 | 77 g / 人・日 | 78 g / 人・日以上 |
| 総資源化率 | 多摩地域 8 位 | 多摩地域 1 位 |

2.4 基本方針4 安全・安心・快適に暮らせる文化的なまちを目指します

【成果指標】

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (2025年度) |
|---|-------------------|-----------------|
| 水質、大気、騒音・振動の環境基準適合率 上位計画である総合計画に基づきます | 84.4% (2020年度) | 100% |
| まちなみや景観がよく保全されていると感じている市民の割合 上位計画である総合計画に基づきます | 47.3% (2020年度) | 60% |
| 府中市が文化的であると感じている市民の割合(%) 関連計画である文化芸術推進計画に基づきます | 82.9% (2017年度) | 88% |

【参考指標・取組指標】

| 参考指標・取組指標 | 基準値 (2020年度) | 目標値 |
|--|-----------------|-------------------|
| 一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の常時測定、 移動測定車「おおぞら号」による測定 | 年12回 | 年12回 (2030年度) |
| 市内の狭あい道路の割合 上位計画である総合計画に基づきます | 9.05% | 7.36% (2025年度) |
| 騒音・大気汚染などの公害に悩まされている市民の割合 上位計画である総合計画に基づきます | 11.3% | 11% (2025年度) |

2.5 基本方針5 協働・連携のための環境が整ったまちを目指します

【取組指標】

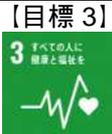
| 参考指標・取組指標 | 基準値 | 目標値 |
|--|----------------------|--------------------|
| 水辺の楽校参加者延べ人数(開催回数) | 204人(5回) (2019年度) | 350人 (2030年度) |
| かんきょう塾に参加した人数(延べ人数) 上位計画である総合計画に基づきます | 120人 (2020年度) | 180人 (2025年度) |
| 多摩川清掃市民運動参加者数 上位計画である総合計画に基づきます | 3,188人 (2019年度) | 4,000人 (2025年度) |

資料編

1. 持続可能な開発目標（SDGs）と本計画の関係

これまで進めてきた環境に関する取組は、多くの点でSDGsの理念や目標と合致します。引き続き本計画に基づき施策を推進することで、SDGsの実現に貢献していきます。

本計画とSDGsの関係をわかりやすく示すため、各基本方針の冒頭で基本方針と関連の深いSDGs目標を記載しています。

| SDGsのゴール | | | |
|---|--|--|--|
|  <p>【目標1】 【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。</p> | |  <p>【目標10】 【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する。</p> | |
|  <p>【目標2】 【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p> | |  <p>【目標11】 【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間住居を実現する。</p> | |
|  <p>【目標3】 【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p> | |  <p>【目標12】 【持続可能な生産と消費】 持続可能な生産消費形態を確保する。</p> | |
|  <p>【目標4】 【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p> | |  <p>【目標13】 【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p> | |
|  <p>【目標5】 【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。</p> | |  <p>【目標14】 【海洋資源】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p> | |
|  <p>【目標6】 【水・衛生】 すべての人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p> | |  <p>【目標15】 【陸上資源】 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p> | |
|  <p>【目標7】 【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p> | |  <p>【目標16】 【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p> | |
|  <p>【目標8】 【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p> | |  <p>【目標17】 【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p> | |
|  <p>【目標9】 【インフラ、産業化、イノベーション】 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p> | | | |

| 基本方針1 | 基本的視点・方向性 | 関連する主なSDGsのゴール |
|-----------------------------------|--|--|
| 脱炭素型のまちを目指します (地球温暖化・気候変動への対応) | 再生可能エネルギーや新技術等の普及を推進すると同時に、環境に配慮した行動に変容させます。 |        |

ターゲットの挿入

| 基本施策 | 関連する主な SDGs のゴール及びターゲット | |
|-----------------|-------------------------|---------------------------|
| | ゴール | ターゲット |
| 省エネルギーの推進 | 7 | 7.1 / 7.2 / 7.3 / 7.a |
| | 12 | 12.2 / 12.3 / 12.5 / 12.8 |
| | 17 | 17.16 / 17.17 |
| 再生可能エネルギー導入促進 | 7 | 7.1 / 7.2 / 7.3 / 7.a |
| | 12 | 12.2 / 12.3 / 12.5 / 12.8 |
| | 17 | 17.16 / 17.17 |
| 新技術の普及促進 | 7 | 7.1 / 7.2 / 7.3 / 7.a |
| | 8 | 8.2 / 8.3 |
| | 9 | 9.1 / 9.4 |
| | 12 | 12.2 / 12.3 / 12.5 / 12.8 |
| | 17 | 17.16 / 17.17 |
| 環境に配慮したまちづくりと行動 | 7 | 7.1 / 7.2 / 7.3 / 7.a |
| | 11 | 11.2 / 11.3 / 11.5 / 11.b |
| | 12 | 12.2 / 12.3 / 12.5 / 12.8 |
| | 17 | 17.16 / 17.17 |
| 気候変動への地域対応 | 7 | 7.1 / 7.2 / 7.3 / 7.a |
| | 13 | 13.1 / 13.2 / 13.3 |
| | 17 | 17.16 / 17.17 |

| | | |
|---------------------------------|---------------|---|
| 基本方針2 | 基本方針 2 以降は作成中 | 関連する主なSDGsのゴール |
| 人と自然が調和し豊かなめぐみ が得られるまちを目指します | |  |

| 基本施策 | 関連する主な SDGs のゴール及びターゲット | |
|---------------------------|-------------------------|-------|
| | ゴール | ターゲット |
| 生物多様性の価値の浸透と社会における主流化 | | |
| 府中市固有の生態系と生息環境の保護と回復 | | |
| 生物多様性保全の担い手が生まれる仕組みづくりの推進 | | |

| | | |
|--------------|-----------|--|
| 基本方針3 | 基本的視点・方向性 | 関連する主なSDGsのゴール |
| 循環型のまちを目指します | |  |

| 基本施策 | 関連する主な SDGs のゴール及びターゲット | |
|-------------------|-------------------------|-------|
| | ゴール | ターゲット |
| ごみの発生抑制と再使用の推進 | | |
| 資源循環の推進 | | |
| 安定的・効率的なごみ処理体制の確保 | | |

| 基本方針4 | 基本的視点・方向性 | 関連する主なSDGsのゴール |
|-------------------------------|-----------|--|
| 安全・安心・快適に暮らせる 文化的なまちを目指します | |  |

| 基本施策 | 関連する主な SDGs のゴール及びターゲット | |
|------------------------|-------------------------|-------|
| | ゴール | ターゲット |
| 大気環境の保全 | | |
| 水環境の保全 | | |
| 土壌の環境保全や騒音振動対策、その他公害対策 | | |
| 快適できれいなまちづくり | | |
| 歴史的・文化的環境の保全 | | |

| 基本方針5 | 基本的視点・方向性 | 関連する主なSDGsのゴール |
|-------------------------|-----------|--|
| 協働・連携のための環境が整ったまちを目指します | |  |

| 基本施策 | 関連する主な SDGs のゴール及びターゲット | |
|-------------------------|-------------------------|-------|
| | ゴール | ターゲット |
| 事業者・大学との連携による新たな取り組みの創出 | | |
| 環境保全活動を支援するネットワークの構築 | | |
| 環境学習の推進 | | |
| 情報発信の充実・啓発活動の推進 | | |

2. 温室効果ガス排出量の推計結果

1) 削減目標の考え方

対象とする地域

対象とする地域は府中市全域とし、取組の対象は市の温室効果ガス排出に関わるあらゆる主体（市民・市民団体、事業者、行政）とします。

対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法の対象である二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7ガスとします。

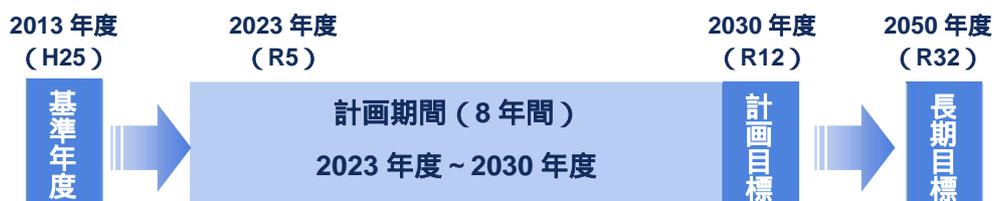
表 対象とする温室効果ガス

| 種類 | 主な排出活動 | 地球温暖化係数* | |
|---------------------------|---|--|---------|
| 二酸化炭素 (CO ₂) | 燃料の使用、他人から供給された電気・熱の使用 | 1 | |
| メタン (CH ₄) | 工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼養及び排泄物管理、廃棄物の焼却処分・原燃料使用等・埋立処分、排水処理 | 25 | |
| 一酸化二窒素 (N ₂ O) | 工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作における肥料の施用、家畜の排泄物管理、廃棄物の焼却処分・原燃料使用等・埋立処分、排水処理 | 298 | |
| 代替フロン類 | ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) | クロロジフルオロメタンまたは HFCs の製造、業務・産業用の冷凍空調機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としての HFCs の使用 | 1,430 等 |
| | パーフルオロカーボン類 (PFCs) | アルミニウムの製造、PFCs の製造、半導体素子等の製造、溶剤等としての PFCs の使用 | 7,390 等 |
| | 六ふっ化硫黄 (SF ₆) | マグネシウム合金の鋳造、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器、開閉器及び遮断機その他の電気機械器具の使用・点検・廃棄 | 22,800 |
| | 三ふっ化窒素 (NF ₃) | NF ₃ の製造、半導体素子等の製造 | 17,200 |

温室効果ガスは、その種類によって、「地球の温暖化をもたらす程度」が異なります。そこで、各温室効果ガスの「地球の温暖化をもたらす程度」が、二酸化炭素の「地球の温暖化をもたらす程度」の何倍に当たるかを、「地球温暖化係数」という数値で表しています。

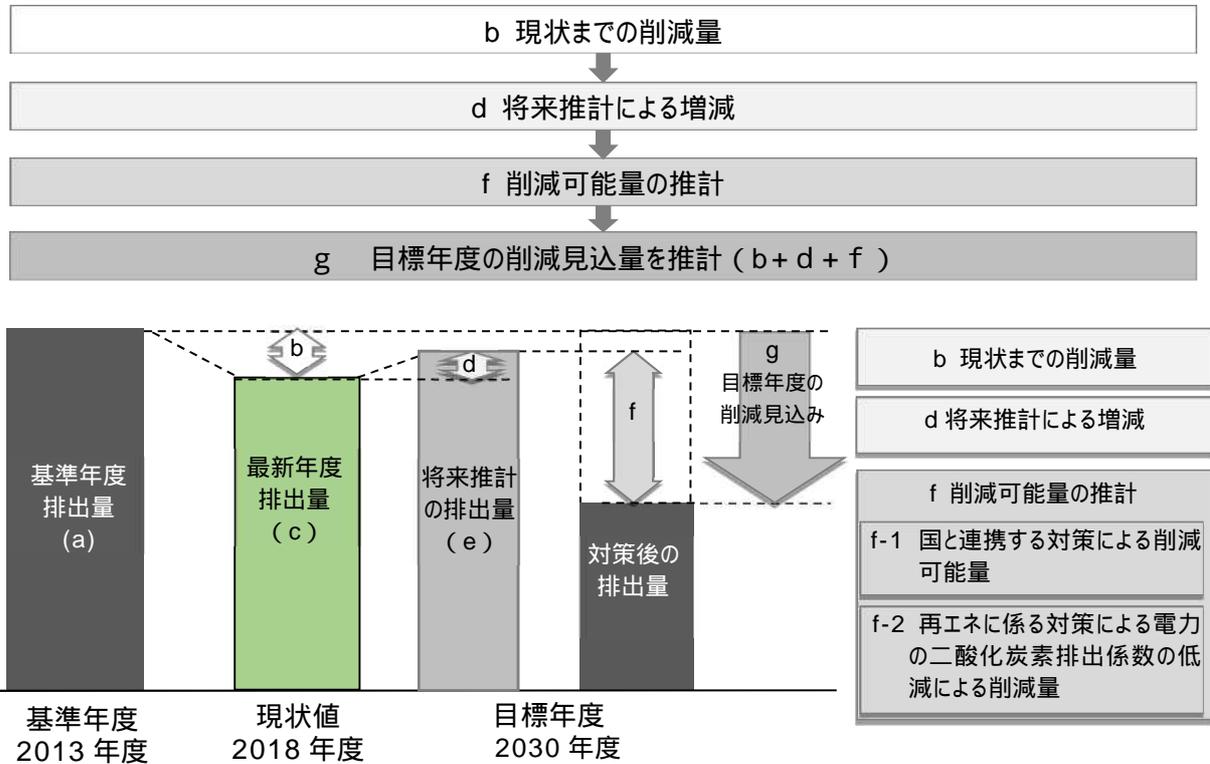
基準年度及び目標年度の設定

基準年度及び目標年度は、国の「地球温暖化対策計画」や「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」との整合を図り、基準年度を 2013（平成 25）年度、計画目標を 2030（令和 12）年度、長期目標を 2050（令和 32）年度と設定します。



目標の設定方法

計画目標（2030（令和12）年度の削減目標）については、「現状までの削減量（下図のb）」、「将来推計による増減（下図のd）」及び「削減可能量の推計（下図のf）」の総和により推計した、「目標年度の削減見込量（下図のg）」をもとに削減目標を設定しました。



2) 現状までの削減量及び将来推計による増減量

2030（令和 12）年度における温室効果ガス排出量の将来推計は、温室効果ガス排出量の現状趨勢ケースについて、下式のもとに推計を行いました。

$$\boxed{\text{現状趨勢ケースの温室効果ガス排出量}} = \boxed{\text{最新年度の温室効果ガス排出量}} \times \boxed{\text{活動量変化率}}$$

基準年度（2013（平成 25）年度）から目標年度（2030（令和 12）年度）までの将来推計を行った結果、各部門の温室効果ガス排出量の増減は以下のようになりました。

表 将来推計（現状趨勢ケース）による増減

| 部門 | 2013 年度 （基準年度） 排出量 （千 t-CO ₂ ） （a） | 2018 年度まで の増減量 （千 t-CO ₂ ） （b） | 2018 年度 （最新年度） 排出量 （千 t-CO ₂ ） （c）=（a+b） | 2018 年度から 2030 年度までの 増減量 （千 t-CO ₂ ） （d） | 現状趨勢ケースにお ける 2030 年度の排 出量 （千 t-CO ₂ ） （e）=（c+d） | 削減率 （2013 年 度比） |
|-----|---|--|---|---|--|-----------------------|
| 産業 | 232.7 千 t | 48.9 千 t | 183.8 千 t | 8.7 千 t | 192.5 千 t | ▲17.3% |
| 家庭 | 363.0 千 t | 51.2 千 t | 311.8 千 t | 4.6 千 t | 316.3 千 t | ▲12.9% |
| 業務 | 346.4 千 t | 41.8 千 t | 304.6 千 t | 9.9 千 t | 314.6 千 t | ▲9.2% |
| 運輸 | 196.4 千 t | 24.3 千 t | 172.0 千 t | 1.9 千 t | 170.1 千 t | ▲13.4% |
| 廃棄物 | 6.56 千 t | 0.5 千 t | 7.1 千 t | 0.4 千 t | 6.63 千 t | +1.1% |
| 他ガス | 65.1 千 t | 31.8 千 t | 96.9 千 t | 31.7 千 t | 128.6 千 t | +97.5% |
| 合計 | 1,210.2 千 t | 134.0 千 t | 1,076.1 千 t | 52.6 千 t | 1,128.7 千 t | ▲6.7% |

注）四捨五入により、合計や割合が一致しない場合があります。

3) 削減見込量

削減見込量の推計方法

削減見込量は、将来推計（現状趨勢ケース）による増減量と国と連携する対策（「地球温暖化対策計画」に沿った対策）による削減量、再生可能エネルギーの導入促進等の対策による電力の二酸化炭素排出係数の低減による削減量より算出しました。

国と連携する対策（「地球温暖化対策計画」に沿った対策）による削減量については、「地球温暖化対策計画」に示される対策ごとの削減効果に基づき、市内で 2030（令和 12）年までに想定される対策実施量を定量的に求めました。電力の二酸化炭素排出係数の低減による削減量は、2030（令和 12）年度に想定される電力使用量（現状趨勢と対策による省エネ量より推計）に基づき推計しました。

削減見込量の推計結果

ア. エネルギー消費量

削減見込量の推計結果は、以下に示すとおり、将来推計（現状趨勢ケース）による削減見込量 789TJ、国と連携する対策による削減見込量 2822TJの計 3,611TJ（基準年度比 30.3%）となりました。

部門別でみると、民生（家庭）部門の削減見込み量が最も大きい推計結果となっています。

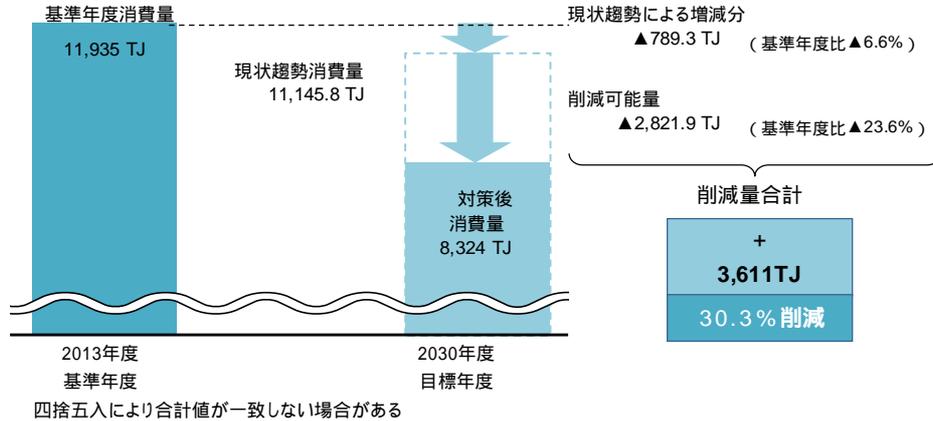


図 エネルギー消費量の削減見込量の推計結果

表 部門別のエネルギー消費量推計

| 項目 | 部門 | 2013年度 | | 2030年度 | | | 削減可能量 国と連携する対策 | 現状すう勢増減分 + 削減可能量 | 対策ケース 消費量 | 削減率 |
|-----------|--------|-------------|------------------------|-----------------|-----------|---------------------|-------------------|---------------------|--------------|-----|
| | | 基準年度 消費量 | 現状すう勢 による増減分 = - | 現状すう勢ケース 消費量 | 削減可能量 | 現状すう勢増減分 + 削減可能量 | | | | |
| エネルギー消費量 | 産業 | 2,181 TJ | ▲188 TJ | 1,993 TJ | ▲635 TJ | ▲823 TJ | 1,358 TJ | ▲37.7% | | |
| | 民生(家庭) | 3,787 TJ | ▲199 TJ | 3,588 TJ | ▲879 TJ | ▲1,077 TJ | 2,710 TJ | ▲28.4% | | |
| | 民生(業務) | 3,239 TJ | ▲67 TJ | 3,172 TJ | ▲750 TJ | ▲817 TJ | 2,422 TJ | ▲25.2% | | |
| | 運輸 | 2,728 TJ | ▲336 TJ | 2,392 TJ | ▲559 TJ | ▲895 TJ | 1,833 TJ | ▲32.8% | | |
| | 合計 | 11,935 TJ | ▲789 TJ | 11,146 TJ | ▲2,822 TJ | ▲3,611 TJ | 8,324 TJ | - | | |
| 基準年度比 増減率 | | | ▲6.6% | ▲6.6% | ▲23.6% | ▲30.3% | ▲30.3% | ▲30.3% | | |

イ. 温室効果ガス排出量

削減見込量の推計結果は、以下に示すとおり、将来推計（現状趨勢ケース）による削減見込量 81.4 千 t-CO₂、国と連携する対策による削減見込量 295.9 千 t-CO₂、電力の二酸化炭素排出係数の低減による削減見込量 208.7 千 t-CO₂ の計 586.0 千 t-CO₂（基準年度比 48.4%）となりました。

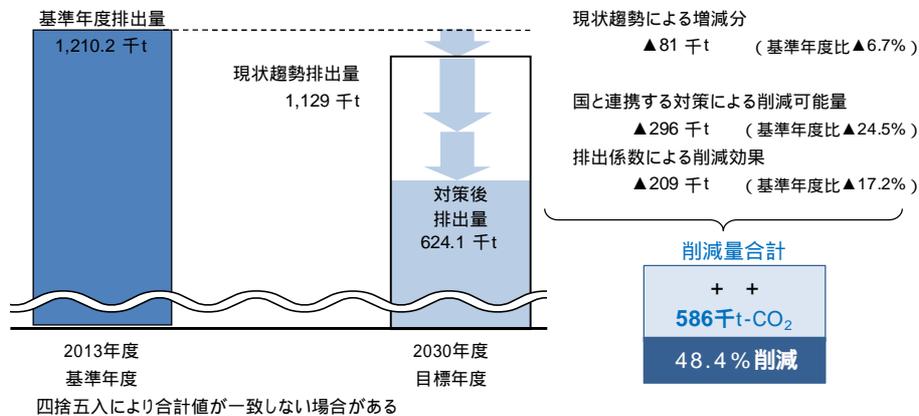


図 削減見込量の推計結果

3. 生物多様性地域戦略策定の経緯

【生物多様性地域戦略とは】

生物多様性基本法により、生物多様性国家戦略を基本に都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として定めるよう努めなければならないとされている計画です。

【第1次府中市生物多様性地域戦略について】

本市では2014（平成27）年に第1次府中市生物多様性地域戦略（以下、第1次戦略といいます。）を、独立した個別計画として策定いたしました。

第1次戦略では、府中市総合計画、府中市環境基本計画、府中市緑の基本計画など、生物多様性に関連する施策を含む他の計画との役割を区別し、国においても主要な課題と位置付けている「生物多様性の社会における主流化」を主眼とした計画として戦略を策定し、これに基づく様々な取組を実施してきました。

【第2次府中市生物多様性地域戦略の位置付けについて】

生物多様性の保全については多岐にわたる分野と関連を有するため、生物多様性の社会における主流化を一層推進するためには、本市の他の計画や施策と連携して取組を進めていくことが重要であると判断し、第2次府中市生物多様性地域戦略については、本市の環境行政における最上位計画である環境基本計画に包含して策定することとしました。

このことから、基本方針2は、生物多様性基本法第13条に基づく「府中市生物多様性地域戦略」として位置づけるものとなります。

1) 世界の動向

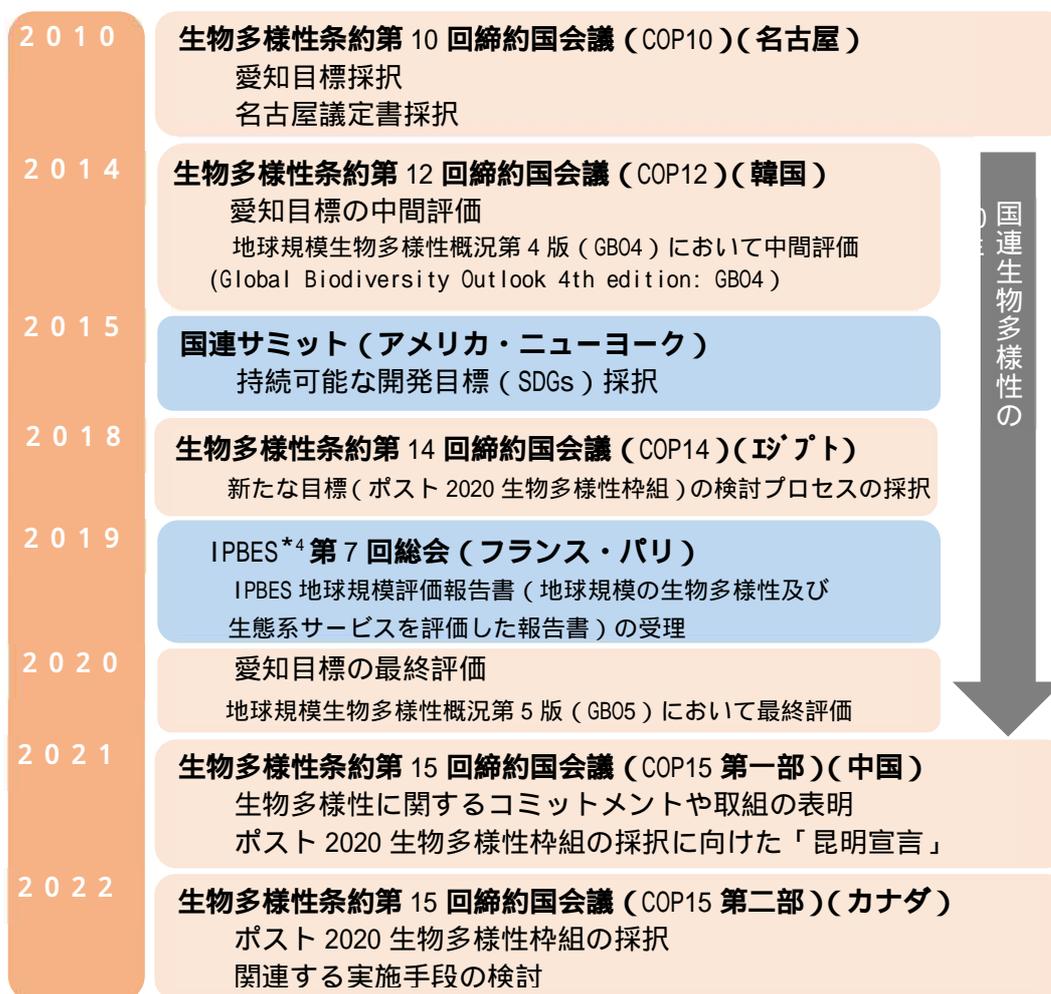
2010（平成22）年のCOP10において、生物多様性条約（1992（平成4）年採択）に基づき、自然と共生する世界を実現することを目指した愛知目標が採択されました。愛知目標に基づく戦略計画2011-2020では、長期目標（ビジョン）として「2050年までの自然と共生する世界の実現“Living in harmony with nature”」を掲げるとともに、短期目標（ミッション）として、「2020（令和2）年までに生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急的な行動を実施する」ために「20の個別目標」が掲げられました。

愛知目標の達成度評価については、2014（平成26）年のCOP12では地球規模生物多様性概況第4版（GBO4）により中間評価が行われたほか、2020（令和2）年9月に公表された地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）では、達成期限を迎えた愛知目標最終評価と、愛知目標の長期目標である2050（令和32）年ビジョン「自然との共生」の達成に向けて必要な行動等がまとめられました。

GBO5の最終評価では、愛知目標の20の個別目標のうち、目標9「外来種の防御」など6つの目標が「部分的に達成」と評価したものの、「完全に達成できたものは何一つ無く、生態系の損失は続いている」と評価されました。未達成の理由として、各国が設定する国別目標の範囲や目標のレベルが愛知目標の達成に必要とされる内容と必ずしも整合していなかったこと等が指摘され、2050（令和32）年ビジョン達成に向けて移行が必要な8分野が示されました。

2021（令和3）年7月に公表されたポスト2020生物多様性枠組1次ドラフトでは、2050年の「自然との共生」に向けて2030年までの具体的なターゲットが示されました。そして、2021（令和3）年10月に中国の昆明で開催されたCOP15第一部では、「ポスト2020生物多様性枠組」の採択に向け

た決意を示す「昆明宣言」が採択され、2022（令和4）年12月にカナダで開催されるCOP15第二部において「ポスト2020生物多様性枠組」が採択される予定です。



出典：中央環境審議会総会（第27回）資料（環境省）、IPBES 第7回総会結果報告会資料（環境省）、環境省ホームページより作成

ポスト2020生物多様性枠組策定に向けた国際的な動向

| | |
|--|--|
| <p>戦略目標A. 生物多様性を主流化し、生物多様性の損失の根本原因に対処</p> <p>目標1: 生物多様性の価値と行動の認識 目標2: 生物多様性の価値を国・地方の戦略及び計画プロセスに統合 目標3: 有害な補助金の廃止・改革、正の奨励措置の策定・適用 目標4: 持続可能な生産・消費計画の実施</p> | <p>戦略目標C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守り生物多様性の状況を改善</p> <p>目標11: 陸域の17%、海域の10%を保護地域等により保全 目標12: 絶滅危惧種の絶滅が防止 目標13: 作物・家畜の遺伝子の多様性の維持・損失の最小化</p> |
| <p>戦略目標B. 直接的な圧力の減少、持続可能な利用の促進</p> <p>目標5: 森林を含む自然生態地の損失を半減一ゼロへ、劣化・分断を顕著に減少 目標6: 水産資源の持続的な漁獲 目標7: 農業・養殖業・林業が持続可能に管理 目標8: 汚染を有害でない水準へ 目標9: 侵略的外来種の制御・根絶 目標10: 脆弱な生態系への悪影響の最小化</p> | <p>戦略目標D. 生物多様性及び生態系サービスからの恩恵の強化</p> <p>目標14: 自然の恩恵の提供・回復・保全 目標15: 劣化した生態系の15%以上の回復を達し気候変動緩和・適応に貢献 目標16: ABSに関する名古屋議定書の施行・運用</p> |
| <p>愛知目標と達成状況: 部分的に達成した目標: 6 (黄色囲み)、未達成の目標: 14 (赤囲み)</p> | <p>戦略目標E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化</p> <p>目標17: 国家戦略の策定・実施 目標18: 伝統的知識の尊重・統合 目標19: 関連知識・科学技術の向上 目標20: 資金を顕著に増加</p> |

出典:「地球規模生物多様性概況第5版(GB05)の公表について」(環境省)
 愛知目標の達成状況

2050年ビジョン
自然と共生する世界

2050年ゴール(A~D)及び2030年マイルストーン

A 生態系15%増、絶滅速度を1/10に減、遺伝的多様性を90%維持

- i 自然生態系の面積、連結性及び一体性が少なくとも5%増加
- ii 絶滅リスクを10%減少
- iii 遺伝的多様性を90%維持

B 保全と持続可能な利用により、自然がもたらすもの(NCP)を評価・維持・強化

- i 意志決定において自然及びNCPが十分考慮されること
- ii SDGsにも貢献しながら、NCPの長期的持続可能性が確保されること

C 遺伝資源の利用から生じる利益が公正かつ公平に配分

- i 遺伝資源提供者が配分される金銭的利益の割合の増加
- ii 利益配分での非金銭的利益の増加

D 2050年ビジョン達成のための財政手段及びその他の手段に係るギャップの縮小

- i 生物多様性に必要な毎年7,000億ドルの資金不足(ギャップ)を縮める
- ii 能力構築、科学技術協力等の資金以外の手段を利用可能にする
- iii 2030年までに、その後の10年間の資金及び手段を約束する

2030年ミッション
地球と人類の恩恵のために、生物多様性を回復の軌道に乗せるため、緊急な行動を社会全体で起こす

2030年ターゲット(取るべき行動)

a 脅威の縮小

1. 全ての陸域/海域を、生物多様性も包括した空間計画下に置き、原始的な自然地域を維持
2. 劣化した生態系の20%を再生・復元
3. 陸域/海域の重要地域を中心に30%保全
4. 野生生物との軋轢回避を含め、生物種と遺伝的多様性の回復・保全のために行動
5. 種の採取、取引、利用を合法、持続可能に
6. 外来生物の新規侵入及び定着を50%減
7. 環境中の栄養分の喪失を半減し、環境への農業の放出を2/3削減し、プラスチック廃棄物の流出を根絶
8. 年100億トンCO₂相当分の緩和を含め、生態系により気候変動に対する緩和・適応に貢献

b 人々の要請に応える

9. 種の持続可能な管理による栄養、食料安全保障、医薬、生計を含む、福利の確保
10. 農業、養殖業、林業で使われている空間を持続可能に管理し、生産性等を向上
11. 大気質、水の質と量の調節に、災害からの保護に貢献する自然の恩恵を維持・促進
12. 緑地、親水空間の面積及びアクセス増加
13. ABSを促進・確保するための措置の実施

c ツールと解決策

14. 政策、規制、計画、開発プロセス、会計等への生物多様性の価値の統合
15. 全てのビジネスが生物多様性への依存及び影響を評価・報告・対処し、悪影響を半減
16. 廃棄量を半減させるべく、責任ある選択と、必要な情報の入手を可能にさせる
17. バイオテクノロジーによる悪影響への対処のため、能力を強化し、措置を実施
18. 生物多様性に有害な補助金を改廃、年5,000億ドル分削減し、すべての奨励措置が生物多様性に害をもたらないようにする
19. 全ての財源からの資源(資金)動員を年2,000億ドルまで増やし、途上国向けの国際資金は年100億ドル増やす
20. 啓発、教育、研究により、重要な情報が生物多様性管理の意思決定を先導の確保
21. 生物多様性に関連する意思決定への公平な参加、先住民、女性、若者の権利確保

実施サポートメカニズム/実現条件/責任と透明性/アウトリーチ、啓発、広報

*NCP: Nature's Contribution to People: 自然がもたらすもの(自然の恩恵)。生態系サービスに代わる概念としてIPBESが提議。

出典:「ポスト2020 生物多様性枠組に係る議論の概要」(環境省第1回ネイチャーポジティブ経済研究会)
 ポスト2020 生物多様性枠組 1次ドラフトの概要

| 2050年ゴール(A~D)とヘッドライン指標 | 2030年ターゲット(取るべき行動)とヘッドライン指標 | | |
|---|---|--|--|
| A 生態系15%増、絶滅速度を1/10に減、遺伝的多様性を90%維持 | a 脅威の縮小 | | b 人々の要請に応える |
| A.0.1 選定された自然生態系及び改変された生態系の面積 A.0.2 種の生息地指数 A.0.3 レッドリスト指数 A.0.4 種内で遺伝的に有効な個体数が500を超える個体群の割合 | 1. 全ての陸域/海域を、生物多様性も包括した空間計画下に置き、原始的な自然地域を維持 1.0.1 生物多様性を統合している空間計画でカバーされている陸域と海域の割合 | 9. 種の持続可能な管理による栄養、食料安全保障、医薬、生計を含む、福利の確保 9.0.1 野生種の利用から生じる便益についての国の環境・経済勘定 | 15. 全てのビジネスが生物多様性への依存及び影響を評価・報告・対処し、悪影響を半減 15.0.1 生物多様性に対するビジネスの依存状況及び影響 |
| B 保全と持続可能な利用により、自然がもたらすもの(NCP)を評価・維持・強化 | 2. 劣化した生態系の20%を再生・復元 2.0.1 劣化した又は転換された生態系内、再生が行われている生態系の割合 | 10. 農業、養殖業、林業で使われている空間を持続可能に管理し、生産性を向上 | 16. 農業量を半減させるべく、責任ある選択と必要な情報の入手を可能にさせる 16.0.1 食品と注ぎ指数 16.0.2 人口1人あたりのマテリアルフットプリント |
| B.0.1 生態系サービスについての国の環境・経済勘定 | 3. 陸域/海域の重要地域を中心に30%保全 3.0.1 保護地域及びOECMのカバー率 | 10.0.1 生産性が高く、持続可能な農業の下にある農地の割合 10.0.2 持続可能な森林管理に向けた進展 | 17. バイオテクノロジーによる悪影響への対処のため、能力を強化し、措置を実施 17.0.1 人の健康も考慮しつつ、バイオテクノロジーが生物多様性に与える潜在的な悪影響を防止、管理、およびコントロールするために講じられている措置の指標 |
| C 遺伝資源の利用から生じる利益が公正かつ衡平に配分 | 4. 野生生物との軋轢回避を含め、生物種と遺伝的多様性の回復・保全のために行動 4.0.1 人と野生生物との軋轢によって影響を受ける種の個体数の割合 4.0.2 中期又は長期の保存施設に保存されている食料と農業のための植物の遺伝資源の数 | 11. 大気質、水の質と量の調節に、災害からの保護に貢献する自然の恵みを維持・促進 11.0.1 生態系による大気質、水の質及び量の調整、及び災害と異常現象からのすべての人々の保護についての国の環境・経済勘定 | 18. 生物多様性に有害な補助金を改善、年5,000億ドル削減し、すべての奨励措置が生物多様性に害をもたらないようにする 18.0.1 生物多様性にとって有害な補助金やその他の奨励措置で、転用、目的の変更、又は撤廃されたものの金額 |
| C.0.1 伝統的知識を含むABS合意の結果としての遺伝資源の利用から受領した金銭的利益 C.0.2 ABS合意から生じた研究・開発製品の数 | 5. 種の採取、取引、利用を合法、持続可能にする 5.0.1 合法かつ持続可能な方法で収穫されている野生生物の割合 5.0.2 生物学的に持続可能な水準に収まっている漁業資源の割合 | 12. 緑地、親水空間の面積及びアクセス増加 12.0.1 市街地の中で公共に解放されている緑地や親水地の平均占有率 | 19. 全ての財源からの資源(資金)動員を年2,000億ドルまで増やし、途上国向けの国際資金は年100億ドル増やす 19.0.1 生物多様性のための政府開発援助 19.0.2 生物多様性及び生態系の保全と持続可能な利用に関する公共支出及び民間支出 |
| D 2050ビジョン達成のための財政手段及びその他の手段に係るギャップの縮小 | 6. 外来生物の新規侵入及び定着を50%減 6.0.1 侵略的外来種の拡大速度 | 13. ABSを促進・確保するための措置の実施 13.0.1 利益の公正かつ衡平な配分を確保するための法的、行政的または政策的な適用中の枠組みの指標 | 20. 啓発、教育、研究により、重要な情報が生物多様性管理の意思決定を先導の確保 20.0.1 伝統的知識を含む、管理のための生物多様性に関する情報とモニタリングに関する指標 |
| D.0.1 GBF実施のための資金の調達 D.0.2 国の生物多様性に関する計画策定プロセスと実施手段に関する指標 | 7. 環境中の栄養分の喪失を半減し、環境への農業の放出を2/3削減し、プラスチック廃棄物の流出を根絶 7.0.1 沿岸の富栄養化の可能性の指数 7.0.2 プラスチックごみの密度 7.0.3 耕作地における農業の使用 | 14. 政策、規制、計画、開発プロセス、会計等への生物多様性の価値の統合 14.0.1 生物多様性の価値を主流化するために、どの程度、の国別目標が採択されているか 14.0.2 環境経済勘定(SEEA)の実施として定義される、国の勘定及び報告への生物多様性の統合 | 21. 生物多様性に関する意思決定への衡平な参加、先住民、女性、若者の権利確保 21.0.2 先住民及び地域社会(IPLCs)の伝統的な領地における土地保有権 21.0.1 IPLCs、女性・女児、青年が生物多様性に関係する意思決定への参加の割合 |
| | c ツールと解決策 | | |

出典：「ポスト2020生物多様性枠組に係る議論の概要」(環境省第1回ネイチャーポジティブ経済研究会) ポスト2020生物多様性枠組 1次ドラフトのヘッドライン指標

2) 国の動向

国においては、令和2~3(2020~2021)年度にかけて「次期生物多様性国家戦略研究会」が全9回開催され、令和3(2021)年7月には、次期生物多様性国家戦略の策定に向けた課題の洗い出し及び方向性を示す研究会からの提言として「次期生物多様性国家戦略研究会報告書」が取りまとめられました。

それを踏まえて、令和3(2021)年8月に中央環境審議会自然環境部会に生物多様性国家戦略小委員会が設置され、生物多様性国家戦略の変更案の検討が行われています。令和4(2022)年3月に次期生物多様性国家戦略素案が示され、令和4(2022)年内の策定が予定されています。

そのほか、ポスト2020生物多様性枠組1次ドラフトで掲げるターゲットの3つ目である「陸域/海域の重要地域を中心に30%保全(30by30目標)」を達成するために必要な取組をまとめた「30by30ロードマップ」が、環境省の生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議により令和4(2022)年4月に策定されました。

報告書では、以下について次の10年間に取り組むべきとされた。

- 生物多様性と生態系の健全性の回復(例; OECM⁶)
- 自然を活用した解決策(NbS⁷)の積極的活用(例; Eco-DRR⁸)
- ビジネスと生物多様性の好循環とライフスタイルへの反映(例; ESG金融、認証品)

また、次期戦略は構造・目標・指標を大幅に見直して、目標の達成状況の明確化と多様な主体の行動を促す必要があると指摘された。

出典：「国家戦略の改定について」(環境省中央環境審議会 自然環境部会(第44回))より作成 次期生物多様性国家戦略研究会報告書の概要

本戦略の背景

- ・世界的潮流 地球の持続可能性の土台、人間の安全保障の根幹としての自然資本
- ・位置づけ・役割 生物多様性損失と気候危機：2つの危機の同時解決、コロナ危機との関係性、日本の課題

第1部：戦略

第1章 生物多様性・生態系サービスの現状と課題

第1節 世界の現状と動向

- ・損失の直接要因（土地利用変化、採取、気候変動、汚染、外来種）とその背景にある間接要因（社会経済活動）、他分野との統合的解決、自然資本管理のビジネス化等、世界的なトレンドと課題

第2節 我が国の現状と動向

- ・我が国の生物多様性の現状と将来予測、4つの危機（開発等、働きかけ縮小、外来種・汚染、気候変動）
- ・社会経済に内在する危機としての「社会の価値観と行動」：生物多様性が主流化されていない状況

第3節 生物多様性国家戦略で取り組むべき課題

- ・①世界目標、②世界と日本のつながりの中での課題、③国内での課題
- ・国家戦略で取り組むべき5つの具体的課題、その対処において重要な考え方の解説

SDGsとの関係性、自然資本、NbS等

第2章 本国家戦略の目指す姿（2050年以降）

第1節 自然共生社会の理念

- ・「自然のしゅみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」

第2節 目指すべき自然共生社会像（長期目標としての2050年ビジョン）

- ・2050年ビジョン『「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な利益がもたらされる」自然と共生する社会』
- ・2050年ビジョンの下での社会像

第3章 2030年に向けた目標

第1節 2050年ビジョンの達成に向けた短期目標（2030年ミッション）

- ・ネイチャーポジティブの実現：生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる
- ・「ネイチャーポジティブ」「ネイチャーポジティブ活動」「ネイチャーポジティブ経済」の解説

第2節 取組の柱としての5つの基本戦略と個別目標

- ・5つの基本戦略
 - ①生態系の健全性の回復：30by30目標の達成、利用・管理における影響軽減、野生生物保護管理
 - ②自然を活用した社会課題の解決：NbSによる気候変動・資源循環等とのシナジー、鳥獣管理
 - ③事業活動への生物多様性・自然資本の統合（ネイチャーポジティブ経済）：情報開示・ファイナンス
 - ④生活・消費活動における生物多様性との再統合（一人ひとりの行動変容）：理解・価値観、消費活動
 - ⑤生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進：情報整備、担い手確保・支援、国際協力
- ・基本戦略ごとに設定する2030年における目標：
あるべき姿（状態目標）、なすべき行動（行動目標）、目標ごとの指標

第4章 本戦略を効果的に実施するための基盤・仕組み

第1節 実施に向けた基本的考え方

- ・7つの考え方（①科学的認識・予防的かつ順応的なアプローチ、②地域に即した取組、③流域単位、④ラドスケールアプローチ、⑤わかりやすさの徹底、⑥社会課題解決への積極的活用、⑦連携・協働）

第2節 進捗状況の評価及び点検

第3節 多様な主体による取組の進捗状況の把握のための仕組み

第4節 各主体の役割

第2部：行動計画

第1章～第5章 基本戦略の関連施策

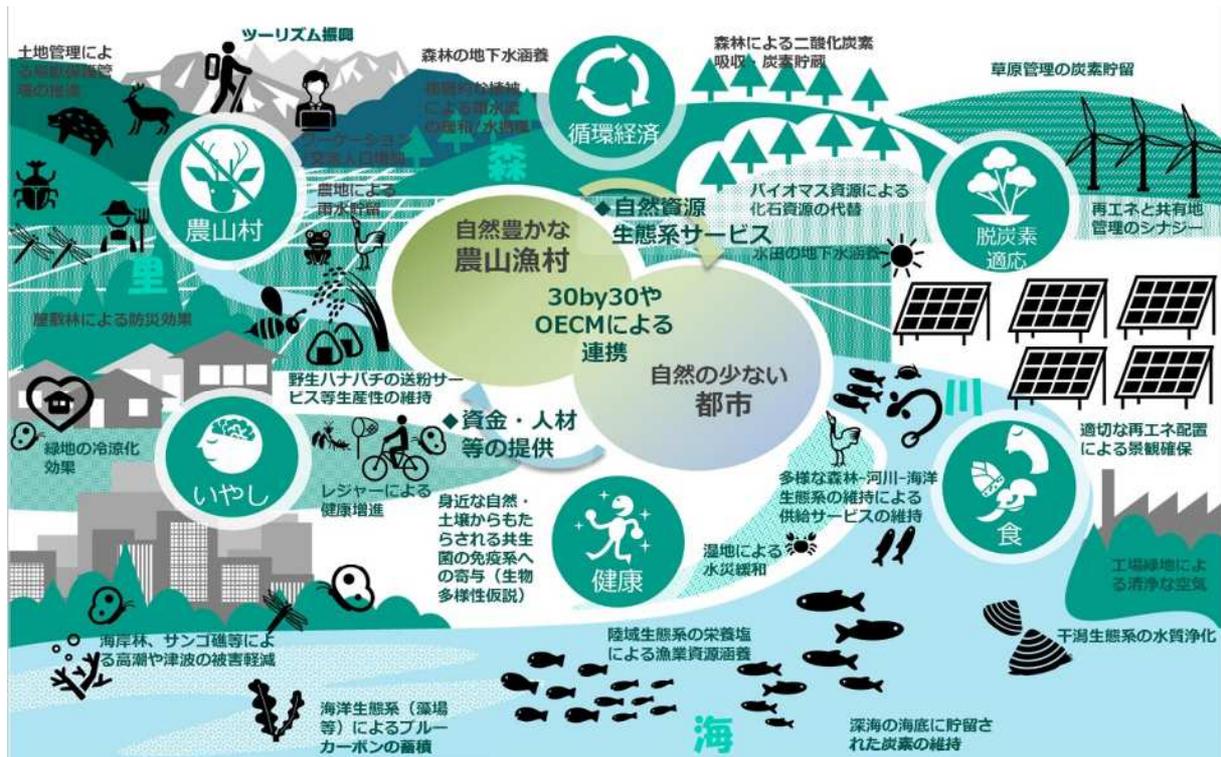
- ・5つの基本戦略の下での行動目標ごとに関係省庁の関連する施策を網羅的に記載
- ・行動目標ごとに現状と課題を整理し、施策の方向性にそって具体的取組を記載

第3部/付属書：本戦略の背景にある基礎的情報

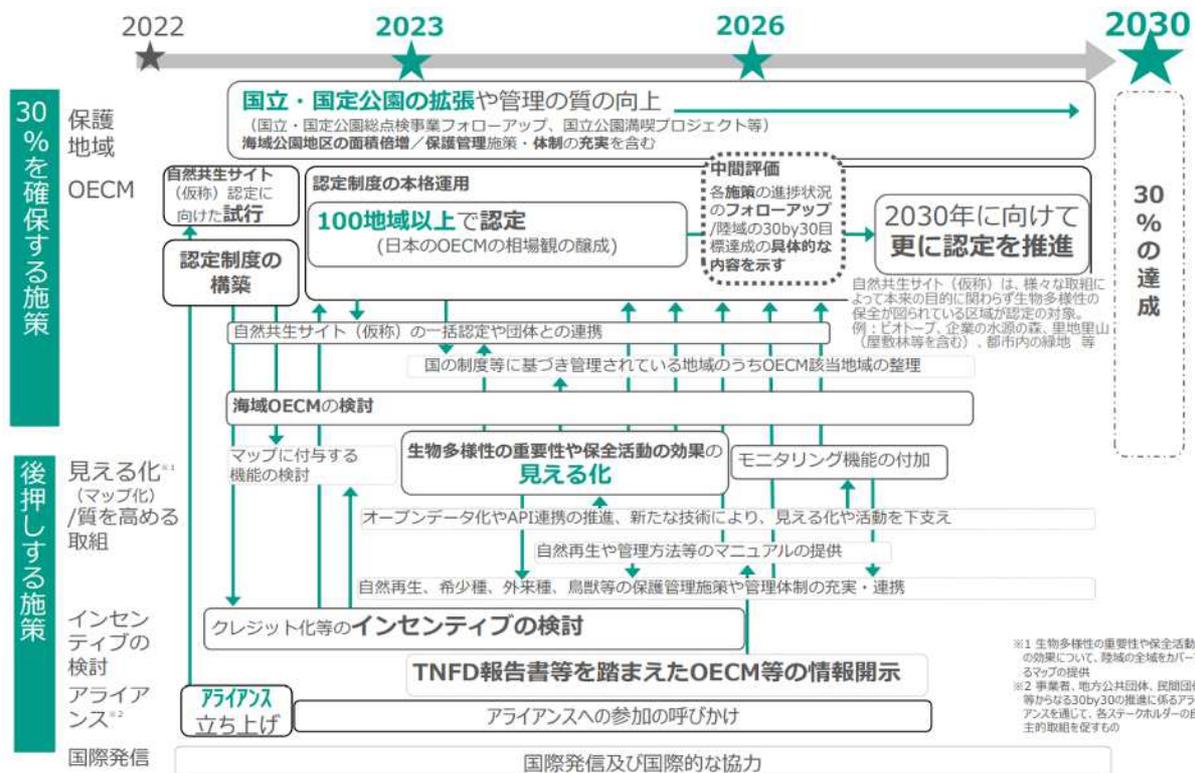
- ・生物多様性や生態系サービス、関連制度の解説・100年計画・グランドデザイン・30by30ロードマップ等

出典：「次期生物多様性国家戦略素案」（環境省自然環境部会 生物多様性国家戦略小委員会）

次期生物多様性国家戦略素案の概要



出典：「30by30 ロードマップ」（環境省生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議）
30by30 実現後の地域イメージ



出典：「30by30 ロードマップ」（環境省生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議）
30by30 ロードマップの概要

3) 東京都の動向

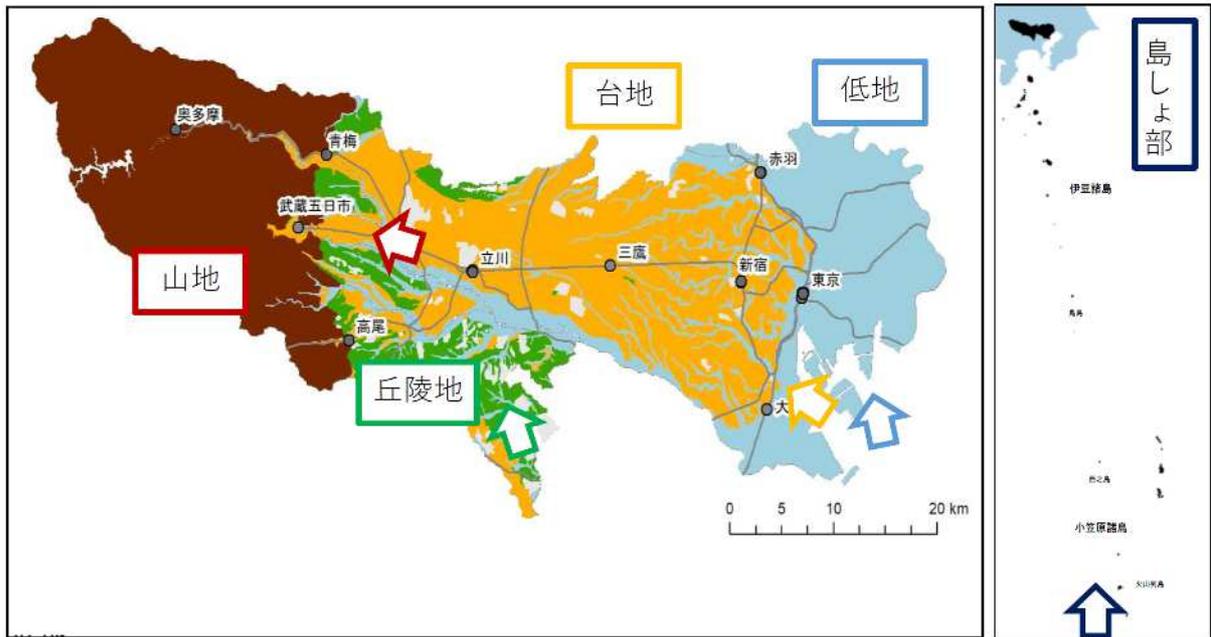
都においては、2012（平成 24）年に策定した「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」が 2020（令和 2）年に計画期間を終えるため、2018（令和元）年 12 月から生物多様性地域戦略の改定に向けた検討を開始しています。

令和 4（2022）年 6 月に示された生物多様性地域戦略改定に係る「答申案の中間のまとめ素案」では、「自然に対して畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指す」を基本理念に掲げ、この基本理念を踏まえ、生態系サービスごとの 2050 年東京の将来像が示されました。また、各地形における具体的な取組や自然との関連性を整理する「地形区分ごとの将来像」も設定されました。また、2050 年東京の将来像を実現するために、3 つの基本戦略ごとに 2030 年行動目標が示されました。

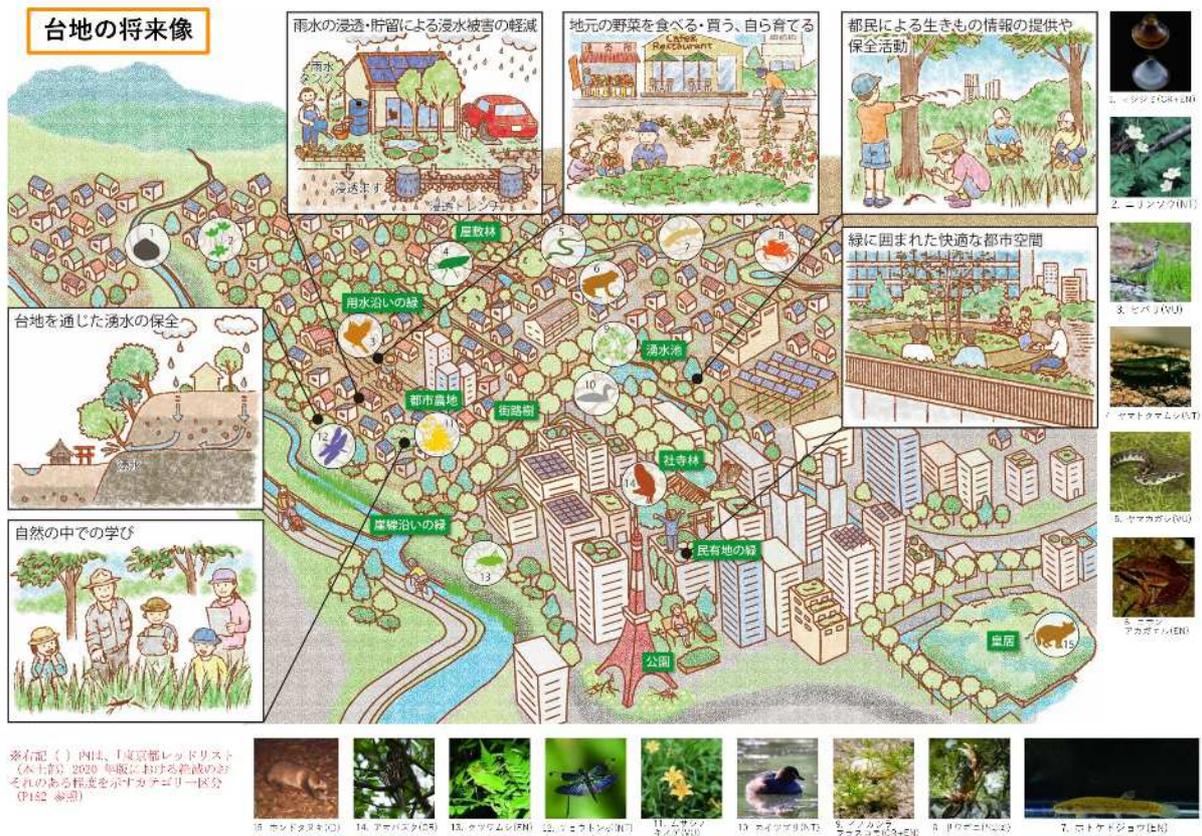
生物多様性地域戦略の改定版は、環境審議会での検討を進めている「東京都環境基本計画」と整合を図りつつ、2022（令和 4）年冬以降に改定の予定です。



出典：「東京都生物多様性地域戦略の改定について（中間のまとめ素案）」（東京都）
 東京都の生物多様性地域戦略改定における 2050 年将来像



出典：「東京都生物多様性地域戦略の改定について（中間のまとめ素案）」（東京都）
 東京都の生物多様性地域戦略改定における地形ごとの 2050 年将来像の地形区分



出典：「東京都生物多様性地域戦略の改定について（中間のまとめ素案）」（東京都）
 東京都の生物多様性地域戦略改定における台地の 2050 年将来像

台地の主な課題と将来像

緑地のエコロジカル・ネットワークの保全と回復

【主な課題】

都心には都立公園などの比較的大規模な緑地が残っているものの、宅地などへの開発が進み、崖線などに残された緑地の更なる分断化が進んでいます。樹林などの管理不足や草地の減少により、明るいい林や草地にすむ生きものが減少しています。

【将来像】

崖線・保全地域・公園、河川・用水・湧水、街路樹を軸とするエコロジカル・ネットワークの保全と回復に加え、環境認証を取得する企業による新たな緑地の創出が進み、身近な生きものが戻ってきています。



エコロジカル・ネットワークの軸となる崖線の緑の繋がり（国分寺崖線）



生きものに配慮することでコゲラが飛来した、都市部に広がる民間緑地（こげらの庭）

地域固有の生態系の回復

【主な課題】

アライグマなどの外来種により、カエル類などの在来の生きものの捕食被害や、農作物被害などが生じています。また、公園の池などでは、オオクチバスやブルーギル、アメリカザリガニ、アカミミガメといった国外由来の侵略的外来種による影響のみならず、別の地域から持ち込まれた国内由来の外来種によって、在来の水生生物に対する捕食や競合、遺伝的攪乱などの問題が生じてきています。

【将来像】

侵略的な外来種の防除が進み、希少な生きものが守られています。また、公園などではかいぼりやその後のモニタリングなどへの市民参画が活発化し、身近な自然の守り手が増える中、地域固有の生態系が回復しています。



井の頭池における市民協働でのかいぼり



地域固有の生態系が回復した井の頭池

東京の台地の持つ雨水浸透機能の活用

【主な課題】

都市化の進展により樹林や農地の減少が進み、地面が建物やアスファルトに覆われることで、雨水が河川や公共下水道へ直接流れ込んでいます。雨水の地中への浸透が妨げられることにより、湧水が減少しています。

【将来像】

東京の台地の水はけの良さを活用し、雨水を浸透させることにより、河川や公共下水道への負荷を低減し、浸水被害の軽減に寄与しています。また、十分に雨水がかん養され、湧水が復活しつつあります。特に武蔵野三大湧水池は拠点として保全されています。



周囲に降った雨水を集めて地下に浸透させるレインガーデン（世田谷区立上用費公園）



市街地に残された貴重な湧水群（真姿の池湧水群）

屋敷林・雑木林・農地・用水等のみどりを一体として保全

【主な課題】

都市化の影響などにより、屋敷林・雑木林・農地・用水など台地に残るみどりは年々減少が進み、市街地における生きものの生息・生育環境としての役割や、雨水浸透機能が失われつつあります。

【将来像】

多様な主体の取組みにより、屋敷林・雑木林・農地・用水などのみどりが一体となって保全され、生きものの生息・生育環境だけでなく、雨水浸透などの機能が維持されています。農地では、農業の担い手が育成されるとともに、多様な農業体験の機会が拡大しているほか、地元農産物が地域ブランドとして広まってきています。



生物多様性の拠点となる屋敷林（下保谷四丁目特別緑地保全地区）



農家の指導で自ら野菜が作れる農業体験農園

出典：「東京都生物多様性地域戦略の改定について（中間のまとめ素案）」（東京都）
東京都の生物多様性地域戦略改定における台地の主な課題と2050年将来像

東京における2030年の目標（案）

「自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる（ネイチャーポジティブの実現）」



出典：「生物多様性地域戦略 2030 年目標について」（東京都 第 10 回生物多様性地域戦略改定検討会）
東京都の生物多様性地域戦略改定における 2030 年将来目標

基本戦略

I

生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ

東京の自然の基礎的な情報をもとに、現在残っている良好な生物多様性の保全を進めるとともに、既に劣化してしまった生物多様性の回復を図ることで、東京の豊かな自然を後世につないでいきます。

基本戦略

II

生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす

都内外の生物多様性の恵みを持続的に利用し、癒しや潤い、地域コミュニティの活性化、防災や減災、気候の調整など、都民生活の向上にいかしていきます。

基本戦略

III

生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる

生物多様性の価値を認識し、生物多様性を自分事として捉えることにより、都内の課題だけでなく、日本全体さらには地球規模の課題にも対応した行動にかえていきます。

出典：「東京都生物多様性地域戦略の改定について（中間のまとめ素案）」（東京都）
東京都の生物多様性地域戦略改定における 2030 年目標の実現に向けた 3 つの基本戦略

基本戦略Ⅰの行動目標①

「生物多様性保全エリア〇〇+」

【目標の概要】 ※既存の緑施策の強化の視点
2030年までに「緑地の新たな確保」「公園緑地の新規開園」「自然地の保全管理」により、面積拡大と質の向上を目指し、行政の取組として面積を掲載する。さらに、行政だけでなく、OECMなど民間の取組を「+（プラス）」で表現し、様々な主体とともに目指すことのできる目標とする。

- A 緑地の新たな確保面積
(開発などにより失われる緑地の確保の視点)
- B 公園緑地の新規開園面積
(人の利用に供する公園緑地の拡大の視点)
- C 自然地の保全管理面積
(自然地の保全管理による緑の質の向上の視点)

基本戦略Ⅰの行動目標②

「新たな野生絶滅ZEROアクション」

【目標の概要】 ※戦略改定に伴う生きもの対策の視点
2030年時点で、新たに野生絶滅となる種がゼロとなるようにするための取組を様々な主体とともに実施することを目標とする。

【目標設定に伴う効果】

絶滅のおそれのある種の生息・生育環境の保全や減少要因の改善（外来種対策、持ち去り対策など）、モニタリング調査、保全に係る主体間の連携の推進、人材育成などにつながる。

成果イメージ

- ✓アズマシライトソウイ育地保全
→CRからの絶滅を回避し改善
- ✓オガサソラカソラヒツ域外保全
→CRからの絶滅を回避し改善

基本戦略Ⅱの行動目標

「Tokyo-NbSアクションの推進
～自然に支えられる都市東京～」

【目標の概要】

※NbS＝Nature-based Solutions：自然を基盤とした解決策

自然を基盤とした様々な解決策（NbS）となる取組を、行政・事業者・民間団体などの各主体がともに推進することを目標とする。目標達成に向けて、都が自然の様々な価値を「見える化」した取組を促進し、NbSとしての効果や成果を整理して内外に発信する。

2030年までを「NbS定着の期間」とし、その後更なるNbSの取組を加速させることを想定。

【目標設定に伴う効果】

生物多様性の恵みを持続的に利用する取組やその価値を「見える化」することで更なる取組促進を図るほか、東京から発信することで都外への波及効果もねらう。

基本戦略Ⅲの行動目標

「生物多様性都民行動100%
～一人ひとりの行動が社会を変える～」

【目標の概要】

生物多様性の保全と持続可能な利用のためには、生物多様性の言葉の認知や意味の理解だけでは足りず、自分事として捉え実際に都民一人ひとりが生物多様性に配慮・貢献した行動に移すことが何よりも重要である。

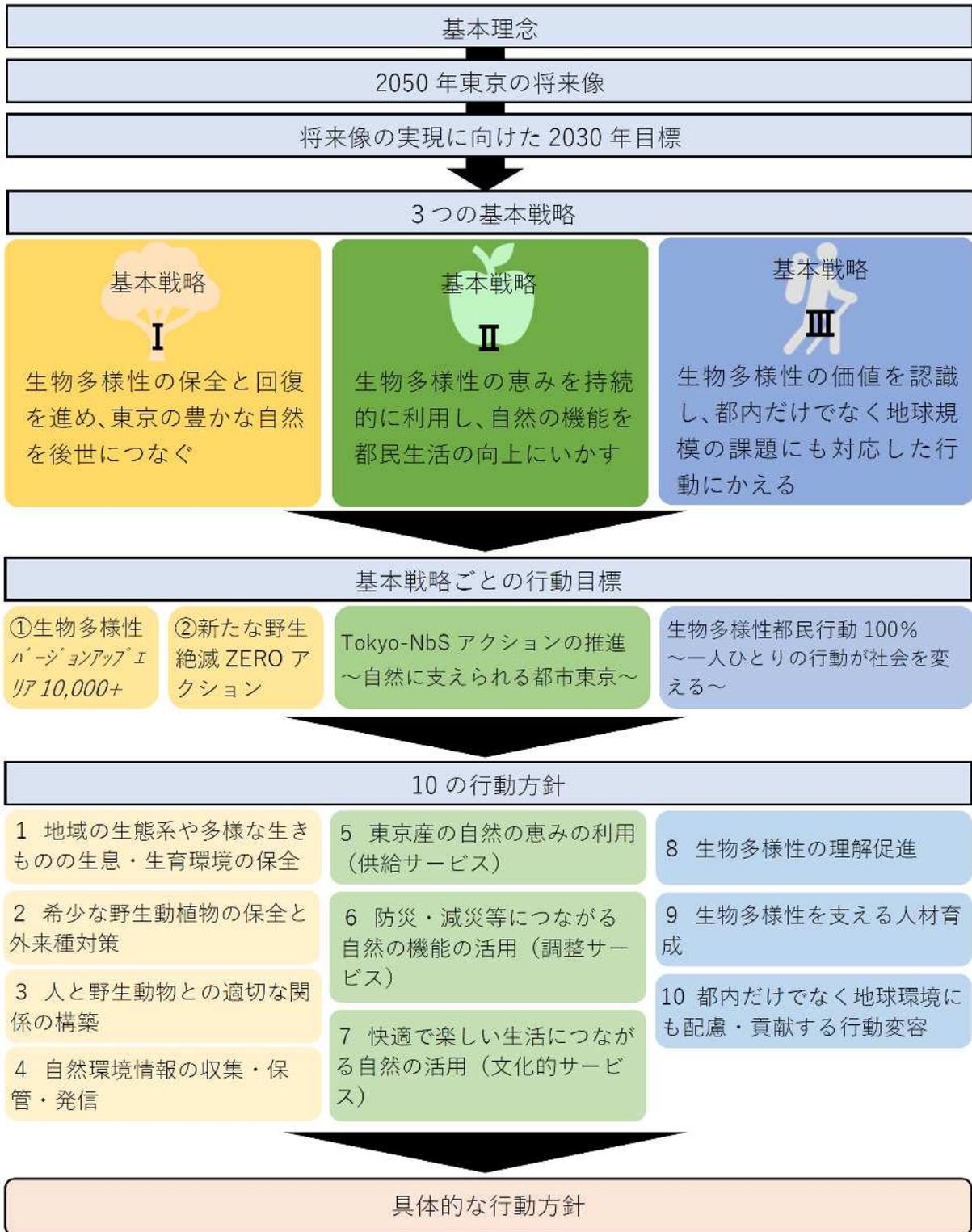
そこで、都民行動に焦点を当て、すべての都民が生物多様性に配慮・貢献することを目標とする。

その指標として、定期的にアンケート調査を実施することで、都民行動を把握する。

【目標設定に伴う効果】

目標の達成に向けて、生物多様性に配慮・貢献する行動を促進することで、生物多様性に配慮・貢献する都民行動が増加していく。この取組により、都内だけでなく、都外における生物多様性への配慮・貢献も進む。

出典：「生物多様性地域戦略 2030 年目標について」（東京都 第 10 回生物多様性地域戦略改定検討会）
東京都の生物多様性地域戦略改定における基本戦略ごとの行動目標



出典：「東京都生物多様性地域戦略の改定について（中間のまとめ素案）」（東京都）
 東京都の生物多様性地域戦略改定における取組体系

4. 計画関連データ

1) 生物多様性関連データ

浅間山公園

- ・哺乳類：5種
- ・鳥類：約70種
(安定して生息しているのは36種)
- ・爬虫類：5種
- ・両生類：3種
- ・昆虫類：284種
- ・植物類：496種
- ・希少種：2013都RL&環境省RL・・・97種
2020都RL&環境省RL・・・81種

浅間山を考える会モニタリング調査による。

武蔵野公園

- ・哺乳類：4種
- ・鳥類：61種
- ・爬虫類：10種
- ・両生類：3種
- ・昆虫類：250種
- ・水生生物類：90種
- ・植物類：437種
- ・希少種：2013都RL&環境省RL・・・100種
2020都RL&環境省RL・・・84種

都立武蔵野公園動植物データベースによる。

西府崖線(西府町1丁目)

- ・鳥類：22種
- ・魚類：7種
- ・エビ・カニ類：2種
- ・水生昆虫類：1種
- ・陸生昆虫類：40種
- ・水生貝類：1種

西府崖線生態系調査
(2019年度)

武蔵台緑地

- ・鳥類：26種
- ・昆虫類：331種
- ・木本類：60種
- ・草本類：138種
- ・シダ類：3種

府中市自然環境調査
(2019年度)



多摩川河川敷

- ・鳥類：81種
- ・植物類：272種

多摩川植物調査(2019年度)
多摩川野鳥調査(2019年度)

多摩川

- ・哺乳類：11種
- ・鳥類：62種
- ・爬虫類：6種
- ・両生類：7種
- ・魚類：31種
- ・陸生昆虫類：541種
- ・底生生物類：209種
- ・植物類：520種

河川水辺の国勢調査(2004~2018年度)

府中市内の生き物